

岐阜市一般廃棄物処理基本計画

(案)

令和8年 月

岐 阜 市

目 次

岐阜市一般廃棄物処理基本計画に関する用語の説明

第1章 一般廃棄物処理基本計画の背景と趣旨

1.1	一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨	1
1.2	一般廃棄物処理基本計画の位置付け	2
1.3	計画の範囲	5
1.4	目標年度	6

第2章 地域の特性

2.1	岐阜市の概要	7
2.2	上位計画	16

第3章 ごみ処理の現状及び課題

3.1	ごみ処理事業の概要	18
3.2	ごみ処理行政の動向	22
3.3	ごみ処理体制の現状	27
3.4	ごみ処理の実績	37
3.5	ごみ処理の評価及び課題	50

第4章 ごみ処理基本計画

4.1	ごみ総排出量及び処理量の予測	57
4.2	ごみ処理の目標値	71
4.3	ごみ処理の基本方針	82
4.4	排出抑制・分別計画	84
4.5	ごみの適正処理計画	88
4.6	計画の推進	100

第5章 生活排水処理の現状及び課題

5.1	生活排水処理体系の概要	101
5.2	生活排水処理形態別人口の状況	102
5.3	し尿・浄化槽汚泥の排出量の状況	103
5.4	処理主体	103
5.5	下水道の整備状況	104
5.6	水質汚濁の状況	105
5.7	収集・運搬体制	106
5.8	中間処理・資源化・最終処分体制	108
5.9	し尿処理経費	110
5.10	生活排水処理率	112
5.11	課題の抽出	113

第6章 生活排水処理基本計画（生活排水処理推進計画）

6.1	計画策定にあたっての検討事項	116
6.2	生活排水処理形態別人口、計画処理量の予測	117
6.3	生活排水の目標値	120
6.4	基本理念と基本方針	121
6.5	排出抑制計画	122
6.6	目標及び整備計画	123
6.7	収集・運搬、中間処理、最終処分計画	127
6.8	その他	129

岐阜市一般廃棄物処理基本計画に関する用語の説明

用 語	概 要
廃棄物	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）のこと。（廃棄物処理法による定義）
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のこと。（廃棄物処理法による定義） 主な発生源別に「ごみ」と、し尿や浄化槽から発生する汚泥を含む「生活排水」に区分している。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物及び輸入された廃棄物のこと。（廃棄物処理法による定義）
生活系ごみ	一般家庭の日常生活に伴って排出されるごみのこと。集団回収量を含む。
家庭系ごみ	生活系ごみから資源ごみ（直接搬入資源ごみを含む）及び集団回収量等を除くもの（環境省資料「日本の廃棄物処理」による定義）とされているが、本市では、「生活系ごみから都市美化ごみ、集団回収等を除くもの」とする。
事業系ごみ	事業者の事業活動に伴って生じるごみのうち、産業廃棄物を除いたもの。
国民の責務、事業者の責務、国及び地方公共団体の責務	廃棄物処理法をはじめ様々な法律に、国民、事業者、国及び地方公共団体（県や市町村等）がそれぞれ果たすべき責任と義務が規定されている。
ごみ総排出量	生活系ごみ及び事業系ごみを合計したもの。計画収集量、直接搬入量及び集団回収等を含む。
計画収集量	岐阜市が収集するごみの量のこと。
直接搬入量	岐阜市の処理施設に市民や事業者が直接持ち込むごみの量のこと。
集団回収等	資源分別回収事業等によって資源物を回収すること。
1人1日当たりのごみ排出量	市民1人が1日に排出するごみの平均値のこと。 （ごみ総排出量 ÷（岐阜市の人口） ÷年間日数（365日又は366日））
再生利用率	総資源化量をごみ総排出量で除した率のこと。
総資源化量	直接資源化量、処理後資源物量及び集団回収等を合計したもの。
直接資源化	岐阜市の処理施設で処理せず、民間業者などに直接引き渡して資源化すること。

用語	概要
処理後資源物	岐阜市の中間処理施設によって資源を分別・回収した資源物のこと。
最終処分量	一般廃棄物最終処分場に埋立処分する量のこと。
最終処分率	最終処分量をごみ総排出量で除した率のこと。
感染性一般廃棄物	特別管理廃棄物のうち、人が感染するおそれのある病原体等が付着している廃棄物又は付着するおそれのある廃棄物のこと。
特別管理廃棄物	爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもののこと。（廃棄物処理法による定義）
災害廃棄物	災害時に発生する廃棄物のうち、岐阜市がその処理を実施するもの。倒壊した家屋のがれきや浸水した粗大ごみ、避難所から排出される一般廃棄物等を含む。
生活排水処理率	計画処理区域内人口に対するし尿及び生活雑排水を衛生的に処理している人口の割合のこと。
計画処理区域内人口	生活排水処理形態別人口の合計のこと。 行政区域内人口と等しい。
水洗化・生活雑排水処理人口	し尿及び生活雑排水を生活排水処理施設で処理している人口のこと。
生活排水	人の生活（炊事・洗濯・入浴等）に伴い、公共用水域に排出される水のこと。（水質汚濁防止法による定義）
生活雑排水	生活排水のうち、し尿を除くものこと。 （浄化槽法による定義）
浄化槽人口 （合併処理浄化槽人口）	合併処理浄化槽の利用人口のこと。 し尿及び生活雑排水を合わせて処理している。
公共下水道人口	下水道に接続している人口のこと。
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	単独処理浄化槽の利用人口のこと。 し尿は単独処理浄化槽において処理されるが、生活雑排水は未処理で放流される。
非水洗化人口	水洗化されていない人口のこと。 （し尿汲み取り人口と自家処理人口の合計）
し尿汲み取り人口	し尿汲み取りトイレを使用し、し尿の収集を行っている人口のこと。簡易水洗トイレを含む。生活雑排水は未処理で放流される。
自家処理人口	し尿及び生活雑排水を自家処理している人口のこと。本市には存在しない。
し尿量	し尿の収集（計画収集）により岐阜羽島衛生センターに搬入されたし尿の量のこと。
浄化槽汚泥量	許可業者により岐阜市寺田プラント及び岐阜羽島衛生センターに搬入された浄化槽汚泥の量のこと。

第1章 一般廃棄物処理基本計画の背景と趣旨

1.1 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

今日、環境保全是人々の生活において重大な課題となっています。国においては、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指した施策を推進しており、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や各種リサイクル法など、関係法令の整備が進められてきました。

令和6年8月には「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、国内の現状・課題に対し、「資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制」「気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進）」「環境負荷を下げつつ、経済成長を達成」など、実現される将来像を掲げ、鍵となる「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行」を推進していくことが定められました。

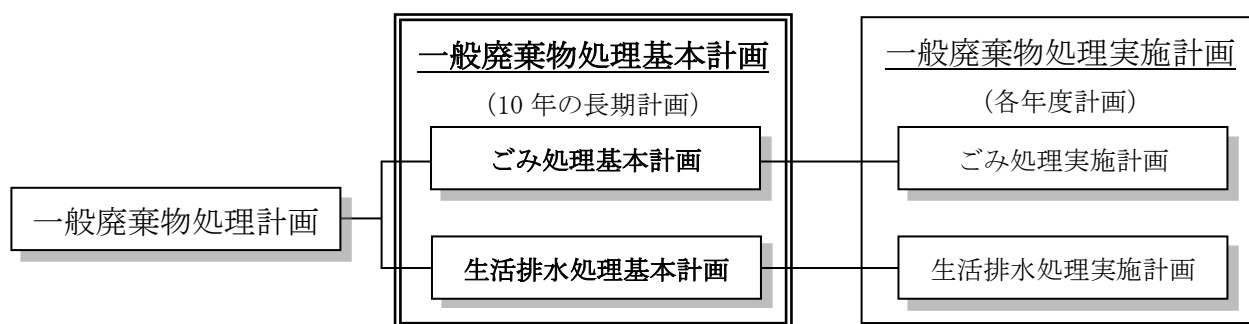
岐阜市（以下「本市」といいます。）では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）に基づき、令和3年3月に「岐阜市一般廃棄物処理基本計画」を見直し、一般廃棄物の安定的・継続的な適正処理に努めてきました。

このような状況の中、本市の廃棄物処理行政は、近年の人口減少や高齢化の進行等の課題や、上述したような各種法体系の整備等といった廃棄物を取り巻く社会情勢の変化に対応しつつ、「循環型社会の実現」に向けて、さらなる廃棄物の減量化・資源化等の施策を行うため、これまで講じられてきた様々な施策について、更に効率的に実施するとともに、市民・事業者・行政の三者が協働して推進していくため、また、本年度で前計画の見直しより5年が経過し、計画目標年度に該当することから、新たな「岐阜市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を目指します。

1.2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、市町村が区域内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として「一般廃棄物」に係る長期的視点に立った基本的な方向を明確にするものです。廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村は「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）からなり、それぞれ、ごみ処理及び生活排水に関する部分から構成されます。（図1-2-1を参照）



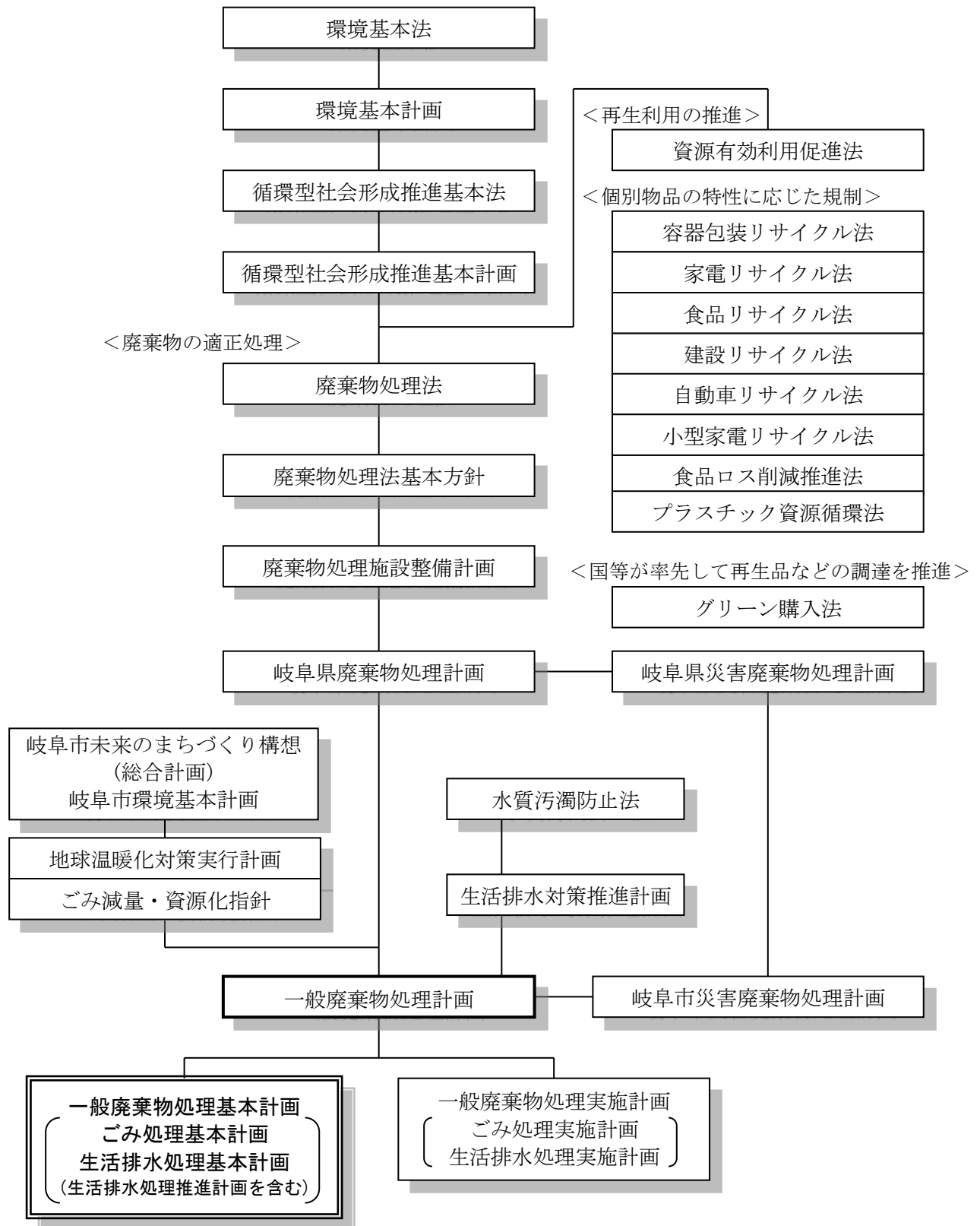
出典：環境省「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）」p.2の図1を加工して作成

図1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成

本計画は、上位計画である「岐阜市未来のまちづくり構想（岐阜市総合計画）」や「岐阜市環境基本計画」及び「岐阜市上下水道事業経営戦略（下水道計画）」等で掲げている一般廃棄物処理行政の分野における計画事項について、基本方針や具体的な施策を示すものであり、本市の廃棄物処理に関する最上位計画と位置付けられます。

また、本計画は、水質汚濁防止法第14条の9に基づく生活排水対策推進計画を盛り込む計画とします。

本計画の位置付けについて体系的に示したものを図1-2-2に、関係する法令等の概要を表1-2-1に示します。



出典：環境省「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）」p.9の図3を加工して作成

図 1-2-2 計画の位置付け

表 1-2-1 一般廃棄物処理計画に関する法令の概要（1）

法律名等	整備時期 (現在施行)	法 整 備 の 目 的
環境基本法	平成 5 年 11 月制定 令和 3 年 9 月施行	環境保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
循環型社会形成推進基本法	平成 12 年 6 月制定 平成 24 年 9 月施行	環境基本法の基本理念に基づき、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明確にし、循環型社会の形成に関する施策を定めることにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	昭和 45 年 12 月制定 令和 7 年 6 月施行	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	平成 3 年 4 月制定 令和 7 年 6 月施行	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的とする。
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	平成 7 年 6 月制定 平成 23 年 8 月施行	市町村が容器包装を分別収集し、事業者がリサイクルを行う新しい容器包装リサイクルシステムの導入を目的とする。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	平成 10 年 6 月制定 令和 2 年 4 月施行	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	平成 12 年 6 月制定 令和 6 年 4 月施行	食品廃棄物等の再生利用や発生の抑制及び減量に関して、食品関連事業者による食品廃棄物等の再生利用を促進するための措置を講じることにより、食品に関する資源の有効利用及び廃棄物の排出抑制を図り、事業者の発展、生活環境の保全及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	平成 12 年 5 月制定 令和 7 年 6 月施行	特定の建設資材について、解体及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体業者について登録制度を実施すること等により、廃棄物の減量化をとおして、資源の有効な利用及び廃棄物の適正処理を図り、生活環境の保全、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)	平成 14 年 7 月制定 令和 7 年 6 月施行	使用済自動車に係る廃棄物の減量や再生資源及び再生部品の十分な利用を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
小型家電リサイクル法 (使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)	平成 24 年 8 月制定 平成 25 年 4 月施行	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

表 1-2-1 一般廃棄物処理計画に係る法令の概要（2）

法律名等	整備時期 (現在施行)	法 整 備 の 目 的
食品ロス削減推進法 (食品ロスの削減の推進に関する法律)	令和元年5月制定 令和元年10月施行	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。
プラスチック資源循環法 (プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)	令和3年6月制定 令和7年6月施行	国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐり、環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を目的とする。
グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	平成12年5月制定 令和3年9月施行	国、独立行政法人等による環境物品等の調達及び情報の提供等、環境物品への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
水質汚濁防止法	昭和45年12月制定 令和7年6月施行	公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制し、生活排水対策の実施によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、人の健康に係る被害が生じた場合に損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

1.3 計画の範囲

1.3.1 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市の行政区域内全域とします。

1.3.2 計画の範囲

本計画の範囲は、本市全域から発生する一般廃棄物（ごみ、し尿・浄化槽汚泥）の排出段階から収集・運搬、中間処理、最終処分までとします。

また、計画対象廃棄物は、本市全域から排出される一般廃棄物のほか、自治会などの市民団体が実施する資源分別回収で集められた資源物や不法投棄されたごみ及び一部受入を認めている併せ産廃についても対象とします。

1.4 目標年度

本計画の計画期間は、初年度を令和8年度とし、計画目標年度は令和17年度とします。また、令和12年度を中間目標年度とします。(図1-4-1を参照)

なお、一般廃棄物処理基本計画は、概ね5年ごとに見直すことを基本とし、社会情勢や法体系の変化など計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合にも必要に応じ見直しを行います。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
前計画 (令和3年3月見直し)	中間目標年度／計画見直し	岐州市一般廃棄物処理基本計画(後期)					計画目標年度										
本計画 (令和8年3月策定)						計画策定	岐州市一般廃棄物処理基本計画				中間目標年度／計画見直し	岐州市一般廃棄物処理基本計画(後期)				計画目標年度／時期計画策定	次期計画

図1-4-1 計画期間と目標年度

(2) 気象

本市の気象状況を表 2-1-1 及び図 2-1-2 に示します。

令和 6 年の平均気温は 17.8℃と比較的温暖です。

また、同年の年間降水量は 2,108.5mm で、平年よりやや多くなっています。

表 2-1-1 気象状況

年・月	気温 (°C)			降水量合計 (mm)
	平均気温	日最高平均	日最低平均	
令和2年	17.0	21.8	12.9	2,088.5
令和3年	16.8	21.7	12.8	2,249.5
令和4年	16.7	21.6	12.6	1,978.5
令和5年	17.4	22.7	13.1	1,986.5
令和6年	17.8	22.6	13.7	2,108.5
1月	5.7	10.4	1.5	58.0
2月	8.0	12.6	4.2	160.5
3月	8.7	13.6	4.2	233.0
4月	17.6	22.6	13.0	211.0
5月	19.6	24.7	14.6	239.0
6月	23.9	28.9	19.7	268.5
7月	29.1	33.8	25.4	261.5
8月	30.2	35.7	26.4	268.0
9月	28.4	33.1	24.7	105.0
10月	21.4	26.0	17.6	172.0
11月	14.3	18.7	10.5	118.5
12月	6.5	10.8	2.9	13.5

出典：気象庁「過去の気象データ検索（岐阜地方気象台）」より抜粋

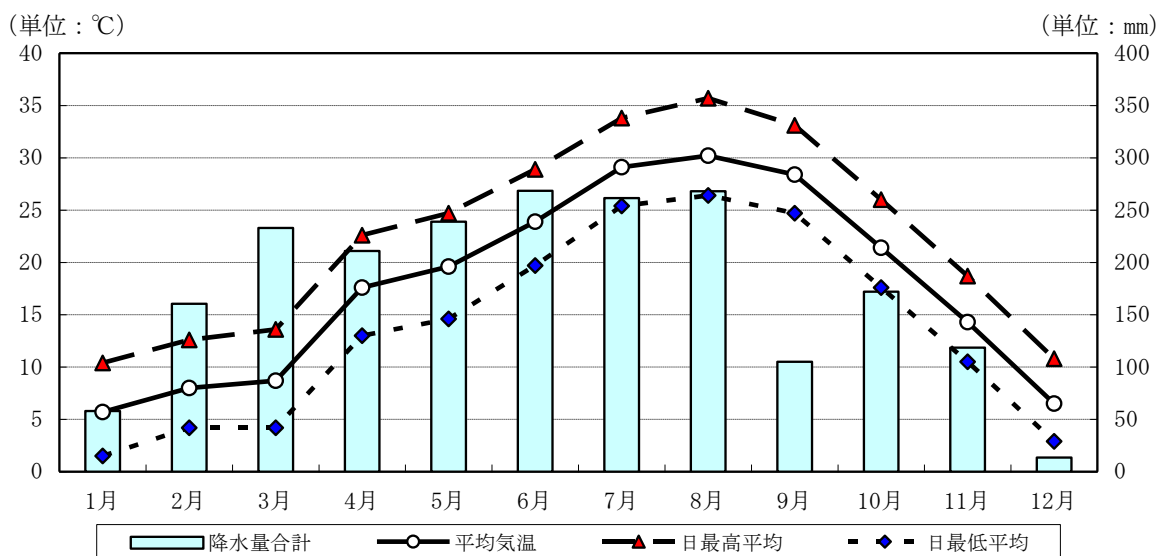


図 2-1-2 平均気温及び降水量（令和 6 年）

2.1.2 人口動態・分布

(1) 人口及び世帯数

本市の人口及び世帯数を表 2-1-2 及び図 2-1-3 に示します。

令和 6 年度の人口は 397,670 人、世帯数は 188,687 世帯となっています。

経年変化を見ると、人口は年々減少傾向にあり、世帯数は年々増加しています。

このため、世帯当たり人口は年々減少しつつあります。

表 2-1-2 人口及び世帯数の実績

年度	人口 (人)	対前年度 増減数 (人)	世帯数 (戸)	対前年度 増減数 (戸)	世帯平均 (人/戸)
平成27年度	412,589	—	175,371	—	2.35
平成28年度	412,254	-335	177,102	+1,731	2.33
平成29年度	410,297	-1,957	178,392	+1,290	2.30
平成30年度	408,970	-1,327	179,872	+1,480	2.27
平成31年度/ 令和元年度	408,109	-861	181,716	+1,844	2.25
令和2年度	406,407	-1,702	183,288	+1,572	2.22
令和3年度	402,965	-3,442	183,506	+218	2.20
令和4年度	401,294	-1,671	185,365	+1,859	2.16
令和5年度	399,492	-1,802	186,907	+1,542	2.14
令和6年度	397,670	-1,822	188,687	+1,780	2.11

出典：岐阜市「住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）」より抜粋

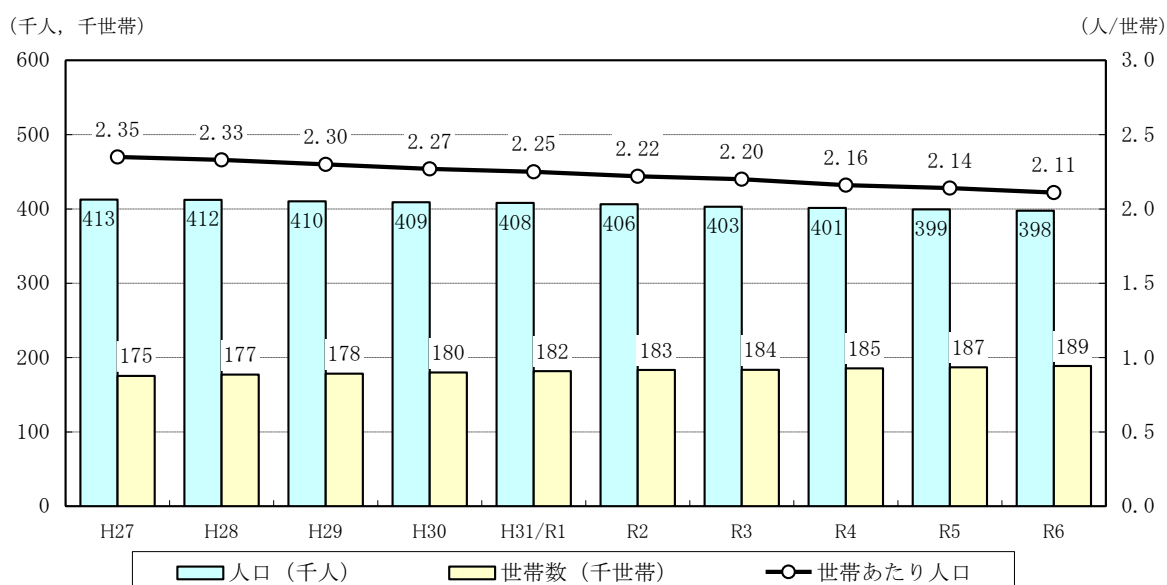


図 2-1-3 人口及び世帯数の推移

(2) 人口動態

本市の人口動態（社会動態・自然動態）を表 2-1-3 に示します。

令和 6 年度の本市の人口動態については、社会動態は転入が転出を上回っており、1,045 人の増加となっていますが、自然動態は死亡が出生を上回っているため、2,876 人の減少となっていることから、全体的には 1,810 人の減少となっています。

表 2-1-3 人口動態

(単位：人)

年次	社会動態			自然動態			その他	人口増減
	転入	転出	増減	出生	死亡	増減		
令和2年	14,161	13,823	338	2,732	4,467	△ 1,735	△ 20	△ 1,417
令和3年	12,794	13,602	△ 808	2,587	4,891	△ 2,304	29	△ 3,083
令和4年	15,859	15,013	846	2,556	5,306	△ 2,750	0	△ 1,904
令和5年	15,273	14,086	1,187	2,466	5,107	△ 2,641	△ 9	△ 1,463
令和6年	15,180	14,135	1,045	2,366	5,242	△ 2,876	21	△ 1,810

出典：岐阜市「令和 6 年版岐阜市統計書」より抜粋

(3) 人口構造

本市の人口構造を表 2-1-4、図 2-1-4 に、年齢別人口を図 2-1-5 に示します。

令和 6 年度の年齢別 3 区分人口は年少人口（構成比）が 45,133 人（11.4%）、生産年齢人口（同）が、235,611 人（59.2%）、老年人口（同）が 116,926 人（29.4%）となっています。

人口構造の推移を見ると、年齢別 3 区分人口の構成比は、年々年少人口が減少し、老年人口が増加しており、高齢化が進んでいることがうかがえます。

表 2-1-4 人口構造

(単位：人)

区分 / 年度	R2	R3	R4	R5	R6
年少人口（0～14歳）	49,282	48,260	47,271	46,175	45,133
生産年齢人口（15～64歳）	239,717	237,370	237,107	236,341	235,611
老年人口（65歳以上）	117,408	117,335	116,916	116,976	116,926
総人口	406,407	402,965	401,294	399,492	397,670

出典：岐阜市「岐阜市統計書」より抜粋（各年 3 月 31 日現在）

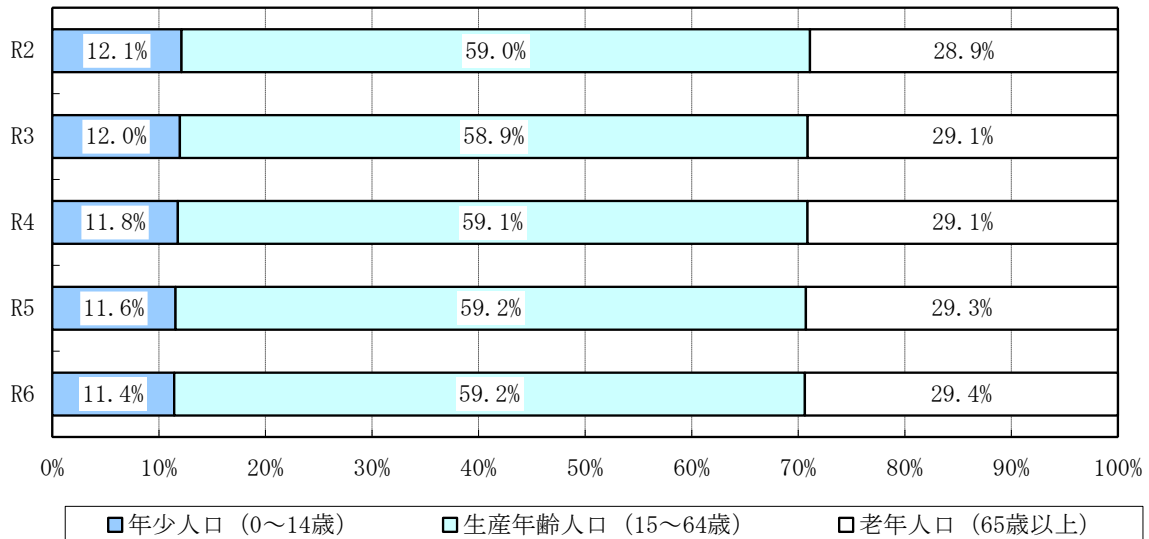
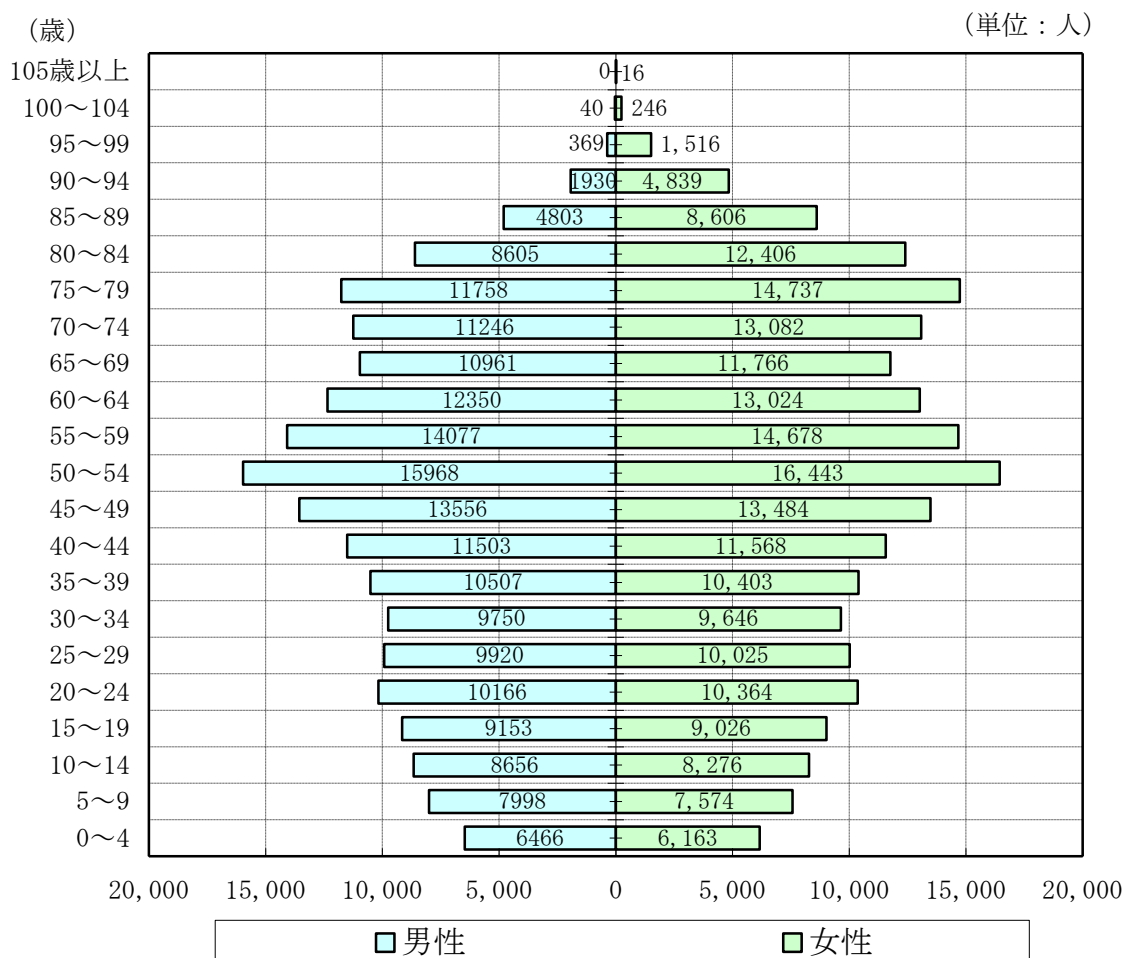


図 2-1-4 人口構造の推移



※令和6年3月31日現在

出典：岐阜市「令和元年版岐阜市統計書」より抜粋

図 2-1-5 年齢別人口

2.1.3 産業の動向

本市の産業の状況を表 2-1-5 に示します。

令和 3 年度の民営事業所数は 19,852 事業所で、従業者数は 192,429 人となっています。

産業別に見ると第三次産業が最も多く、事業所数で約 84%以上、従業者数では約 85%以上を占めています。

表 2-1-5 令和 3 年度の産業別事業所数及び従業者数（民営）

産業分類	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	産業分類 (大分類)	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
第一次産業	64	0.32%	610	0.32%	農業	55	0.28%	549	0.29%
					林業	8	0.04%	60	0.03%
					漁業	1	0.01%	1	0.00%
第二次産業	3,043	15.33%	28,005	14.55%	鉱業、採石業、砂利採取業	5	0.03%	21	0.01%
					建設業	1,619	8.16%	12,802	6.65%
					製造業	1,419	7.15%	15,182	7.89%
第三次産業	16,745	84.35%	163,814	85.13%	電気・ガス・熱供給・水道業	19	0.10%	960	0.50%
					情報通信業	176	0.89%	2,740	1.42%
					運輸業、郵便業	242	1.22%	7,558	3.93%
					卸売業、小売業	4,909	24.73%	42,735	22.21%
					金融業、保険業	443	2.23%	8,220	4.27%
					不動産業、物品賃貸業	1,699	8.56%	5,535	2.88%
					学術研究、専門・技術サービス業	1,081	5.45%	6,986	3.63%
					宿泊業、飲食サービス業	2,376	11.97%	18,253	9.49%
					生活関連サービス業、娯楽業	1,725	8.69%	8,267	4.30%
					教育、学習支援業	669	3.37%	9,316	4.84%
					医療、福祉	1,820	9.17%	31,730	16.49%
					複合サービス事業	97	0.49%	1,369	0.71%
サービス業（他に分類されないもの）	1,489	7.50%	20,145	10.47%					
総計	19,852	100.00%	192,429	100.00%	総計	19,852	100.00%	192,429	100.00%

出典：岐阜市「令和 6 年版岐阜市統計書」より抜粋

2.1.4 土地利用状況

(1) 土地利用

令和4年度の土地利用状況を表2-1-6、図2-1-6に示します。

表2-1-6 土地利用状況

項目	面積 (ha)	構成比 (%)
農用地	3,900	19.2
森林	6,016	29.5
原野	24	0.1
水面・河川・水路	1,500	7.4
道路	2,070	10.2
宅地	5,563	27.3
その他	1,287	6.3
総計	20,360	100.0

※構成比は項目ごとに四捨五入しているため、総計と合わない場合があります。

出典：岐阜市「令和6年版岐阜市統計書」より抜粋

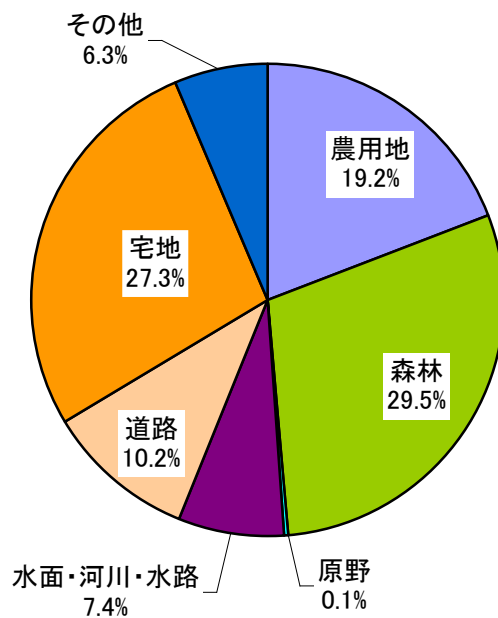


図2-1-6 土地利用状況

(2) 都市計画

令和6年度の都市計画状況を表2-1-7に示します。

本市の都市計画区域は、市全域の20,360haが都市計画区域となっています。

このうち市街化区域が8,027ha(39.4%)、市街化調整区域が12,333ha(60.6%)となっています。

市街化区域のうち最も多くの割合を占めているのは、第一種住居地域で10.1%となっており、次いで準工業地域(6.0%)、第二種中高層住居専用地域(5.9%)の順となっています。

表2-1-7 都市計画状況(令和6年度)

区分		面積 (ha)	構成比 (%)	備考	
都市計画区域		20,360	100.00%		
市街化区域		8,027	39.43%	平成28年 5月26日修正	
市街化調整区域		12,333	60.57%		
地域地区	用途地域	第一種低層住居専用地域	835	4.10%	令和 2年 3月31日変更
		第二種低層住居専用地域	9	0.04%	
		第一種中高層住居専用地域	630	3.09%	
		第二種中高層住居専用地域	1,196	5.87%	
		第一種住居地域	2,055	10.09%	
		第二種住居地域	860	4.22%	
		準住居地域	226	1.11%	
		近隣商業地域	263	1.29%	
		商業地域	652	3.20%	
		準工業地域	1,213	5.96%	
	工業地域	88	0.43%		
	特別用途地区	特別工業地区	372.9	1.83%	平成19年11月30日変更
		観光地区	41.8	0.21%	
		大規模集客施設立地規制地区	1,213	5.96%	
	防火・準防火地域	防火地域	71.0	0.35%	平成21年 3月18日変更
		準防火地域	3,242.1	15.92%	
	風致地区		2,163.7	10.63%	平成21年 3月30日変更
	駐車場整備地区		155	0.76%	令和 5年 3月29日変更
	高度利用地区		5.4	0.03%	令和 4年 5月20日変更
	都市再生特別地区		0.59	0.00%	平成16年10月22日決定
地区計画区域		1,343.3	6.60%	令和 5年12月 1日変更	
高度地区		13.2	0.06%	平成18年 8月31日変更	
流通業務地区		47.2	0.23%	昭和49年 5月10日決定	
生産緑地地区		3.3	0.02%	令和 5年12月 1日変更	

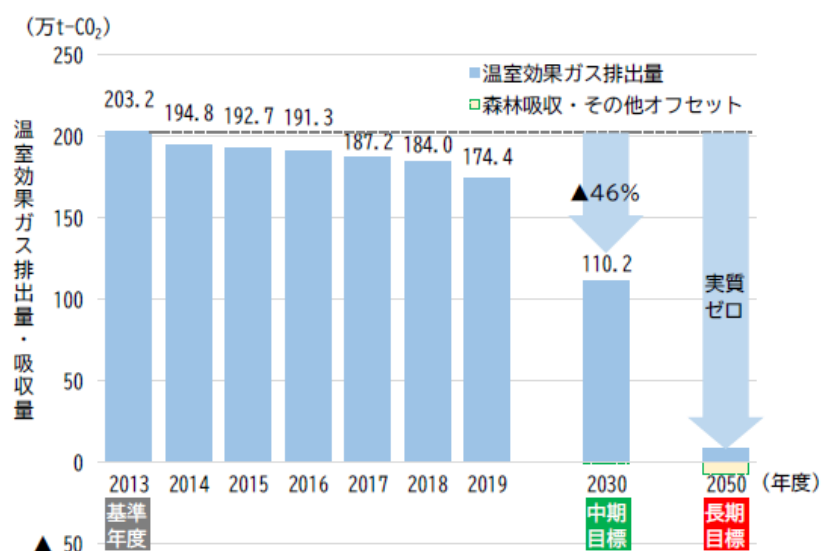
出典：岐阜市議会事務局「令和6年度版 市政概要」より抜粋

2.1.5 温室効果ガス排出量

ごみを焼却すると、地球温暖化の原因である二酸化炭素が排出されます。ごみの発生を抑制し、資源として有効利用することで、ごみの焼却量を削減し、焼却時に排出される二酸化炭素を削減することができます。

本市では、図 2-1-7 のとおり、市域の温室効果ガス排出量を基準年度である 2013 年度比で 2030 年度に 46%削減し、2050 年度に実質ゼロとする目標を掲げています。

また、2019 年度における本市の温室効果ガス排出量のうち、二酸化炭素が約 96% を占めており、このうち、廃棄物由来は、図 2-1-8 のとおり、約 3.3% (約 5.5 万 t-CO₂) となっています。



(出典：岐阜市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編))

図 2-1-7 本市の温室効果ガス排出量の推移と削減目標

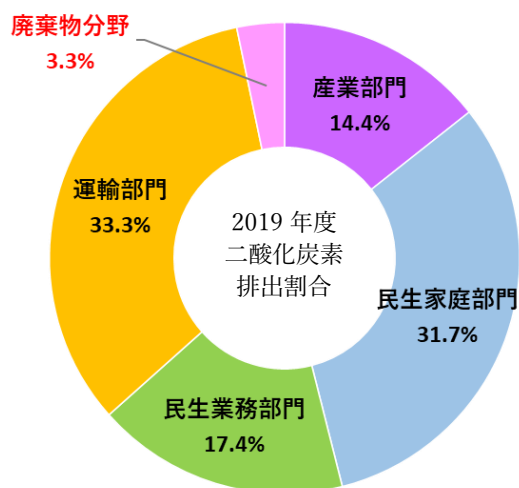


図 2-1-8 本市の二酸化炭素排出割合

2.2 上位計画

2.2.1 岐阜市未来のまちづくり構想

本市では令和4年2月に、2040年頃、岐阜市が「人がつながる 創造が生まれる しなやかさのあるまち」となることを目指し、市民と行政が協働して取組を進めていくためのまちづくりの方向性を示しています。このまちづくり構想の概要及びごみ処理に関する事項について、表2-2-1に示します。

表 2-2-1 「ぎふし未来地図」の概要

区 分	概 要
計画期間	令和4年度～令和22年度
将来像	人がつながる 創造が生まれる しなやかさのあるまち
まちづくりの基本的な考え方	<input type="checkbox"/> オール岐阜のまちづくり <input type="checkbox"/> シビックプライドの醸成 <input type="checkbox"/> DXと脱炭素化 <input type="checkbox"/> 持続可能で選ばれるまち
分野ごとのまちづくりの方向性	<input type="checkbox"/> 教育・子育て <input type="checkbox"/> 健康・福祉・医療 <input type="checkbox"/> 市民協働・防災・環境 <input type="checkbox"/> 産業・労働・交流 <input type="checkbox"/> 都市基盤整備・交通・中心市街地活性化
行政経営の視点	行財政運営・公共施設等マネジメント、シティプロモーション
《市民協働・防災・環境》 脱炭素・資源循環でクリーンな未来を	<p>○市有施設において先導的な省エネ化・再生可能エネルギー導入を推進し、市域全体の取組を牽引するとともに、その取組を民間事業者に波及させることにより、脱炭素化を促進</p> <p>○市民や事業者等による環境配慮に向けた行動を促すとともに、脱炭素化を市民、行政、企業が一体となって進めていく連携体制の構築を推進</p> <p>○ごみの発生抑制や再生利用、分別回収など、資源を有効活用する循環型社会の構築に向け、市民・事業者・行政が地域の中で一体となったごみ減量に関する運動を推進</p> <p>一人ひとりの取組により、廃棄物の循環利用を進めることが重要です。岐阜市では、資源分別回収の実施に対する支援、ダンボールコンポストについての講座の開催や購入補助のほか、古紙回収用ボックスの設置や雑がみ回収を進めています。</p>

2.2.2 岐阜市環境基本計画

本市は、令和5年3月に（第5次）岐阜市環境基本計画を公表し、目指すべき環境都市像を「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」としています。

この計画では、環境都市像を目指すための基本目標とその施策等を示すとともに、ごみ処理に関する事項についても取り上げており、その概要は表2-2-2に示すとおりです。

表2-2-2 （第5次）岐阜市環境基本計画の概要

区 分	概 要			
計画期間	令和5年度～令和9年度			
環境都市像	環境と調和する、人にやさしい都市岐阜			
基本目標	① 脱炭素化の促進 「脱炭素化を促進し、みんなで環境に配慮したまちをつくる」 ② 循環型社会の構築 「ごみを減量し、資源が循環するまちをつくる」 ③ 自然環境の保全 「生物多様性を育み、生きものと共生するまちをつくる」 ④ 生活環境の確保 「健康で安全、快適に暮らせるまちをつくる」 ⑤ 環境教育・市民協働の推進 「学びを広げ環境を支える人を育て、協働するまちをつくる」			
ごみ処理に関する施策、目標	重点施策2 ごみを減量・資源化します ごみ減量・資源化指針の基本方針 ① ごみの発生を抑制する仕組みをつくる ② ごみの中の資源を循環し、再利用する ③ 地域の絆の中で、ごみ減量を進める			
ごみ処理に関する指標と目標	指標名	現況値 令和3年度	目標 令和9年度	指標の見方
	①ごみ焼却量	122,831t	100,000t (令和7年度)*	選別、粉碎処理後の可燃物、(し尿処理後の残さの焼却等を含む)
	②紙類の年間回収量	14,927t (推計値)	18,034t (令和7年度)*	資源分別回収等(市内の民間の古紙等回収ステーション含む)での回収量
	③生ごみ減量に取り組む世帯数	430世帯 (ダンボールコンポストのみ)	1,000世帯	ダンボールコンポストと電気式生ごみ処理機の補助世帯数
	④プラスチック製容器包装の資源化率	79.2% (令和4年度上半期)	85%	資源化処理量/年間のプラスチック製容器包装収集量
*「ごみ減量・資源化指針」は、令和7年度を目標年度としているため、同様に令和7年度を目標とします。				

第3章 ごみ処理の現状及び課題

3.1 ごみ処理事業の概要

3.1.1 ごみ処理事業の沿革

本市におけるごみ処理事業の主な沿革は、表 3-1-1 に示すとおりです。

表 3-1-1 ごみ処理事業の沿革（1）

年 月	沿 革
昭和19年 3月	祈年町焼却場建設(固定炉 10t/日、昭和 27 年 12 月固定炉 30t/日増設)
昭和20年 8月	ごみ収集を市直営で開始
昭和35年 6月	折立焼却場建設(固定炉 20t/日、昭和 37 年 2 月固定炉 40t/日建設)
昭和40年 2月	衛生施設組合ごみ焼却場建設(機械化バッチ炉 100t/日岐阜市分 75t/日)
昭和42年 3月	市中心部週 1 回収集開始(市周辺部:昭和 43 年 4 月～)
昭和45年 4月	老洞焼却場建設(連続機械炉 300t/日、祈年町焼却場閉鎖)
昭和46年10月	袋類収集を全市で実施、許可業者収集を導入、ごみ収集手数料の無料化
昭和48年 3月	衛生施設組合ごみ焼却炉 20t/日増設
昭和48年 4月	粗大ごみ年 3 回収集開始
昭和48年10月	普通ごみ全市域週 2 回収集開始
昭和54年 3月	掛洞プラント建設(連続機械炉 300t/日、破砕機 100t/5h、折立焼却場閉鎖) 佐野最終処分場建設(容量 126,227m ³ 昭和 62 年 6 月埋立完了) 阿原沖最終処分場建設(容量 117,000m ³)
昭和58年 4月	資源分別回収事業開始
昭和60年 7月	乾電池分別収集開始 衛生施設組合への市分を 60t/日とする
昭和61年 3月	奥最終処分場建設(容量 158,000m ³ 平成 9 年 3 月埋立完了)
昭和62年 3月	奥資源化センター建設(20t/日)
昭和62年 4月	ビン・カン分別収集開始
平成 2年 4月	阿原沖最終処分場増設(容量 163,000m ³ 平成 10 年 3 月埋立完了)
平成 2年 6月	生ごみ自家用処理容器(コンポスト)購入費補助金交付制度の導入(H13.3 廃止)
平成 3年 2月	阿原沖最終処分場増設分汚水処理施設完成
平成 3年 7月	ごみ減量対策推進協議会発足
平成 4年 4月	リサイクル推進室設置
平成 4年 9月	廃蛍光管収集開始
平成 4年10月	ごみ減量・リサイクル推進協力店募集
平成 5年 5月	生ごみ有機肥料化促進(ボカシ)補助金交付制度の導入
平成 7年 3月	北野阿原一般廃棄物最終処分場建設(容量 283,400m ³) 衛生施設組合ごみ処理施設改築(全連続燃焼式流動床炉 60t/24h×3 炉)
平成 8年 4月	普通ごみ収集運搬業務一部民間委託 リサイクルまんが館開館
平成 9年 4月	ビン・カン分別収集にペットボトルを追加(月 2 回→週 1 回収集) 岐阜市リサイクルセンター稼働
平成10年 4月	東部クリーンセンター稼働(流動床炉 450t/日、粗大 60t/5h、芥見リサイクルプラザ)
平成10年 5月	電気式家庭用生ごみ処理機購入補助金交付制度の導入(H19.3 廃止)

表 3-1-1 ごみ処理事業の沿革（2）

年 月	沿 革
平成10年10月	粗大ごみ収集を戸別有料収集に変更
平成11年 1月	掛洞プラント排ガス高度処理施設整備工事完成、2号炉(150t/日)休止
平成11年 3月	掛洞プラントの粗大ごみ処理を停止
平成11年 4月	学校給食残渣の分別収集開始(市畜産センターエコプラント椿で堆肥化)
平成12年 4月	普通ごみ収集を透明袋・半透明袋での収集に変更
平成13年 4月	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行
平成14年 4月	衛生施設組合にて羽島市のごみ受入開始
平成14年12月	掛洞プラントにて山県市のごみ受入開始
平成15年10月	資源有効利用促進法に基づくメーカーによる家庭系パソコンの回収・リサイクル開始
平成16年 3月	柳津資源ステーション竣工
平成16年10月	家庭系廃食用油・発泡スチロール(白色トレイ)の分別収集開始
平成17年 7月	併せ産廃の搬入処理料金を改正(1.25円/kg→11円/kg)
平成18年 1月	柳津町と合併
平成18年 4月	東部粗大ごみ自己搬入施設稼働開始
平成19年 3月	リフレ芥見開設
平成19年 4月	粗大ごみ戸別収集を1回当たり20点までに変更(がれき等は200kgまで)
平成20年 4月	ペットボトルのキャップの分別収集開始
平成21年 4月	南部粗大ごみ自己搬入施設稼働開始
平成21年11月	掛洞プラントでの山県市のごみ受入終了
平成22年 6月	粗大ごみ処理料金を改定
平成23年 2月	使用済みインクカートリッジ回収事業開始
平成23年 3月	大杉一般廃棄物最終処分場完成 衛生施設組合ごみ処理施設稼働5年延長で合意
平成24年 4月	北西部粗大ごみ自己搬入施設稼働開始
平成24年 6月	北野阿原一般廃棄物最終処分場埋立完了
平成24年12月	東部クリーンセンター基幹的設備改良工事着手
平成25年 4月	掛洞プラント夜間運転管理業務委託開始
平成25年 8月	掛洞プラント基幹的設備改良工事着手
平成26年 6月	北野阿原一般廃棄物最終処分場大規模太陽光発電所発電開始
平成26年 8月	小型家電リサイクル拠点収集開始
平成27年 3月	掛洞プラント基幹的設備改良工事完了
平成27年10月	東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設火災
平成28年 3月	東部クリーンセンター基幹的設備改良工事完了 衛生施設組合ごみ処理施設の稼働を停止
平成28年10月	掛洞プラント運転管理業務委託開始(全面委託)
平成29年 4月	毎月1回各地区の廃食用油・発泡スチロール等回収時において、小型家電リサイクル対象品目の収集を開始
平成30年10月	東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設復旧工事に着手
平成30年12月	岐阜市リサイクルセンター施設建設工事に着手
平成31年 3月	リサイクルまんが館閉館
令和元年10月	粗大ごみ処理料金の改定
令和 2年 4月	カン収集の民間委託開始 ビン・ペットボトルの分別排出開始
令和 3年 3月	東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設復旧工事完了(60t/5h→30t/5h)
令和 4年 4月	プラスチック製容器包装の分別収集開始 新リサイクルセンター稼働開始
令和 4年 5月	家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金交付制度の導入(R7.3廃止)
令和 5年 9月	東部クリーンセンター家電リサイクルステーション建設工事完了
令和 7年 4月	家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付制度の導入(電気式・非電気式処理容器・ダンボールコンポスト)

3.1.2 ごみ処理体制の概要

本市から発生するごみ（一般廃棄物）は、図 3-1-1 に示すように「生活系ごみ」と「事業系ごみ」に分けられており、生活系ごみについては「家庭系ごみ^{※1}」のほか、市が収集する「都市美化ごみ」及び「学校給食残渣」、「資源分別回収事業（集団回収）」を含んでいます。

家庭系ごみは、一般家庭がごみステーションに排出したり、焼却施設や粗大ごみ自己搬入施設、地域の集積場所等に自己搬入する「普通ごみ」「粗大ごみ」「資源物（ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型家電リサイクル、廃蛍光灯・乾電池及び危険物・廃食用油等）」です。

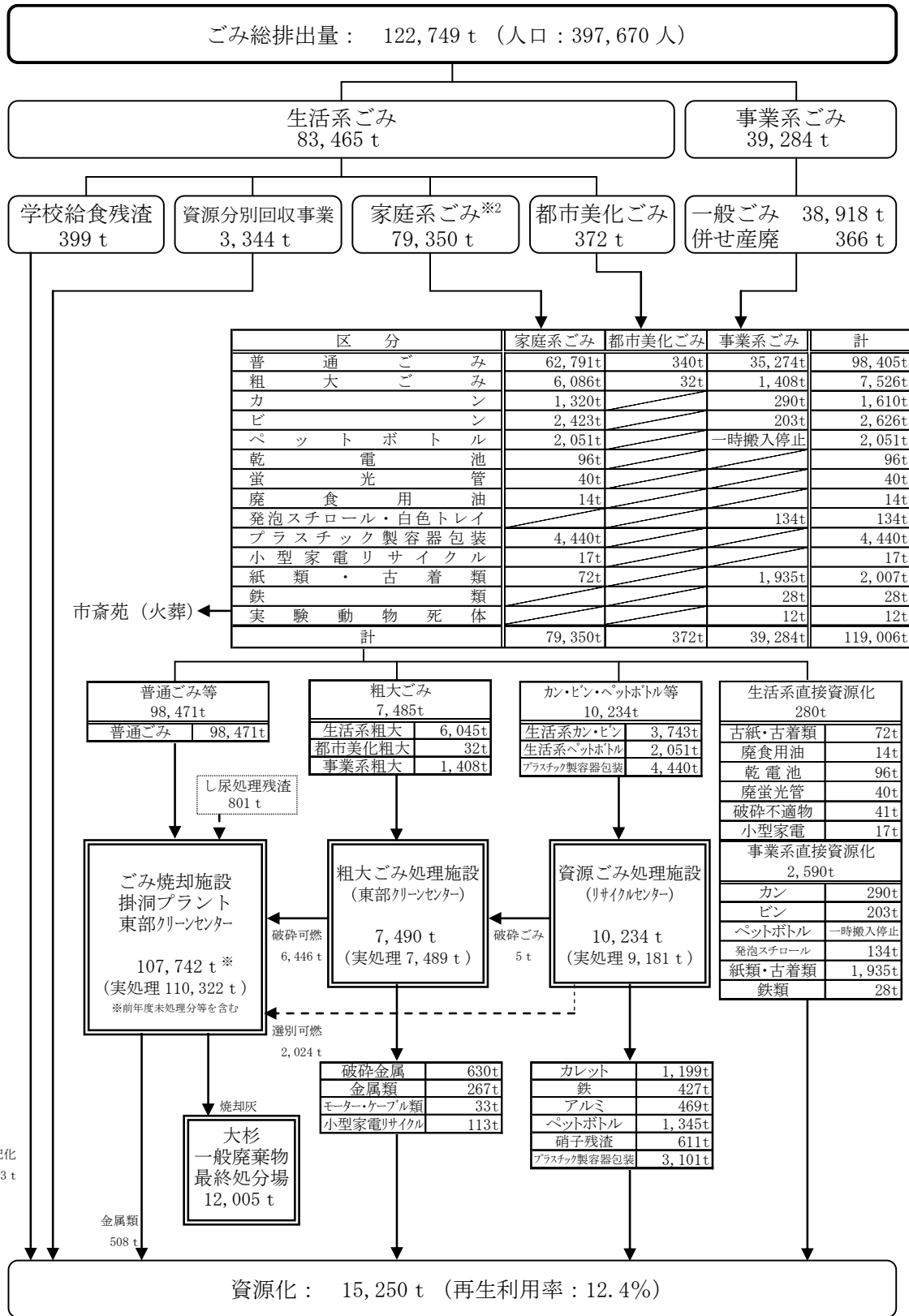
都市美化ごみは、ボランティア等による長良川清掃や町内清掃等によって集められたごみ及び市内で不法投棄されたごみであり、通常の収集とは別に市が収集しています。

学校給食残渣は、市内公立小中学校等の給食残渣類についてリサイクルを目的に分別収集し、鶏糞などの家畜排せつ物と一緒に市の畜産センターエコプラント椿で堆肥化处理しています。

事業系ごみは、一般廃棄物を対象に市の許可業者による搬入もしくは事業者自らによる直接搬入としていますが、産業廃棄物のうち、繊維くず・紙くず・木くず・動植物性残渣（以下「併せ産廃」といいます。）については、少量排出者に限り搬入を認めています。

生活系ごみ及び事業系ごみのうち、分別収集及び直接搬入された普通ごみ、粗大ごみ、ビン、カン、ペットボトル及びプラスチック製容器包装は、本市の掛洞プラント、東部クリーンセンター及びリサイクルセンターで中間処理しており、焼却残渣は埋立処分、資源ごみは資源化または民間業者が直接回収しています。

※1：「家庭系ごみ」は、「生活系ごみから資源ごみ（直接搬入資源ごみを含む）及び集団回収量等を除くもの（環境省資料「日本の廃棄物処理」による定義）」とされていますが、本市では、「生活系ごみから都市美化ごみ、集団回収等を除くもの」とします。



注) 項目ごとに四捨五入しているため、合計値と合わない場合があります。

図 3-1-1 現状のごみ処理フロー (令和 6 年度)

※2: 本市では、少量排出事業者は、事業系普通ごみを地域のごみステーションへ排出し、市が収集運搬する運用を行っているため、少量排出事業者がごみステーションに排出した事業系普通ごみは家庭系普通ごみに集計されています。

3.2 ごみ処理行政の動向

3.2.1 国及び県の動向

1) 減量化目標等

国及び岐阜県では、一般廃棄物処理の目標について表 3-2-1 のとおり定めています。

なお、国の数値目標は令和 7 年 2 月に改定された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」によるものとなりますが、県はこの数値目標を参考として岐阜県廃棄物処理計画を見直すものと考えられます。

表 3-2-1 国及び岐阜県の減量化目標値の概要

項目	国の設定した目標値	岐阜県の設定した目標値
設定計画等	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」	第 3 次岐阜県廃棄物処理計画 (令和 7 年度第 1 回岐阜県環境審議会 廃棄物・リサイクル部会(資料 3))
策定年月	令和 7 年 2 月改定	令和 7 年度見直し(予定)
基本となる法律	廃棄物処理法	廃棄物処理法
目標年次	令和 12 年度	令和 12 年度
排出量に係る目標値	【一般廃棄物】 ○令和 4 年度に対し、年間排出量を約 9%削減(約 37 百万トン)する。 ○一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を約 478g/人・日とする。(家庭系ごみ排出量 = 資源ごみを除いた家庭から出るごみの量) ○一人一日当たりごみ焼却量(国民 1 人が 1 日に排出する一般廃棄物のうち、焼却処理される量(事業系ごみ含む))を約 580g/人・日とする。 ※中間処理後の可燃物を含む焼却処理量で換算すると 606g/人・日	【一般廃棄物】 ○令和 5 年度実績は約 622 千トン(1 人 1 日当たりのごみ排出量は 891 g/人・日)の排出量を、令和 12 年度に 548 千トンとする。 ○令和 5 年度の 1 人 1 日当たりのごみ焼却量実績 656 g を、令和 12 年度に約 580 g とする。(令和 7 年度見直しにて追加予定)
再生利用に係る目標値	【一般廃棄物】 ○一般廃棄物の出口側循環利用率を約 26%とする。 (令和 4 年度実績「約 20%」)	【一般廃棄物】 ○令和 5 年度の民間回収を含む再生利用率実績は約 22% (再生利用量は約 135 千トン) を、令和 12 年度に 29% とする。
最終処分に係る目標値	【一般廃棄物】 ○令和 4 年度に対し、最終処分量を約 5%削減。(最終処分量は約 3.2 百万トン) (令和 4 年度実績「3.4 百万トン」)	【一般廃棄物】 ○県全体の最終処分量の令和 5 年度実績では 45 千トンを、令和 12 年度に 37 千トンとする。

2) 広域化の動向

岐阜県では、平成 11 年 3 月に「ごみ処理広域化計画」を策定し、県域を 5 つの圏域に分け、段階的に広域化を推進するものとしていましたが、同計画策定後 20 年余りの間に、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の大幅な排出削減が図られ、循環型社会の実現に向けた 3R（排出抑制・再使用・再生利用）を推進すべく法整備が進められるなど、ごみ処理に係る状況は大きく前進しています。一方、人口の減少や厳しい財政状況により、一般廃棄物処理を担う市町村及び一部事務組合では、廃棄物処理に係る担い手の不足や老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大といったごみ処理の安定的かつ持続可能な事業運営に関する課題が生じています。

更に、地球温暖化などの気候変動問題や、近年頻発化している大規模災害に備え、一般廃棄物処理における温室効果ガスの排出抑制やエネルギー回収の促進、災害廃棄物処理の適正化・迅速化など、新たな課題への対応や、SDGs（持続可能な開発目標）への貢献が必要とされていることから、環境省から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（平成 31 年 3 月 29 日付け環循適発第 1903293 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）が発出されました。

この通知において、都道府県は市町村等と連携のうえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定することが求められています。

これらを踏まえ、岐阜県は、一般廃棄物の処理主体である市町村等と連携し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進するため、令和 4 年 3 月に持続可能な適正処理の確保に向けた新たな「岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定しました。

新計画では、滞りなく災害廃棄物処理ができる体制が必要であることも考慮し、本市は、各務原市、山県市、岐阜羽島衛生施設組合（岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町に加え、大垣市、垂井町、西濃環境整備組合（大垣市、瑞穂市、本巣市、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町）、南濃衛生施設利用事務組合（海津市、養老町、関ヶ原町）とともに、『岐阜・西濃ブロック』として広域化を図るものとしています。

3.2.2 近隣市町村の動向

(1) ごみ処理施設等の整備状況

岐阜圏域内市町のごみ処理施設等は、表 3-2-2 に示すとおりです。

各務原市では、平成 14 年度に稼働開始したごみ焼却施設（ガス化溶融施設）をはじめ、破碎施設や資源化施設を有していますが、最終処分場については実質休止状態であり、飛灰等の処分を民間委託しています。

山県市では、平成 22 年度に稼働開始したごみ焼却施設（ストーカ）と灰溶融炉（バーナー）、破碎施設と最終処分場を有しています。令和 5 年度末時点で、最終処分場の残余容量は約 9.1%となっています。

羽島市も最終処分場を有しており、残余容量は約 53%となっています。

羽島市及び羽島郡 2 町（岐南町、笠松町）は、平成 28 年 3 月末で岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設の稼働を停止したため、県外の民間への処理委託を行っていますが、130 t / 2 炉の新施設が令和 9 年 4 月から供用開始予定となっています。

表 3-2-2 岐阜県域内市町村のごみ処理施設等の概要（令和5年度末現在）

区分	各務原市	山口市	羽島市	
ごみ焼却施設	施設名称	各務原市北清掃センター	山口市クリーンセンター	-
	稼働開始	平成14年	平成22年	
	処理能力	192t/日（64t/24h×3炉）	36t/日（18t/24h×2炉）	
	処理方式	全連続燃焼式（シャフト式） （ガス化溶融・改質）	全連続燃焼式（ストーカー式） 灰溶融（バーナー）	
	余熱利用	発電（2,400kWh）	-	
	灰処理	焼却灰：溶融処理 飛灰：薬剤処理	焼却灰：溶融処理 飛灰：薬剤処理、溶融処理	
	運転管理	委託	委託	
破碎施設	施設名称	各務原市北清掃センター	山口市クリーンセンター	-
	稼働開始	平成23年	平成22年	
	処理能力	34 t / 5 h	5 t / 5 h	
	処理方式	破碎選別	破碎選別	
	運転管理	委託	委託	
資源化施設	施設名称	各務原市北清掃センター	-	-
	稼働開始	平成12年		
	処理能力	3 t / 5 h		
	処理方式	ペットボトル		
	運転管理	委託		
	施設名称	各務原市北清掃センター		
	稼働開始	平成23年		
	処理能力	9 t / 5 h		
	処理方式	金属類、ガラス類、その他資源ごみ		
	運転管理	直営		
最終処分場	施設名称	各務原市大伊木一般廃棄物最終処分場	山口市クリーンセンター	羽島市一般廃棄物最終処分場
	埋立開始	昭和46年	平成10年	平成8年
	埋立面積	38,072m ²	7,200m ²	15,300m ²
	埋立容量	190,355m ³	26,000m ³	35,100m ³
	残余容量	0m ³	2,400m ³	18,650m ³
	埋立対象	破碎ごみ・処理残渣	溶融飛灰, その他, 焼却残渣（飛灰）, 溶融スラグ, 破碎ごみ・処理残渣	焼却残渣（主灰）
	遮水工	無し	有り	有り
	浸出水処理	無し	有り	有り
	運転管理	直営	委託	直営

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果（令和5年度調査）」より抜粋

(2) ごみ処理状況

岐阜圏域のごみ処理状況の概要は表 3-2-3 に示すとおりです。

令和 5 年度の 1 人 1 日当たり総排出量は岐南町が最も多く、次に本市、各務原市と続いて県平均を上回っており、山県市が最も少なくなっています。

リサイクル率（総資源化量÷ごみ処理量）は、山県市が最も低く、次いで本市、羽島市と県平均より低くなっています。最終処分率は、山県市及び本市が県平均を上回っています。

可燃ごみ（本市における普通ごみ）については、岐南町が令和 8 年 4 月から、本市が令和 8 年 10 月から有料指定袋による収集が開始され、全市町が有料化する見込みです。資源ごみについては概ね容器包装リサイクル法の対象品目等を分別収集していますが、山県市がプラスチック製品も含めた分別収集を実施しています。

表 3-2-3 岐阜県域内市町村のごみ処理状況（令和 5 年度末現在）

区分\市町	岐阜市	羽島市	各務原市	山県市	岐南町	笠松町	備考	
総人口（人）	401,105	66,753	142,403	24,030	26,228	21,845	10月1日現在	
ごみ総排出量（t/年）	126,101	17,372	44,290	6,114	10,268	6,363	集団回収量含む	
1人1日当たり総排出量（g/人・日）	859	711	850	695	1,070	796	県平均：828	
生活系	生活系	588	494	627	511	482	県平均：572	
	家庭系*	488	393	558	468	409	県平均：491	
	事業系	271	217	223	184	500	県平均：256	
焼却量	(t/年)	109,476	13,615	36,463	5,458	8,113	5,449	
	(g/人・日)	746	557	700	621	845	682	687
総資源化量（t/年）	15,739	2,880	11,813	582	2,967	1,493	民間回収を含まない	
リサイクル率	12.6%	16.6%	26.7%	9.5%	28.9%	24.3%	県平均：17.1%	
最終処分量（t/年）	12,604	1,092	456	633	478	179		
最終処分率	10.0%	6.3%	1.0%	10.4%	4.7%	2.8%	県平均：7.6%	
生活系ごみの収集状況	可燃ごみ	透明又は半透明袋（RS.10から有料）	指定袋（有料）	指定袋（有料）	指定袋（有料）	指定袋（R8.4から有料）	指定袋（有料）	指定袋等の状況
	不燃ごみ	—	指定袋（有料）	—	指定袋（有料）	—	指定袋（有料）	
	粗大ごみ	処理券貼付又は処理袋（有料）	処理券貼付	1m以内に切断、不要品と明記	粗大ごみ用証紙	自己搬入（要予約）	戸別収集（予約制）	
	資源ごみ	①プラスチック製容器包装 ②ビン・カン・ペットボトル ③小型家電 ④廃蛍光管・乾電池 ⑤危険物・廃食用油等	①容器包装プラスチック ②ビン※1 ③カン※1 ④ペットボトル※1 ⑤使用済小型家電 ⑥有害物 ⑦その他プラスチック※2 ⑧紙類	①ビン（透明・その他） ②カン類 ③ペットボトル ④その他のごみ（小型家電製品） ⑤有害類	①プラスチック類 ②ビン・カン ③ペットボトル ④雑貨品・小型廃家電類 ⑤水銀含有ごみ ⑥使用済みスプレー缶・カセットボンベ等 ⑦古紙類	①プラスチック製容器包装類 ②ビン類 ③缶類 ④ペットボトル ⑤トレイ・発泡スチロール	①プラスチック製容器包装 ②ビン（3種類） ③カン（3種類） ④ペットボトル ⑤蛍光管 ⑥乾電池 ⑦古紙類	※1：指定袋 ※2：容器包装以外、袋にシールを貼る
	その他	コンクリート製品等	コンクリート製品 緑ごみ	カン以外の金属類 ガラス・陶磁器類 緑ごみ 雑がみ（拠点回収）	ふとん類	緑ごみ 紙類・古着類、 乾電池その他は 拠点回収	緑ごみ 小型家電（拠点回収）	

注）本計画では人口実績として年度末人口を採用していますが、環境省の一般廃棄物処理実態調査結果では各年 10 月 1 日付け人口が採用されているため、1 人 1 日当たり総排出量が他の資料の数値と異なります。

※家庭系 1 人 1 日当たり総排出量：生活系 1 人 1 日当たり総排出量から資源ごみを除くもの

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果（令和 5 年度調査）」、生活系ごみの収集状況は各市町の HP より抜粋

3.3 ごみ処理体制の現状

3.3.1 ごみの分別区分及び処理主体

本市では、表 3-3-1 の様に分別をすることにより、ごみ減量化や資源化を促進するとともに、ごみの適正処理を実施しています。

表 3-3-1 ごみの分別区分及び処理主体（令和 6 年 4 月 1 日現在）（1）

区分		収集運搬	処理、処分		
生活系一般廃棄物	家庭系ごみ	普通ごみ	市(直営・委託) 自己搬入	焼却/埋立:市(直営)	
		粗大ごみ	市(委託) 自己搬入	破碎/選別:市(直営) 焼却/埋立:市(直営) 資源化(金属類・羽毛布団):民間(売却)	
		がれき類(コンクリート製品等)	市(直営)	資源化:民間(委託)	
		ビン	市(一部直営、委託)	選別:市(直営) 資源化(ビン):民間(売却) 資源化(ガラス類残渣):民間(委託)	
		カン		選別/圧縮:市(直営) 資源化:民間(売却)	
		ペットボトル		選別/圧縮梱包:市(直営) 資源化:民間(委託)	
		プラスチック製容器包装		資源化:民間(委託)	
		小型家電リサイクル		資源化:民間(売却)	
		乾電池		資源化:民間(委託)	
		廃蛍光管		破碎:市(直営) 資源化:民間(委託)	
		危険物・廃食用油等		資源化:民間(売却)	
	都市美化ごみ	普通ごみ		市(直営・委託) 市(借上げ)	家庭系ごみに準ずる
		粗大ごみ			
		ビン			
		カン			
		ペットボトル			

表 3-3-1 ごみの分別区分及び処理主体（令和 6 年 4 月 1 日現在）（2）

区分		収集運搬	処理、処分
事業系一般廃棄物	一般ごみ	普通ごみ	焼却/埋立:市(直営)
		粗大ごみ	焼却/埋立:市(直営) 破砕/選別:市(直営) 資源化(金属類、その他):民間(売却)
		ビン	民間(許可) 自己搬入※
		カン	
		ペットボトル	
		発泡スチロール	
		剪定枝等、刈草	資源化:民間(許可)
		その他	
	実験動物死体	民間(許可)	焼却:民間(許可)
学校等(公立)生ごみ	市(委託)	資源化・焼却:市(直営)	
資源分別	紙類	市(借上げ)	資源化:民間(売却)
	古着		
	カン・フライパン類		
地域活動ごみ		市(直営・委託) 市(借上げ)	都市美化ごみに準ずる
道路上の飼主不明犬猫等動物死体		市(委託)	火葬:市(直営)
火災により発生した焼却残渣等		民間(許可) 自己搬入	焼却/埋立:市(直営)
産業廃棄物の併せ処理		民間(許可) 自己搬入	焼却/埋立:市(直営)

※普通ごみまたは粗大ごみに限ります。

家庭系ごみは、普通ごみ及び粗大ごみ、がれき類のほか、7区分の資源ごみに分別し、普通ごみ、粗大ごみ、ビン、カン、ペットボトル及びプラスチック製容器包装は市が処理または資源化し、その他の資源ごみは直接資源化(委託)しています。

事業系ごみも基本的には家庭系ごみと同様の処理区分となっており、許可業者が搬入した資源ごみは直接資源化しています。事業所から排出される粗大ごみについては、性状や量について一般家庭から排出されるものと同様なものに限り、有料で市が処分しています。

なお、家庭系ごみの排出方法は、表 3-3-2 に示すとおりです。

表 3-3-2 家庭系ごみの排出方法（令和7年4月1日現在）

区分	排出方法	排出回数	排出場所	備考
普通ごみ	透明又は半透明袋	週2回	ステーション	処理施設への自己搬入可
粗大ごみ がれき類 (れんが・コンクリート等)	処理券貼付又は処理袋(有料)	随時(申込)	自己搬入 戸別排出	
ビン	透明又は半透明袋	週1回	ステーション	発泡スチロール・白色トレイ含む
カン				
ペットボトル				
プラスチック製容器包装				
小型家電	—	随時	常設ステーション	
		月1回	巡回ステーション	
廃蛍光管・乾電池	—	随時	常設ステーション	
危険物・廃食用油等	ペットボトル等の容器(廃食用油)	月1回	巡回ステーション	

3.3.2 収集・運搬体制

普通ごみ、ビン、カン、ペットボトル及びプラスチック製容器包装は、透明又は半透明袋によるステーション収集とし、小型家電、廃蛍光管・乾電池は常設ステーションによる収集、危険物・廃食用油等は巡回収集としています。また、粗大ごみは粗大ごみオンライン受付システムによる直接搬入又は粗大ごみ受付センターでの電話申込みによる戸別収集又は直接搬入とし、平成10年10月から有料化しています。

なお、収集は直営体制又は委託により実施しています。（表3-3-1を参照）

都市美化ごみは、自治会等から申し込まれたものについて、通常収集とは別に随時収集しています。

学校等ごみは、給食残渣（生ごみ）を2週間に5回収集（委託）しており、給食残渣以外の普通ごみ等はステーション方式により家庭系ごみと同様に市が収集しています。

事業系一般廃棄物は、直接搬入もしくは廃棄物処理法第7条に基づき、本市が一般廃棄物収集運搬業の許可を与えた業者（以下「許可業者」といいます。）が搬入し

ており、許可業者が標準的な普通ごみを収集する場合の料金は、指導価格として12円/kg（税別）を原則としています。

なお、少量排出事業者が、事業系ごみを地域のごみステーションへ排出する場合は、地域の家庭系普通ごみに準じて市が収集しています。

3.3.3 中間処理体制

ごみ処理施設の概要は、表 3-3-3 に示すとおりです。

表 3-3-3 ごみ処理施設の概要

施設名称	岐阜市 掛洞プラント	岐阜市東部クリーンセンター		岐阜市 リサイクルセンター
所在地	岐阜市奥字掛洞375	岐阜市芥見6丁目368		岐阜市木田5丁目62-2
敷地面積	8,632m ² (借地)	60,344m ²		12,110m ²
施設区分	ごみ焼却施設	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルセンター
処理方式	全連続燃焼式 (ストーカ炉)	全連続燃焼式 (流動床炉)	破砕選別方式	ビン:選別 鉄・アルミ:圧縮成形 ペットボトル、プラスチック製容器包装: 圧縮梱包
処理能力	150t/日 (150t/24h×1炉)	450t/日 (150t/24h×3炉)	36t/日(6h)	ビン:16.8t/5h カン:6.5t/5h ペットボトル:10.3t/5h プラスチック製容器包装:20.0t/8h
竣工年月	昭和54年3月	平成10年3月	令和3年3月	令和4年3月
事業費	2,103,139千円	23,657,257千円	3,571,090千円	3,822,898千円
余熱利用	場内の給湯・暖房・電力供給、 プラザ掛洞への蒸気(熱源)供給	発電設備(最大7,000kw)による、場内・老洞環 境事務所への給湯・電力供給、岐阜市庁舎・ リサイクルセンター・掛洞プラントへ自己託送、 売電		—

(1) 焼却処理

現在、掛洞プラント、東部クリーンセンターの2施設体制で焼却処理しています。

このうち、掛洞プラントは稼働後45年以上が経過しており、2炉あるうち1号炉のみ平成10年度に排ガス対策工事を実施し、2号炉は稼働休止しています。

(2) 破砕処理

東部クリーンセンターの粗大ごみ処理施設において、粗大ごみを破砕選別処理し、金属類（鉄・アルミ）は資源として売却、処理残渣は同センターの焼却施設で焼却処理しています。

(3) 資源化処理

令和4年3月に完成した新たな岐阜市リサイクルセンターでは、ビン、カン、ペットボトルに加えて、プラスチック製容器包装（発泡スチロール、トレイ、その他容器包装プラスチック）の処理を行っています。

リサイクルセンターでは、ビンはカレット白・カレット茶・カレット雑に選別し、カンはスチールとアルミに選別・圧縮、ペットボトル及びプラスチック製容器包装は選別・圧縮梱包しています。処理後は、ビン（硝子残渣除く）とカンは資源として売却し、ペットボトル及びプラスチック製容器包装と硝子残渣は民間に処理委託しています。

(4) 外部処理

市が収集する小型家電、乾電池、廃蛍光管や、中間処理で選別される羽毛布団、粗大ごみの破碎不適物、磁性金属類等については、民間の処理・再生業者等にて資源化等の処理がされています（業務委託）。

許可業者が搬入する事業系一般廃棄物のうち、ビン、カン及びペットボトル、そのほかの資源ごみについても、民間の処理施設（再生業者）へ直接搬入され、処理されています。

実験動物死体は許可業者が回収して自社処理しています。

(5) 熱回収・熱利用

廃棄物発電事業の概要を表3-3-4に、余熱利用施設の概要を表3-3-5に示します。

東部クリーンセンターでは、ごみの焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを回収して廃棄物発電事業を行っており、発電した電力を東部クリーンセンターと老洞環境事務所の施設電力や、岐阜市庁舎、岐阜市リサイクルセンター、掛洞プラントの3施設に電気を送電する自己託送に使用し、余剰電力は電力会社に売電しています。

掛洞プラントでは、プラザ掛洞の温水プールや浴場に余熱を利用（給湯・冷暖房）しています。

表 3-3-4 東部クリーンセンターでの廃棄物発電事業の概要

区分\年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
焼却量（実績値）	t	106,551	103,772	98,103	96,454	94,797
発電電力量	千kwh	43,452	40,078	34,225	32,621	31,866
使用電力量	千kwh	19,255	19,253	18,698	18,150	17,742
購入電力量	千kwh	416	1,053	415	810	393
自己託送電力量	千kwh	—	—	—	2,407	3,838
売電電力量	千kwh	24,613	21,877	15,943	12,874	10,679
売電率	%	56.64%	54.59%	46.58%	39.47%	33.51%
売電金額	千円	270,786	175,327	185,894	321,859	170,336

表 3-3-5 余熱利用施設の概要

施設名称	岐阜市プラザ掛洞
所在地	岐阜市奥1丁目104
敷地面積	1,815m ²
施設内容	温水プール、浴場
竣工年月	平成7年9月

（6）啓発事業

啓発施設の概要を、表 3-3-6 に示します。

東部クリーンセンター管理棟内には芥見リサイクルプラザを設け、粗大ごみ・衣類等再使用品譲渡やリサイクル工芸室を使った各種講座、学習コーナーなどごみ減量化・資源化の啓発事業を継続的に行っています。

表 3-3-6 啓発施設の概要

施設名称	岐阜市芥見 リサイクルプラザ
所在地	岐阜市芥見6丁目368
敷地面積	（東部クリーンセンター管理棟内）
施設内容	展示ギャラリー、リサイクル工芸室、ふれあいサロン、ものしりコーナー、研修室等
竣工年月	平成10年3月

3.3.4 最終処分体制

最終処分場の概要は、表 3-3-7 に示すとおりです。

掛洞プラント及び東部クリーンセンターで発生する焼却灰については、本市の大杉一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

表 3-3-7 最終処分場の概要

施設名称	岐阜市大杉一般廃棄物最終処分場
所在地	岐阜市大字山県岩字大杉奥洞1045番地
敷地面積	75,000m ²
埋立面積	33,000m ²
埋立容量	270,000m ³
埋立開始時期	平成24年1月
浸出水 処理施設	処理方式：アルカリ凝縮沈殿＋砂ろ過
	処理能力：180m ³ /日
	竣工年月：平成23年3月
事業費	3,073,383千円

3.3.5 ごみの排出抑制の状況

(1) 家庭系ごみの減量

1) 資源分別回収事業

自治会連合会を単位に原則として月1回、自治会、子ども会などの実施団体が、紙類（新聞・新聞の折込チラシ・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみ）、古着、カン・フライパン類の3種類の回収を行っています。

また、自治会連合会と協力して古紙回収用ボックスを順次設置しています。

2) 生ごみの減量

家庭内でできる取組として、電気式生ごみ処理機やダンボールコンポストなどの非電気式生ごみ処理容器による生ごみの堆肥化、減量化・減容化の普及に取り組んでいます。

また、フードドライブ^{※3}を実施し、家庭の不要な食品を活動団体を通じて必要とする施設等に寄付することで、生ごみの発生抑制につながる食品ロスの削減に取り組んでいます。

3) その他

事業者と協力した減量活動に取り組んでいます。

郵便局に設置した使用済みはがき回収ボックスから不要となったはがきを市が回収し、製紙工場で溶解処理をしています。スーパーマーケット等にトレイ回収ボックスを設置し自主回収の協力を依頼しています。インクカートリッジメーカー等が行うインクカートリッジ里帰りプロジェクトを利用して、使用済みインクカートリッジを回収しています。

(2) 事業系ごみの減量

1) 搬入検査

事業系ごみを焼却施設に搬入する許可業者や事業者に対する搬入検査を実施し、必要に応じて指導しています。

2) 事業所立入指導

「事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」(以下「指導要綱」といいます。)に基づき、一定規模を超える事業所^{※4}に一般廃棄物減量計画書の提出を求めるとともに、立入指導を行っています。

3) エコ・アクションパートナー協定

市と協定を締結し、過剰包装の抑制など容器包装廃棄物の減量や資源化など、環境負荷の少ない活動をすすめる事業所を増やす取組を行っています。

※3:「フードドライブ」とは、家庭で余っている食品を持ち寄り、団体や施設を通じて必要とする人々に寄付するボランティア活動のことです。

※4:「一定規模を超える事業所」とは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条第1項に規定する建築物、「大規模小売店舗立地法」第2条第2項に規定する店舗(店舗面積が1,000㎡を超える店舗)、及び延べ床面積が500㎡を超え、かつ多量(週標準50キログラムを超える)の一般廃棄物を排出する事務所、小売店舗を指します。

(3) 環境学習・啓発活動

1) 子ども向け

教育委員会と協力し、小学4年生の社会科副読本として市のごみの現状を図解した「ごみとわたしたち」を毎年作成し、全児童に配布しています。

また、夏休み期間を利用した「ごみ1/3減量大作戦子どもポスターコンクール」を開催しています。

2) 一般向け

地域や団体が主体となって取り組むごみ減量活動に人的・物的支援を行う「ごみ1/3減量活動支援事業」や市職員が地域に出向きごみ減量の取組を呼びかける「出前講座」を行っています。

3) その他

毎年、市民参加型のイベント等を開催し、ごみ減量を始めとした環境学習の機会を提供しています。

3.4 ごみ処理の実績

3.4.1 ごみ総排出量の実績

過去5年間のごみ総排出量は、表3-4-1に示すとおりです。

ごみ総排出量は年々減少を続けており、令和6年度は、令和2年度に比べ12,776 t 減（約9.4%減）となっており、1人1日当たりのごみ排出量も令和6年度は、令和2年度と比べ、68 g 減（約7.4%減）となっています。（図3-4-1を参照）

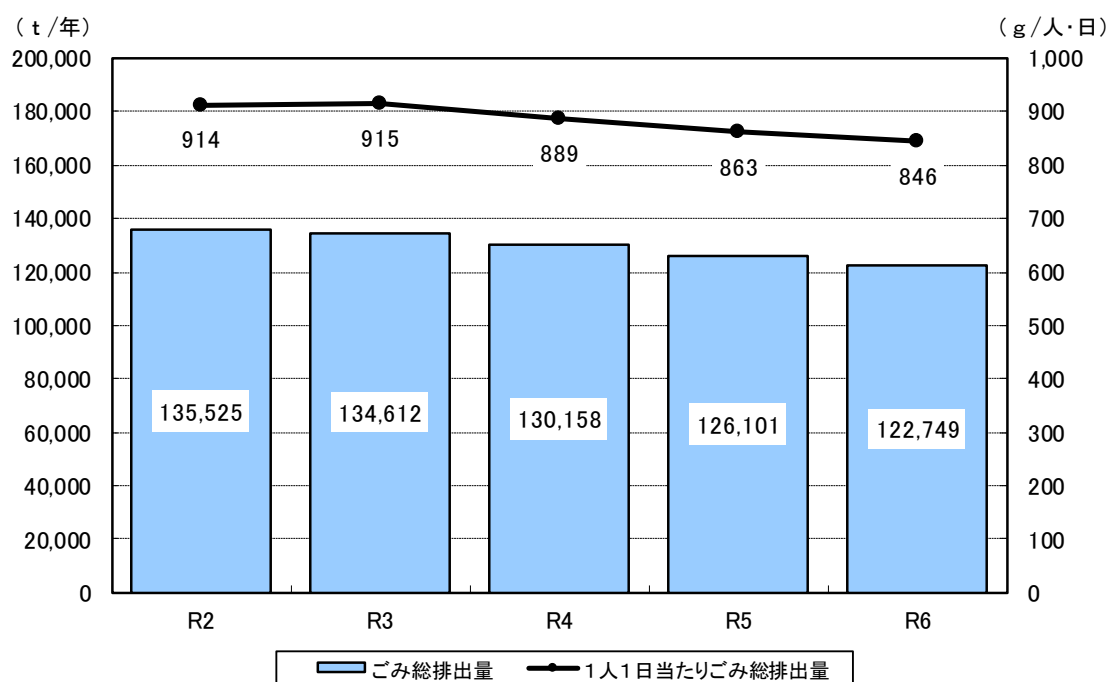


図3-4-1 ごみ総排出量と1人1日当たりのごみ排出量の推移

排出形態別では、生活系ごみ量は継続して減少しており、令和6年度は令和2年度に比べ13,541 t 減（約14.0%減）となっています。事業系ごみ量は増減を繰り返しつつ推移しており、令和6年度は令和2年度に比べ765 t 減（約2.0%増）であるものの、ほぼ横ばいで推移しています。（図3-4-2を参照）

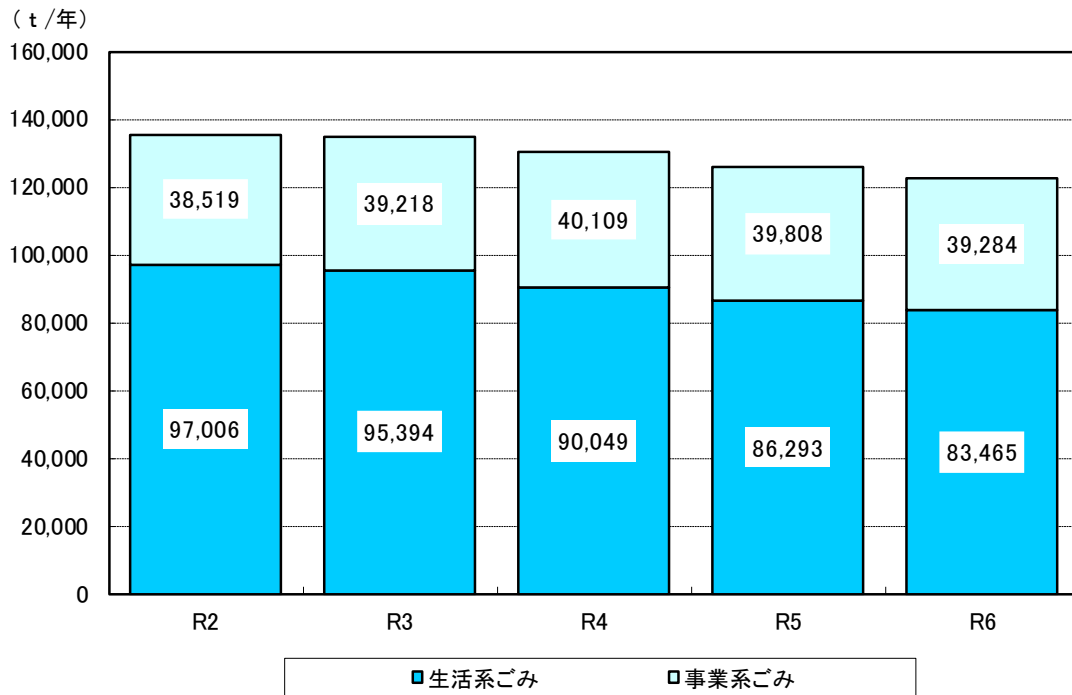


図 3-4-2 生活系ごみ・事業系ごみの推移

ごみ総排出量に占める生活系ごみの割合は令和 6 年度では約 68.0%となっています。ごみの種類別では、普通ごみが全体の約 80.2% (令和 6 年度) を占めており、令和 4 年度にプラスチック製容器包装の分別収集を実施したことにより資源ごみが増加していますが、他のごみは減少しています。(図 3-4-3 を参照)

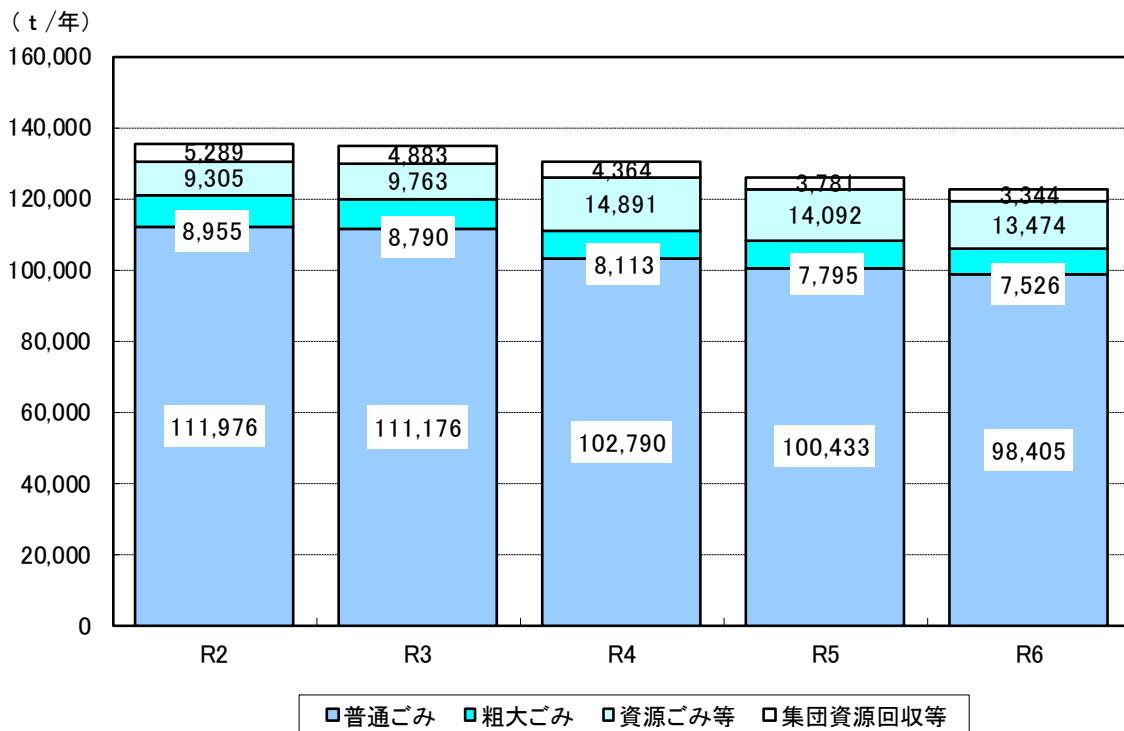


図 3-4-3 ごみの種類別排出量の推移

表 3-4-1 ごみ総排出量の実績

(単位：t/年)

区分 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6	備考		
行政区内人口 (人)		406,407	402,965	401,294	399,492	397,670			
生活系ごみ	家庭系ごみ	普通ごみ	76,873	75,788	66,453	64,433	62,791		
		粗大ごみ	7,533	7,248	6,711	6,351	6,086	直接搬入を含む	
		資源ごみ	ビン	2,586	2,572	2,752	2,538	2,423	
			カン	1,128	1,144	1,581	1,425	1,320	
			ペットボトル	2,657	2,478	2,260	2,131	2,051	
			プラスチック製容器包装	22	55	4,793	4,533	4,440	R4より全地域に拡大
			ペットボトルのキャップ	24	7	プラ容器包装に統合			
			発泡スチロール・白色トレイ	11	14	プラ容器包装に統合			
			乾電池	107	110	104	105	96	
			廃蛍光管	56	50	45	42	40	
			廃食用油	17	16	15	13	14	
			小型家電リサイクル	27	24	20	20	17	
		紙類・古着類	145	141	100	77	72	柳津資源ステーション	
		都市美化ごみ	普通ごみ	437	380	395	382	340	
	粗大ごみ		39	116	39	44	32		
	集団回収等	資源分別回収事業	5,289	4,883	4,364	3,781	3,344		
		紙類	4,585	4,354	4,008	3,481	3,091		
		古着類	488	331	267	219	181		
		カン	119	108	89	81	72		
		ビン・ペットボトル	97	90	ビン・ペットボトル回収終了				
学校給食残渣 (生ごみ)		55	368	417	418	399			
生活系ごみ総排出量		97,006	95,394	90,049	86,293	83,465			
		(g/人・日)	654	649	615	590	575		
集団回収等と資源ごみを除く生活系ごみ総排出量		84,937	83,900	74,015	71,628	69,648			
		(g/人・日)	573	570	505	490	480		
事業系ごみ	事業系一般廃棄物	普通ごみ	34,271	34,650	35,571	35,275	34,908	直接搬入を含む	
		粗大ごみ	1,383	1,426	1,363	1,400	1,408		
		資源ごみ	ビン	183	174	202	218	203	
			カン	250	237	254	252	290	
			ペットボトル	198	207	239	232	搬入停止	業者廃業のため
			発泡スチロール・白色トレイ	136	258	125	161	134	
			紙類・古着類	1,627	1,848	1,901	1,884	1,935	
			鉄類	69	53	70	33	28	
			木類	1	0	5	0	0	
		実験動物死体	6	7	8	10	12		
	併せ産廃 (普通ごみ)		395	358	371	343	366		
事業系ごみ総排出量		38,519	39,218	40,109	39,808	39,284			
ごみ総排出量	ごみ種類別	普通ごみ	111,976	111,176	102,790	100,433	98,405		
		粗大ごみ	8,955	8,790	8,113	7,795	7,526		
		資源ごみ等	9,305	9,763	14,891	14,092	13,474		
		計	130,236	129,729	125,794	122,320	119,405		
	集団回収等		5,289	4,883	4,364	3,781	3,344		
	ごみ総排出量		135,525	134,612	130,158	126,101	122,749		
			(g/人・日)	914	915	889	862	846	

出典：岐阜市 環境部「廃棄物処理事業概要 (各年度)」より抜粋して加工

3.4.2 ごみ処理量の実績

(1) 中間処理量

過去5年間のごみ焼却量は、表3-4-2に示すとおりです。

ごみ焼却量は、特にプラスチック製容器包装の分別収集に伴い、令和4年度以降は大きく減少しており、令和6年度は年110,000t程度となっています。(図3-4-4を参照)

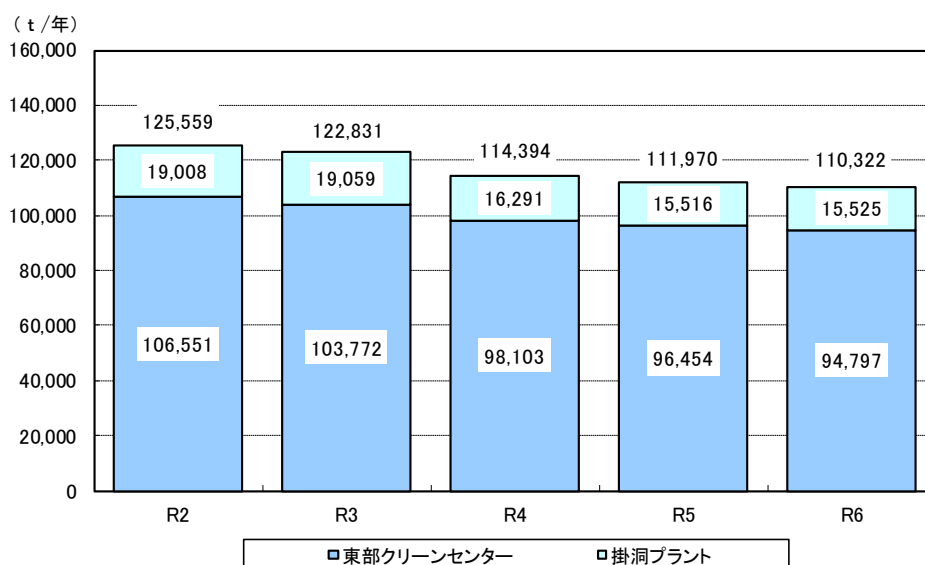


図3-4-4 ごみ焼却量の推移

令和6年度の実焼却量(稼働日平均)は、東部クリーンセンターが270.8t/日で処理能力450t/日の約60%、掛洞プラントが69.9t/日で処理能力150t/日の約47%となっています。(図3-4-5を参照)

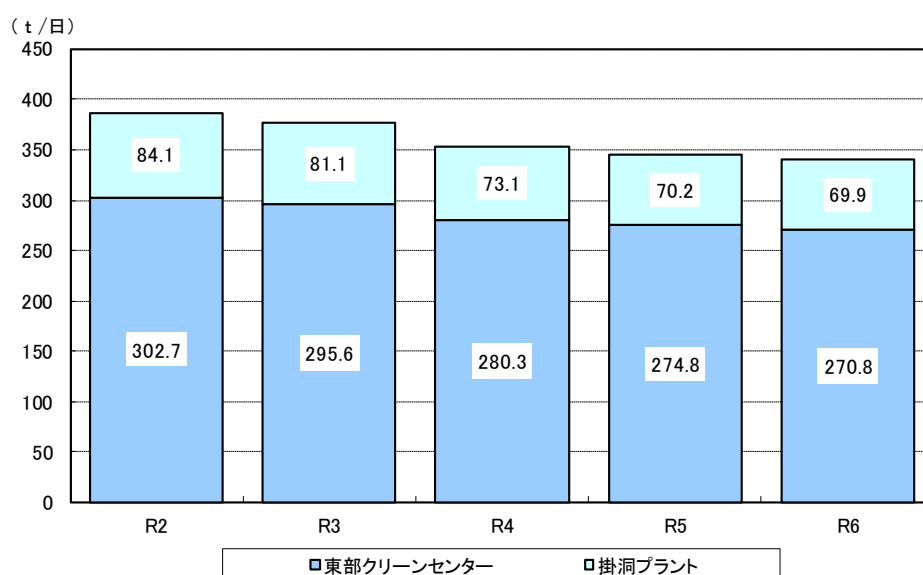


図3-4-5 実焼却量の推移(稼働日平均)

破碎選別処理量(搬入量)は年々減少しており、令和6年度の処理量(稼働日平均)は29.1t/日でした。

また、リサイクルセンター搬入量は令和4年度にプラスチック製容器包装の分別収集を実施したことに伴い増加傾向で推移しています。令和6年度の処理量(稼働日平均の搬入量)は、カンが5.3t/日で処理能力6.5t/日の約82%、カレットが9.8t/日で処理能力16.8t/日の約58%、ペットボトルは8.3t/日で処理能力10.3t/日の約81%、プラスチック製容器包装は18.0t/日で処理能力20.0t/日の約90%となっています。(図3-4-6を参照)

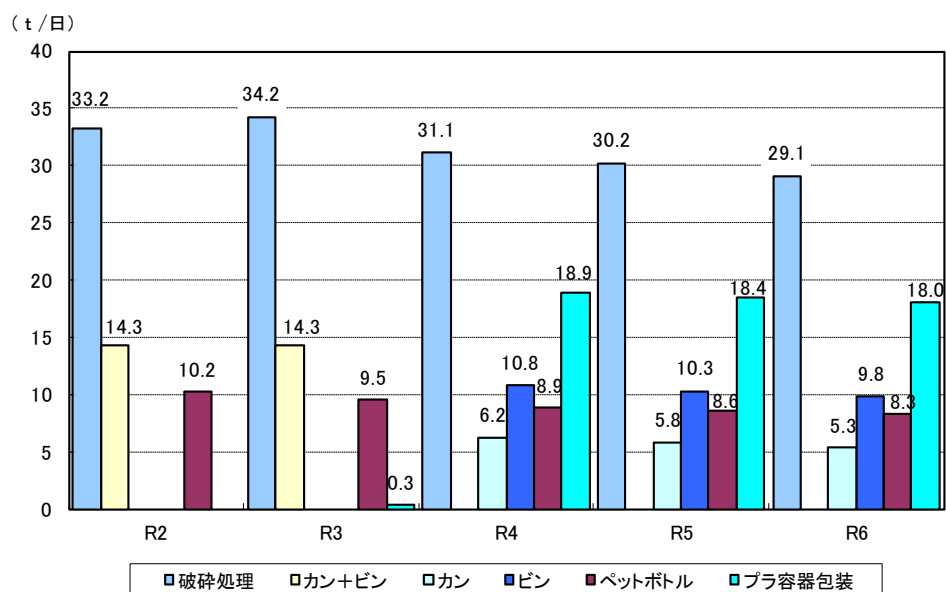


図3-4-6 破碎処理量及び資源化選別処理量の推移(稼働日平均)

(2) 総資源化量

過去5年間の資源化量は、表3-4-3に示すとおりです。

プラスチック製容器包装の分別収集の実施により、令和4年度以降の総資源化量は増加していますが、令和6年度の再生利用率(総資源化量÷ごみ総排出量)は12.4%です。(図3-4-7を参照)

一方で、近年は民間事業者による古紙回収等ステーションの設置数が増加しており、多くの資源物が民間事業者を通じてリサイクルされていることが推測されます。

民間事業者に対して実施した調査によると、令和6年度は約9,785tの資源物が回収されていることから、本市全体の実際の再生利用率は18.9%であると推測されます。

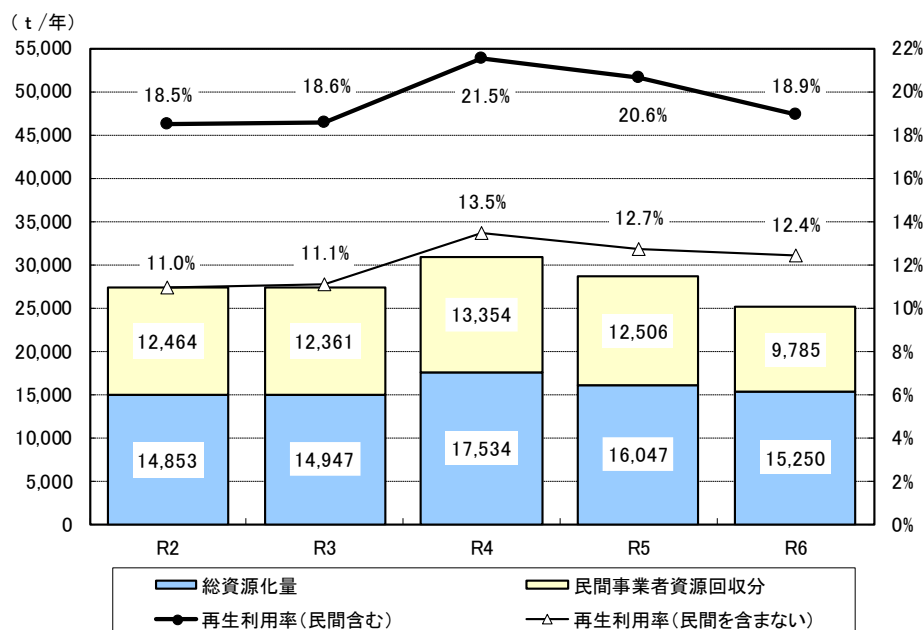


図 3-4-7 総資源化量及び再生利用率の推移

(3) 最終処分量

過去5年間の最終処分量（本市分）は表 3-4-3 に示すとおりです。

最終処分量は、年々減少しており、令和6年度の最終処分率（最終処分量÷ごみ総排出量）は約9.8%となっています。（図 3-4-8 を参照）

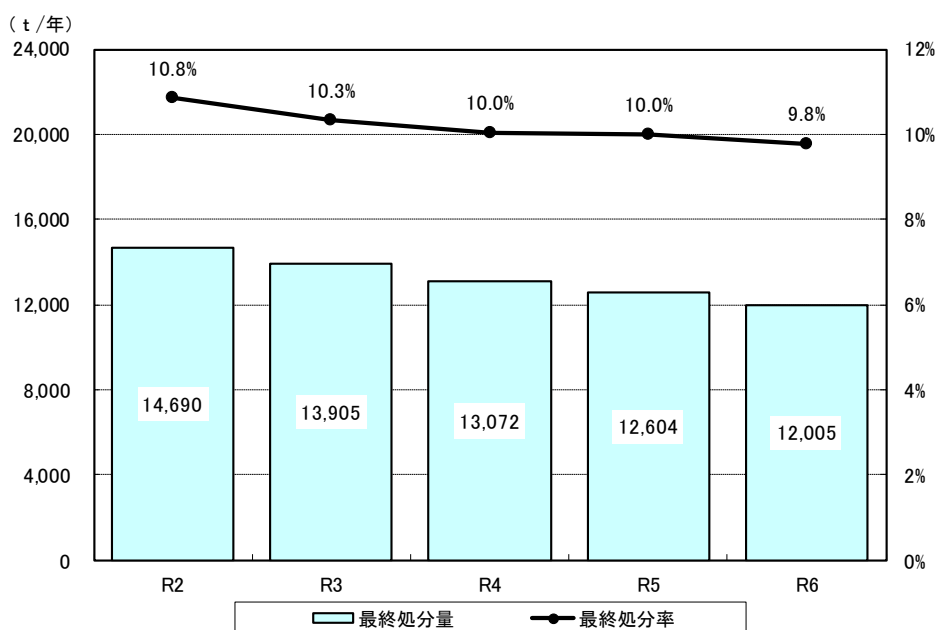


図 3-4-8 最終処分量及び最終処分率の推移

表 3-4-2 中間処理量の実績

(単位：t/年)

区分 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6	備考		
搬入内訳	普通ごみ	111,976	111,176	102,790	100,433	98,405			
	粗大ごみ	家庭系粗大ごみ	7,595	7,303	6,758	6,401	6,125		
		リサイクルセンター	8	7	7	10	5		
		破碎・選別	7,482	7,187	6,661	6,302	6,045		
		破碎不適物	78	85	70	69	58		
		小型家電	27	24	20	20	17		
		都市美化粗大ごみ	39	116	39	44	32		
	事業系収集粗大ごみ	1,383	1,426	1,363	1,400	1,408			
	計	9,017	8,845	8,160	7,845	7,565			
	カン・ビン・ペット	家庭系収集ビン・カン	3,714	3,719	4,333	3,963	3,743		
		家庭系収集ペットボトル	2,657	2,475	2,260	2,131	2,051		
		都市美化カン・ビン・ペットボトル	0	0	0	0	0		
		事業系直搬カン・ビン・ペットボトル	0	4	ペットボトル・ビン・カン回収終了				
		計	6,371	6,198	6,593	6,094	5,794		
選別・圧縮・梱包（リサイクルセンター）	搬入量	カン・ビン・ペットボトル	6,371	6,198	6,593	6,094	5,794		
		プラスチック類（容器包装含む）	22	55	4,793	4,533	4,440	R4より全市域に拡大	
		計	6,393	6,253	11,386	10,627	10,234		
	選別・圧縮・梱包処理量	5,633	5,604	10,040	9,471	9,181			
	搬出量	破碎対象ごみ	8	7	7	10	5	東部CC(破碎)	
		選別後可燃物	960	1,139	2,144	2,284	2,024		
		カレット	カレット白	707	631	424	342	365	
			カレット茶	682	653	560	554	556	
			カレット雑	406	354	252	209	278	
		計	1,795	1,638	1,236	1,105	1,199		
		鉄	552	520	504	446	427		
		アルミ	503	499	529	492	469		
		ペットボトル	1,190	1,116	1,174	1,139	1,345		
		硝子残渣	625	656	631	625	611		
	プラスチック製容器包装	—	29	3,815	3,370	3,101			
	小計	5,633	5,604	10,040	9,471	9,181			
	水分等処理	764	650	1,410	1,111	1,083			
翌年度繰越未処理	75	95	31	76	46				
破碎・選別（東部クリーンセンター）	搬入量	家庭系粗大ごみ	7,482	7,187	6,661	6,302	6,045		
		都市美化粗大ごみ	39	116	39	44	32		
		事業系収集粗大ごみ	1,383	1,426	1,363	1,400	1,408		
		リサイクルセンター搬入分	8	7	7	10	5		
		計	8,912	8,736	8,070	7,756	7,490		
	破碎・選別処理量	8,962	8,725	8,035	7,793	7,489			
	搬出量	破碎	破碎後可燃物	7,900	7,434	6,868	6,676	6,446	
			破碎金属	442	856	753	726	630	
		計	8,342	8,290	7,621	7,402	7,076		
		選別保管	破碎不適物、金属	474	284	236	240	267	
モーター・ケーブル類			—	—	52	30	33		
小型家電リサイクル	146	151	126	121	113				
計	620	435	414	391	413				
小計	8,962	8,725	8,035	7,793	7,489				
翌年度繰越未処理	10	20	55	18	19				
焼却処理	搬入量	普通ごみ	111,976	111,176	102,790	100,433	98,405		
		破碎後可燃物	7,900	7,434	6,868	6,676	6,446		
		選別後可燃物（東部クリーンセンター）	525	955	2,144	2,284	2,024		
		し尿処理残渣	958	955	905	816	801		
	計	121,359	120,520	112,707	110,209	107,676			
	焼却処理量	125,559	122,831	114,394	111,970	110,322	焼却量実績		
	搬出量	焼却残渣	14,690	13,905	13,072	12,604	12,005		
		金属（東部クリーンセンター）	876	725	571	472	508		
計	15,566	14,630	13,643	13,076	12,513				
水分等処理	-3,521	-3,764	-1,283	-1,688	-1,554				
翌年度繰越未処理	2,343	3,980	3,580	3,590	2,564				

表 3-4-3 総資源化量及び最終処分量の実績

(単位：t/年)

区分 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6	備考	
ごみ総排出量		135,525	134,612	130,158	126,101	122,749		
資 源 化	処理後資源化量	中間処理施設						
		カレット	1,795	1,638	1,236	1,105	1,199	リサイクルセンター
		鉄	552	520	504	446	427	リサイクルセンター
		アルミ	503	499	529	492	469	リサイクルセンター
		ペットボトル	1,190	1,116	1,174	1,139	1,345	リサイクルセンター
		硝子残渣	625	656	631	625	611	リサイクルセンター
		破砕金属	442	856	753	726	630	東部CC(破砕施設)
		破砕不適物、金属	474	284	236	240	267	東部CC(破砕施設)
		家電リサイクル	146	151	126	121	113	
		焼却後金属類	876	725	571	472	508	東部CC(焼却施設)
	モーター・ケーブル類	—	—	52	30	33		
	計	6,603	6,445	5,812	5,396	5,602		
	直接資源化量	家庭系資源化						
		古紙類・古着類	145	141	100	77	72	柳津資源ステーション
		廃食用油	17	16	15	13	14	
		ペットボトルキャップ	24	7	プラ容器包装に統合			
		乾電池	107	110	104	105	96	
		廃蛍光管	56	50	45	42	40	
		破砕不適物	51	61	50	49	41	
		小型家電	27	24	20	20	17	
発泡スチロール		9	11	プラ容器包装に統合				
白色トレイ		2	3	プラ容器包装に統合				
プラスチック製容器包装	22	55	3,815	3,370	3,101	R4より全市域に拡大		
計	460	478	4,149	3,676	3,381			
学校給食残渣堆肥化量	55	368	413	414	333	エコプラント椿		
許可業者資源化量	2,446	2,773	2,796	2,780	2,590			
小計	2,961	3,619	7,358	6,870	6,304			
資源化量計	9,564	10,064	13,170	12,266	11,906			
資源分別回収事業	5,289	4,883	4,364	3,781	3,344			
総資源化量(民間を含まない)	14,853	14,947	17,534	16,047	15,250			
再生利用率(民間を含まない)	11.0%	11.1%	13.5%	12.7%	12.4%			
総資源化量(民間を含む)	27,317	27,308	30,888	28,553	25,035	民間事業者資源回収分		
再生利用率(民間を含む)	18.5%	18.6%	21.5%	20.6%	18.9%			
最終処分	焼却残渣							
	灰・成形品(東部クリーンセンター)	12,333	11,497	10,984	10,671	10,140		
	灰・成形品(掛洞プラント)	2,357	2,408	2,088	1,933	1,865		
合計	14,690	13,905	13,072	12,604	12,005			
最終処分率	10.8%	10.3%	10.0%	10.0%	9.8%			
その他	実験動物死体(火葬)	6	7	8	10	12	自社処理	

※再生利用率(民間を含む)は、(総資源化量(民間を含まない) + 民間事業者資源回収分) ÷ (ごみ総排出量 + 民間事業者資源回収分) として算出しています。

3.4.3 ごみの組成

過去5年間の普通ごみの組成（掛洞プラントと東部クリーンセンターの平均）を表3-4-4、図3-4-9に示します。事業系ごみ（東部クリーンセンター）及び粗大ごみ（東部クリーンセンター）の組成（年度別平均値）は、図3-4-10、図3-4-11に示すとおりです。

生活系普通ごみの組成（湿重量%）は、令和6年度で紙類が30.8%と最も高く、次いで^{ちゅうかいりい}厨芥類^{※5} 29.3%、木・竹・わら類が18.0%、プラスチック類（ビニール・合成樹脂）が15.2%となっています。（図3-4-9を参照）

プラスチック類は、令和4年度からプラスチック製容器包装の分別収集を全市域に拡大したこともあり、それ以前よりやや少なくなっています。

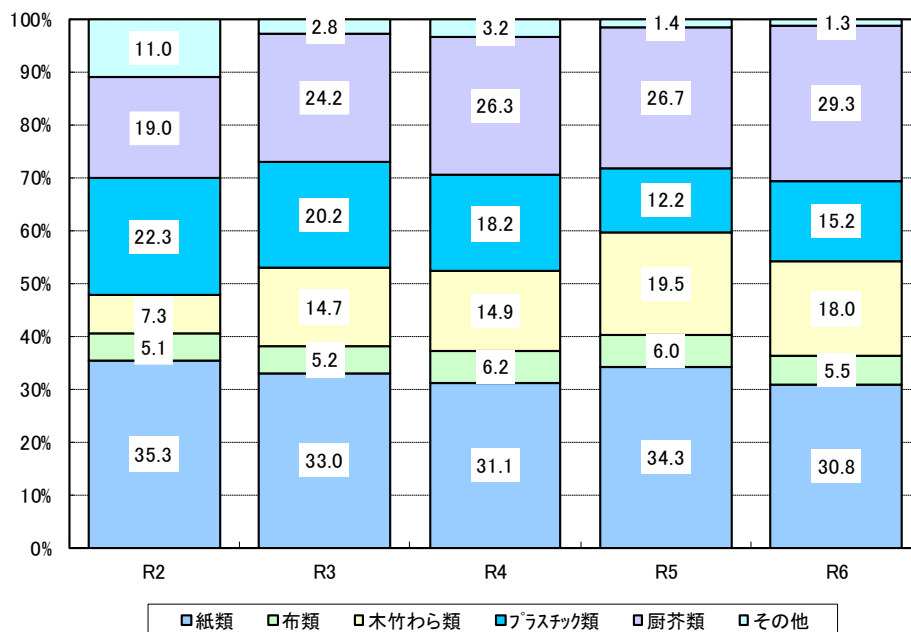


図3-4-9 普通ごみ組成（湿重量%）の推移

事業系ごみは紙・布類が最も多く、令和6年度で57.8%となっています。次いでプラスチック・皮革類が20.0%、厨芥類が10.7%と続いています。

事業系ごみは紙・布類とプラスチック・皮革類で全体の約5～8割を占めています。（表3-4-5、図3-4-10を参照）

※5：「厨芥類」とは、「厨房（台所）からでる芥（ごみ）」という意味で、野菜や食品等のくずや食べ残しなどの生ごみのことです。普通ごみに含まれる水分の多くは厨芥類に含まれており、ごみ袋等の中で他のごみに移動すると考えられています。

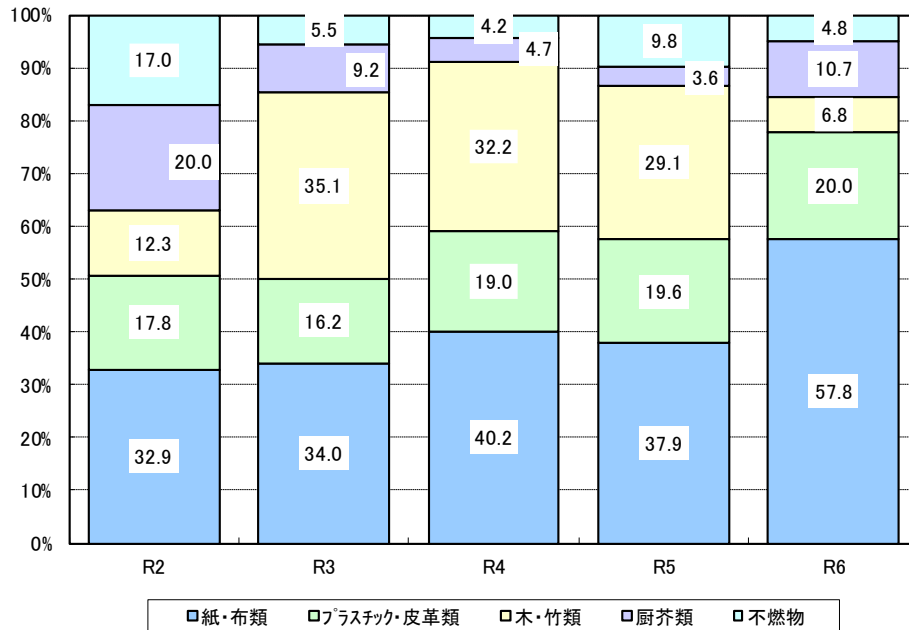


図 3-4-10 事業系ごみ組成（湿重量%）の推移

粗大ごみは、令和 6 年度でプラスチック類が 26.1%と最も高く、次いで布類の 21.8%、木・竹・わら類の 18.5%となっています。（図 3-4-11 を参照）

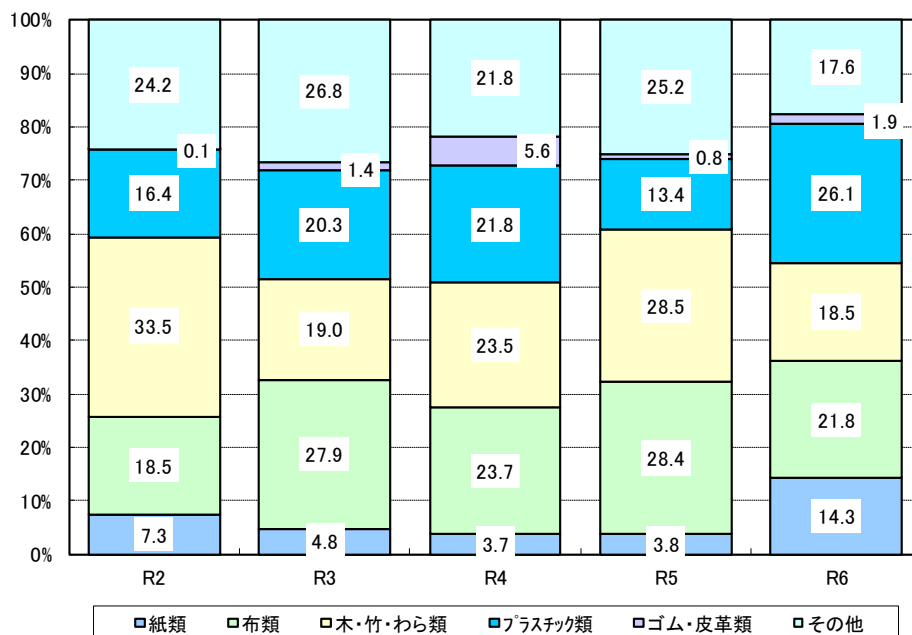


図 3-4-11 粗大ごみ組成（乾重量%）の推移

表 3-4-4 普通ごみの組成調査結果（家庭系ごみ）

区 分		普通ごみ					5カ年 平均
		R2	R3	R4	R5	R6	
ごみの種類・組成（湿重量%）	紙類	35.3%	33.0%	31.1%	34.3%	30.8%	32.9%
	布類	5.1%	5.2%	6.2%	6.0%	5.5%	5.6%
	木・竹・わら類	7.3%	14.7%	14.9%	19.5%	18.0%	14.9%
	プラスチック類	22.3%	19.5%	16.7%	11.4%	14.6%	16.9%
	ゴム・皮革類	0.0%	0.7%	1.5%	0.8%	0.6%	0.7%
	厨芥類	19.0%	24.2%	26.3%	26.7%	29.3%	25.1%
	ガラス類	1.5%	0.6%	0.5%	0.2%	0.3%	0.6%
	陶器・石類	0.5%	0.1%	0.2%	0.3%	0.1%	0.2%
	土砂・雑物5mm未満	1.4%	0.3%	1.4%	0.3%	0.3%	0.7%
	土砂・雑物5mm以上	5.4%	1.2%	0.6%	0.4%	0.2%	1.6%
	磁性金属類	1.3%	0.3%	0.3%	0.1%	0.3%	0.5%
	非磁性金属類	0.9%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.3%
	計	100.0%	100.1%	99.9%	100.1%	100.1%	100.0%
三成分	可燃物	58.8%	49.0%	53.5%	56.4%	50.1%	53.6%
	水分	36.6%	42.4%	40.5%	37.9%	44.4%	40.4%
	灰分	4.6%	8.6%	6.0%	5.7%	5.5%	6.1%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
見掛け比重(kg/m ³)		143	140	126	138	145	138

※項目ごとに四捨五入しているため、合計値と合わない場合があります。

出典：岐阜市「令和7年度版環境部廃棄物処理事業概要(令和6年度実績)」より抜粋

表 3-4-5 普通ごみの組成調査結果（事業系ごみ）

区 分		普通ごみ					5カ年 平均
		R2	R3	R4	R5	R6	
ごみの種類・組成（湿重量%）	紙類	25.0%	20.4%	28.2%	28.9%	42.9%	29.1%
	布類	7.9%	13.6%	12.0%	9.0%	14.9%	11.5%
	木・竹・わら類	12.3%	35.1%	32.2%	29.1%	6.8%	23.1%
	プラスチック類	17.8%	16.0%	17.8%	19.6%	19.9%	18.2%
	ゴム・皮革類	0.0%	0.2%	1.2%	0.0%	0.1%	0.3%
	厨芥類	20.0%	9.2%	4.7%	3.6%	10.7%	9.6%
	ガラス類	2.3%	0.2%	0.3%	0.0%	0.1%	0.6%
	陶器・石類	0.3%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	土砂・雑物5mm未満	6.8%	1.2%	0.6%	4.1%	0.8%	2.7%
	土砂・雑物5mm以上	6.9%	2.3%	1.8%	4.5%	1.7%	3.4%
	磁性金属類	0.0%	1.3%	1.2%	0.7%	0.1%	0.7%
	非磁性金属類	0.7%	0.1%	0.3%	0.5%	2.1%	0.7%
	計	100.0%	100.0%	100.3%	100.0%	100.1%	100.1%
三成分	可燃物	44.7%	65.2%	59.9%	70.0%	61.7%	60.3%
	水分	46.0%	27.6%	34.2%	20.1%	32.4%	32.1%
	灰分	9.4%	7.2%	6.0%	10.0%	5.9%	7.7%
	計	100.1%	100.0%	100.1%	100.1%	100.0%	100.1%
見掛け比重(kg/m ³)		153	135	135	100	133	131

※項目ごとに四捨五入しているため、合計値と合わない場合があります。

出典：岐阜市「ごみ減量・資源化指針アクションプラン年次報告書」より各年度分を抜粋して加工

3.4.5 ごみ処理経費

過去5年間のごみ処理経費は、表3-4-6及び図3-4-12に示すとおりです。

令和6年度の人口1人当たりの処理経費は14,340円/人・年となっています。

令和6年度のごみ1t当たり処理経費は、収集・運搬費用が43,040円、中間処理費用が17,985円、最終処分費用が13,950円となっています。(図3-4-13を参照)

表3-4-6 ごみ処理経費の実績

区分\年度		2020	2021	2022	2023	2024	
		R2	R3	R4	R5	R6	
処理経費 (円/年)	収集・運搬費	2,598,478,786	2,641,367,824	2,937,129,647	2,924,157,260	3,251,126,387	
	中間 処理 費	焼却処理	1,430,415,205	1,503,538,116	1,441,621,677	1,662,009,926	1,687,055,892
		破碎処理	256,697,390	153,064,900	163,849,939	227,590,653	230,100,001
		資源選別	206,025,634	227,173,448	358,848,007	349,498,466	366,776,910
		計	1,893,138,229	1,883,776,464	1,964,319,623	2,239,099,045	2,283,932,804
	最終処分費	106,385,053	117,041,109	144,667,249	121,625,242	167,474,005	
	処理経費計	4,598,002,068	4,642,185,397	5,046,116,519	5,284,881,547	5,702,533,196	
ごみ量 (t/年)	収集・運搬量	85,909	85,004	80,681	77,695	75,538	
	中間 処理 量	焼却処理	125,559	122,831	114,394	111,970	110,322
		破碎処理	8,962	8,725	8,035	7,793	7,489
		資源選別	5,633	5,604	10,040	9,471	9,181
		計	140,154	137,160	132,469	129,234	126,992
	最終処分量	14,690	13,905	13,072	12,604	12,005	
	ごみ排出量	130,236	129,729	125,794	122,320	119,405	
1t当たり 処理経費 (円/t)	収集・運搬	30,247	31,073	36,404	37,636	43,040	
	中間 処理	焼却処理	11,392	12,241	12,602	14,843	15,292
		破碎処理	28,643	17,543	20,392	29,204	30,725
		資源選別	36,575	40,538	35,742	36,902	39,950
		計	13,508	13,734	14,829	17,326	17,985
	最終処分	7,242	8,417	11,067	9,650	13,950	
	ごみ1t当たり	35,305	35,784	40,114	43,205	47,758	
1人当たり処理経費 (円/人・年)		11,314	11,520	12,575	13,229	14,340	
人口(人)		406,407	402,965	401,294	399,492	397,670	

注) 項目ごとに四捨五入しているため、合計値と合わない場合があります。

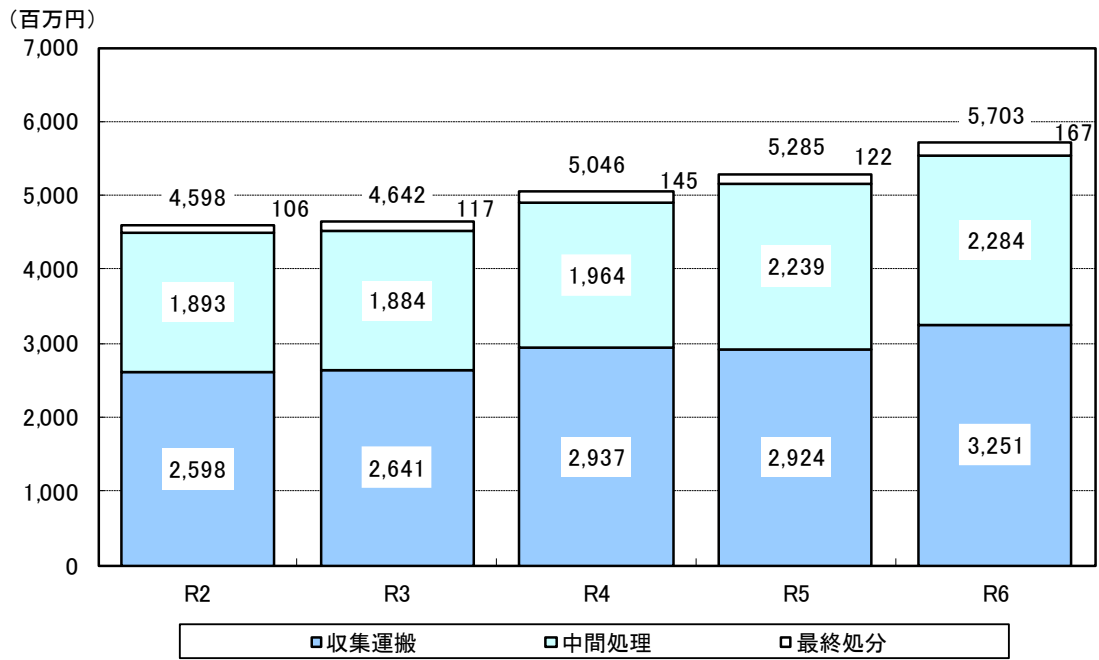


図 3-4-12 ごみ処理経費の推移

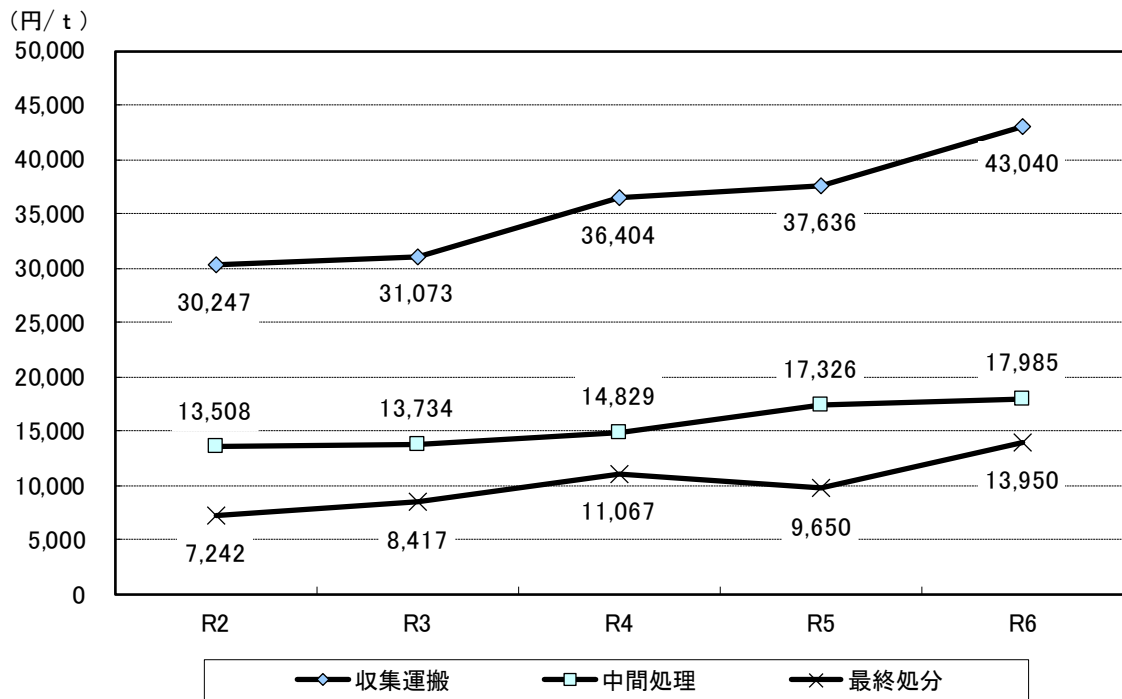


図 3-4-13 ごみ 1 t 当たり処理経費の推移

3.5 ごみ処理の評価及び課題

3.5.1 ごみ処理の評価

令和5年度実績における本市の主要な指標について、全国・県の平均値（令和5年度実績）との比較を表3-5-1に示します。

本市の1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）は859g/人・日であり、全国・県平均よりも多くなっていますが、類似市町村の平均値875g/人・日（環境省資料「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」より）と比較し16gほど少なくなっています。

また、リサイクル率も全国・県平均よりも低くなっており、最終処分率は国平均や県平均より高くなっています。これは、国及び県の一部の自治体では、焼却処理に替り、熔融処理や焼却灰の灰熔融による資源化を実施することにより、リサイクル率の向上や最終処分率の低減が図られていることも要因のひとつと考えられます。

表 3-5-1 令和5年度実績との比較

区 分	単位	全国平均	岐阜県平均	岐阜市
生活系ごみ※1	g/人日	592.5	572.0	587.8
	%	(69.6%)	(69.1%)	(68.4%)
事業系ごみ	g/人日	258.9	255.6	271.2
	%	(30.4%)	(30.9%)	(31.6%)
1人1日当たりのごみ排出量※2	g/人日	851.4	827.6	859.0
	%	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
全国平均との差	g/人日	—	-23.8	7.6
岐阜県平均との差	g/人日	23.8	—	31.4
リサイクル率	%	19.5%	17.1%	12.6%
最終処分率	%	8.1%	8.9%	10.6%

注)「一般廃棄物処理実態調査結果」は、集計期間の関係上、令和5年度が最新データとなります。

※1：生活系ごみには集団回収量が含まれています。

※2：実態調査では人口実績として各年10月1日付け人口が採用されていることから、1人1日当たりごみ排出量が他の資料の数値と異なります。

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果（令和5年度調査）」より抜粋

また、本市の一般廃棄物（ごみ）処理システムについて、循環型社会形成及び経済性の観点から、類似都市との比較分析を行った結果（令和5年度実績による比較）は図3-5-1及び表3-5-2に示すとおりです。

環境省が提供している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」は、類

似都市の平均値を 100 とし、指数値が 100 を超えるほど優れていると評価するものです。

本市の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は類似団体平均よりやや少なく、平均値を 100 とした場合の指数値は 101.8 となっています。しかし、廃棄物からの資源回収率は 77.3、廃棄物のうち最終処分される割合は 82.4、人口 1 人あたり年間処理経費は 98.4、最終処分減量に要する費用は 91.6 となっており、いずれも類似団体平均を下回っています。

これらの評価を短期間で改善することは難しい状況にあります。引き続き、ごみの減量化及び再生利用率の向上を目指す必要があります。

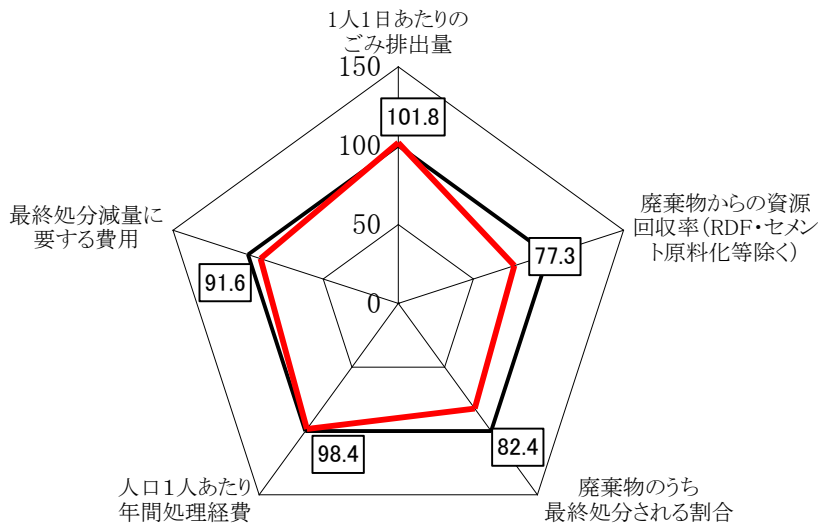


図 3-5-1 一般廃棄物処理システム比較表による評価

表 3-5-2 一般廃棄物処理システム比較表による評価

区分	評価項目	1人1日あたりのごみ排出量	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口1人あたり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
		(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
岐阜市		0.859	0.126	0.100	11,870	40,964
類似団体 (62市)	平均	0.875	0.163	0.085	11,685	37,785
	最大	1.102	0.473	0.185	16,146	58,224
	最小	0.698	0.080	0.000	7,157	23,835
指数値		101.8	77.3	82.4	98.4	91.6

注) 指数値＝平均値を 100 とした場合の指数値 (数値が 100 を超えると平均よりも優秀といえます)

※一般廃棄物処理システム比較表は実態調査の数値を基礎データとしており、実態調査では人口実績として各年 10 月 1 日付け人口が採用されていることから、1 人 1 日当たりごみ排出量が他の資料の数値と異なります。

3.5.2 ごみ処理の課題

(1) ごみの排出抑制・分別収集に関する課題

1) 家庭系一般廃棄物

① 普通ごみ

普通ごみ量は過去5年間で減少していますが、普通ごみの組成調査結果では、紙類が32.9%、プラスチック類が16.9%含まれていることから、さらなる資源物の分別排出を徹底する必要があります。(表3-4-4を参照)

また、厨芥類(生ごみ等)が25.1%含まれており、普通ごみに含まれる水分は、その大半が厨芥類に含まれ、収集袋の中で他のごみ種に移動すると言われていることから、厨芥類の水切りの励行等が普通ごみの減量に有効と考えられます。

なお、本市では、令和8年10月から、ごみ処理有料化制度を導入する計画であることから、その対象である「家庭系普通ごみ」についてはさらなる減量化が期待できます。

② 粗大ごみ

粗大ごみの収集は、平成10年10月から有料による戸別収集又は直接搬入(いずれも事前予約制)としています。粗大ごみは過去5年間で減少しています。

③ 資源ごみ等

現在、資源ごみの分別収集及び資源分別回収事業等により、容器包装リサイクル法の対象品目をはじめ、紙類、古着、小型家電リサイクル、乾電池、廃蛍光管及び廃食用油等の分別収集を行っています。

今後、ごみ処理有料化制度の導入に合わせ、令和8年10月から家庭系剪定枝の資源化を実施するとともに、令和10年度末までにプラスチック類(プラスチック製容器包装を含むプラスチック製品)の資源化を開始する予定です。それに合わせ、市民に対する分別方法などの周知徹底や、適切な処理体制を構築する必要があります。

また、小型家電リサイクル事業として現在28品目を回収・資源化しています

が、さらなるごみ減量を図るため、回収品目の拡大を検討する必要があります。

2) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物量は 38,500~40,100 t/年で推移しており、令和 6 年度は令和 2 年度に比べて、765 t の増加（約 2.0%増）となっています。事業系普通ごみの組成調査結果では、紙類が 29.1%、プラスチック類が 18.2%、厨芥類が 9.6% 含まれていることから、さらなる資源物の分別排出及び生ごみの減量を徹底する必要があります。（表 3-4-5、図 3-4-10 を参照）

現在、本市では事業系一般廃棄物は、収集運搬許可業者による収集もしくは、事業者による直接搬入とし、処分に係る費用は無料としていますが、令和 8 年 10 月の家庭系ごみ処理有料化制度導入に合わせ、事業系ごみも有料化する計画であることから、「事業系普通ごみ」の減量化が期待できます。

(2) ごみの適正処理に関する課題

1) 収集・運搬

① 収集・運搬体制

ごみ処理経費のうち収集・運搬費用の占める割合は、令和 6 年度実績で 57% 以上を占めています。

収集業務において直営職員に加え、委託業者の担う比重は大きくなっていますが、委託事務においても市の統括的責任は免れません。特に収集作業は、市民生活に直結する業務であり、市民の衛生環境に混乱を招かないよう業者選定や育成に細心の注意を払っています。なお、本市の収集・運搬における民間委託の割合は、令和 6 年度では収集量全体の 71.8%となっています。

その他、現在はプラスチック製容器包装を分別収集していますが、令和 10 年度末までに、プラスチック製品を一括した「プラスチック類」として分別区分を拡大する計画もあることから、今後も分別収集のコスト増とサービスのバランスを考慮しながら、収集運搬体制の見直しについて検討していく必要があります。

② 危険物の対応

全国的に、エアゾール製品（殺虫剤やヘアスプレー等の可燃性ガスが含まれたスプレー缶や簡易型ガスこんろ用燃料ボンベ（通称：カセットボンベ）など）や、ごみの中に混入したリチウムイオン電池の収集・運搬に伴い、ごみ収集車やごみ処理施設で火災が発生した事例が多数報告されています。

特にリチウムイオン電池は、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレスタイプの掃除機など多くの小型家庭用電気機器に使用されていますが、リチウムイオン電池が使用されていても、リサイクルマークが表示されていない製品も存在します。

リチウムイオン電池は、破損・変形により、発熱・発火する危険性が高く、エアゾール製品は、正しく使用しないと大きな火災や事故等になってしまう恐れがあることから、市民や事業者がこれらの危険物を廃棄する際には、安全かつ適切に廃棄するよう周知する必要があります。

2) 中間処理・リサイクル

① ごみ焼却施設の更新計画

現在、本市では、市北西部に位置する掛洞プラント（昭和 54 年稼働）と、東部に位置する東部クリーンセンター（平成 10 年稼働）の 2 施設で、ごみの焼却処理を行っています。

このうち掛洞プラントは稼働から 45 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、令和 8 年度末での廃炉を予定しています。

令和 9 年 4 月に、岐阜市羽島衛生施設組合の次期ごみ処理施設が稼働予定であり、令和 9 年度からは、東部クリーンセンターとの 2 施設でごみの焼却処理を行っていくこととなります。

また、今後も本市のごみ焼却施設を安定的に稼働させるためには、東部クリーンセンターの長寿命化総合計画の策定や基幹的設備改良工事等を行い、施設整備を推進します。

② 焼却残渣のリサイクル

現在、本市では、焼却残渣から鉄くずのみリサイクルを行っており、ほかは最終処分場で埋立て処理しています。

③ 効率的な熱回収等、多面的な価値の創出

令和5年6月30日に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画では、廃棄物処理施設の整備にあたっては、持続可能な適正処理の確保を前提としつつ、廃棄物処理システムが持つ様々な機能を活かし、地域のエネルギーセンターとしての活用、廃棄物エネルギーを利用した地域産業の振興、災害時の防災拠点としての活用、地域・社会の資源循環を支える基盤的施設としての展開、リユース拠点としての活用や環境教育・環境学習の場の提供など、地域に多面的な価値を創出する施設を整備していくことが示されています。

現在、東部クリーンセンターでは、ごみの焼却処理に伴い発生する熱エネルギーを回収して廃棄物発電事業を行っており、発電した電力を東部クリーンセンターと老洞環境事務所の施設電力や、岐阜市庁舎や岐阜市リサイクルセンターなどへ送電する自己託送に使用し、余剰電力は電力会社に売電しています。

これらの視点から、今後は、廃棄物の処理に伴って発生するエネルギーを最大限回収するとともに、廃棄物処理システムの機能を活用することについて十分な検討を行い、地域のエネルギー拠点等として活用できるような計画を検討する必要があります。

④ 温室効果ガス排出削減対策

気候変動対策として、廃棄物処理事業における温室効果ガスの排出削減は重要な課題です。本市の廃棄物処理施設では、廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを有効利用して発電を行っていることから、温室効果ガスの排出削減に貢献しています。引き続き、エネルギーの有効利用に努めつつ、廃棄物の収集、運搬、処理等に伴う排出削減と併せて、本市の脱炭素化に取り組むことが求められています。

3) 最終処分

現在、大杉一般廃棄物最終処分場において埋立てを行っています。

現在の最終処分場は、平成 23 年度から供用を開始し、令和 6 年度末の埋立率は、約 54%です。現在もごみの排出抑制や資源物の回収等、焼却灰量の低減による延命化を図っており、令和 16 年度頃までは埋め立てが可能であると見込んでいます。令和 16 年度頃の完成を目指し、次期最終処分場の建設候補地を選定するなど整備を推進していく必要があります。

また、今後も安定的かつ継続的なごみの最終処分のため、焼却灰の資源化による再生利用率の向上などにより、最大限の延命化を検討する必要があります。

4) 災害廃棄物対策

本市では、災害時に発生する災害廃棄物を迅速かつ適切に処理を行うため、平成 24 年度に岐阜市災害廃棄物処理計画を策定し、適宜計画内容の更新を行っています。今後も災害廃棄物仮置場の確保など、災害廃棄物処理体制の強化を図ります。

また、平成 23 年 4 月から中部地方環境事務所において「大規模災害時の廃棄物処理に関する連絡会」が発足され、大規模災害時の廃棄物処理のあり方について情報共有を行ってきました。更に平成 26 年 10 月には「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」に発展し、県域を越えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策に関する広域連携について検討を行っています。

今後想定される大規模災害に向け国、県、関係自治体及び関係業界との連携や協議を進める必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

4.1 ごみ総排出量及び処理量の予測

4.1.1 将来人口の予測

本市の将来人口については、人口の実績値を基に予測しました。

予測結果は、表 4-1-1 及び図 4-1-1 に示すように減少傾向を示しており、令和 6 年度では 397,670 人ですが、令和 17 年度には 378,918 人になると予想されます。

表 4-1-1 人口実績と予測結果

	年度	年度末人口（人）		世帯数（世帯）	
			増減数		世帯人数
実績値	平成27年度	412,589	—	175,371	2.35
	平成28年度	412,254	-335	177,102	2.33
	平成29年度	410,297	-1,957	178,392	2.30
	平成30年度	408,970	-1,327	179,872	2.27
	令和元年度	408,109	-861	181,716	2.25
	令和2年度	406,407	-1,702	183,288	2.22
	令和3年度	402,965	-3,442	183,506	2.20
	令和4年度	401,294	-1,671	185,365	2.16
	令和5年度	399,492	-1,802	186,907	2.14
	令和6年度	397,670	-1,822	188,687	2.11
予測値	令和7年度	396,393	-1,277	189,753	2.09
	令和8年度	394,646	-1,747	191,112	2.06
	令和9年度	392,898	-1,748	192,459	2.04
	令和10年度	391,151	-1,747	193,795	2.02
	令和11年度	389,403	-1,748	195,119	2.00
	令和12年度	387,656	-1,747	196,432	1.97
	令和13年度	385,908	-1,748	197,733	1.95
	令和14年度	384,161	-1,747	199,022	1.93
	令和15年度	382,413	-1,748	200,299	1.91
	令和16年度	380,666	-1,747	201,565	1.89
	令和17年度	378,918	-1,748	202,819	1.87

注) 人口は外国人を含む住民基本台帳人口（各年度末人口）です。

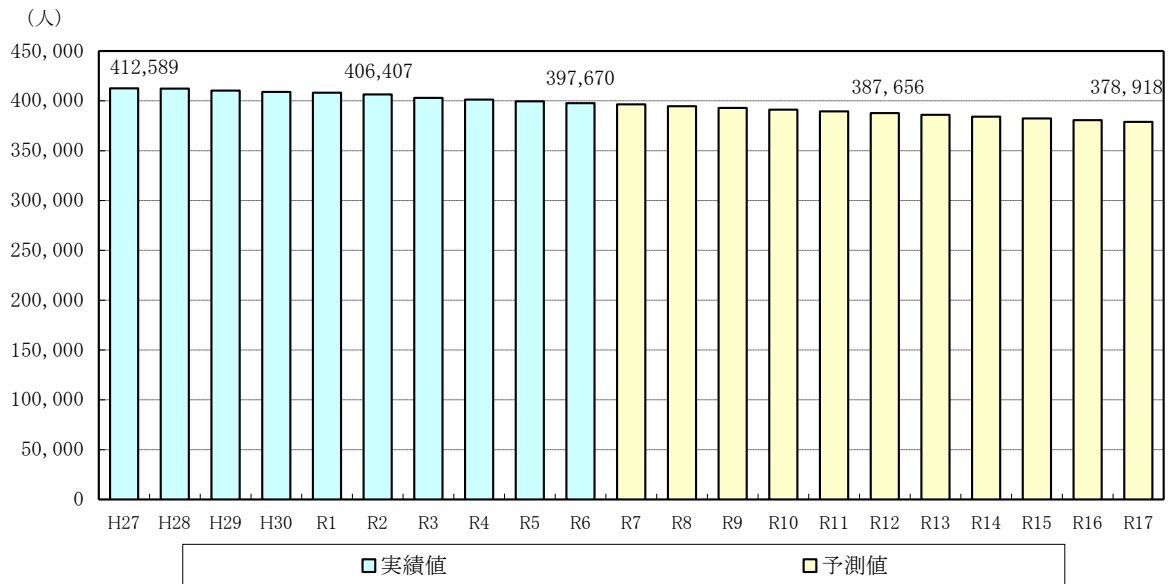


図 4-1-1 人口の推移

4.1.2 ごみ総排出量の予測（現状のまま推移した場合）

生活系ごみは1人1日当たりの排出量（g/人・日）を基に、事業系ごみは日平均排出量（t/日）を基に、それぞれ過去5年間の実績値を用いて予測しました。

現状のまま推移した場合のごみ総排出量予測結果は、表 4-1-2 に示すとおりです。

なお、令和 8 年 10 月からごみ処理有料化制度を導入する計画ですが、表 4-1-2 は、現時点で実施している事業を基準として予測を行っています。

生活系ごみ排出量は、令和 6 年度実績の 83,465t に対し、令和 12 年度で 8.0%減の 76,790t、令和 17 年度で 13.0%減の 72,620t となり、事業系ごみ排出量は、令和 6 年度実績の 39,284t に対し、令和 12 年度で 1.7%増の 39,953t、令和 17 年度で 2.3%増の 40,189t になるものと予測されます。

集団回収等も含めたごみ総排出量の予測結果は、令和 6 年度実績の 122,749t に対し、令和 12 年度で 4.9%減の 116,743t、令和 17 年度で 8.1%減の 112,809t となります。1人1日当たりのごみ総排出量は、令和 6 年度実績の 846g に対し、令和 12 年度で 2.4%減の 825g、令和 17 年度で 3.8%減の 813g となるものと予測されます。

（表 4-1-2、図 4-1-2 及び図 4-1-3 を参照）

表 4-1-2 ごみ総排出量の予測結果（現状のまま推移した場合）

（単位：t/年）

区分\年度		実績値 令和6年度	予測値				備考	
			令和12年度		令和17年度			
				増減率		増減率		
人口（人）		397,670	387,656	-2.5%	378,918	-4.7%		
生活系ごみ	家庭系ごみ	普通ごみ	62,791	57,618	-8.2%	54,651	-13.0%	
		粗大ごみ	6,086	5,382	-11.6%	4,978	-18.2%	直接搬入を含む
		資源ごみ	10,473	10,262	-2.0%	9,874	-5.7%	
	都市美化ごみ		372	347	-6.7%	319	-14.2%	
	資源分別回収事業		3,344	2,798	-16.3%	2,426	-27.5%	
	学校給食残渣		399	383	-4.0%	372	-6.8%	
	生活系ごみ総排出量		83,465	76,790	-8.0%	72,620	-13.0%	
	集団回収等と資源ごみを 除く生活系ごみ総排出量 （g/人・日）		69,648	63,730	-8.5%	60,320	-13.4%	
		479.8	450.4	-6.1%	434.9	-9.4%		
事業系ごみ		普通ごみ	35,274	35,610	+1.0%	35,779	+1.4%	併せ産廃を含む
		粗大ごみ	1,408	1,394	-1.0%	1,398	-0.7%	
		資源ごみ	2,590	2,938	+13.4%	2,997	+15.7%	
		その他	12	11	-8.3%	15	+25.0%	実験動物死体等
		計	39,284	39,953	+1.7%	40,189	+2.3%	
総排出ごみ	排出ごみ	普通ごみ	98,405	93,541	-4.9%	90,721	-7.8%	
		粗大ごみ	7,526	6,810	-9.5%	6,404	-14.9%	
		資源ごみ	13,462	13,583	+0.9%	13,243	-1.6%	
		その他	12	11	-8.3%	15	+25.0%	実験動物死体等
		計	119,405	113,945	-4.6%	110,383	-7.6%	
	集団回収等		3,344	2,798	-16.3%	2,426	-27.5%	
	ごみ総排出量		122,749	116,743	-4.9%	112,809	-8.1%	
（g/人・日）		845.7	825.1	-2.4%	813.4	-3.8%		

注）増減率：令和6年度実績に対する増減の率を示します。（人口減少による影響も含まれます。）

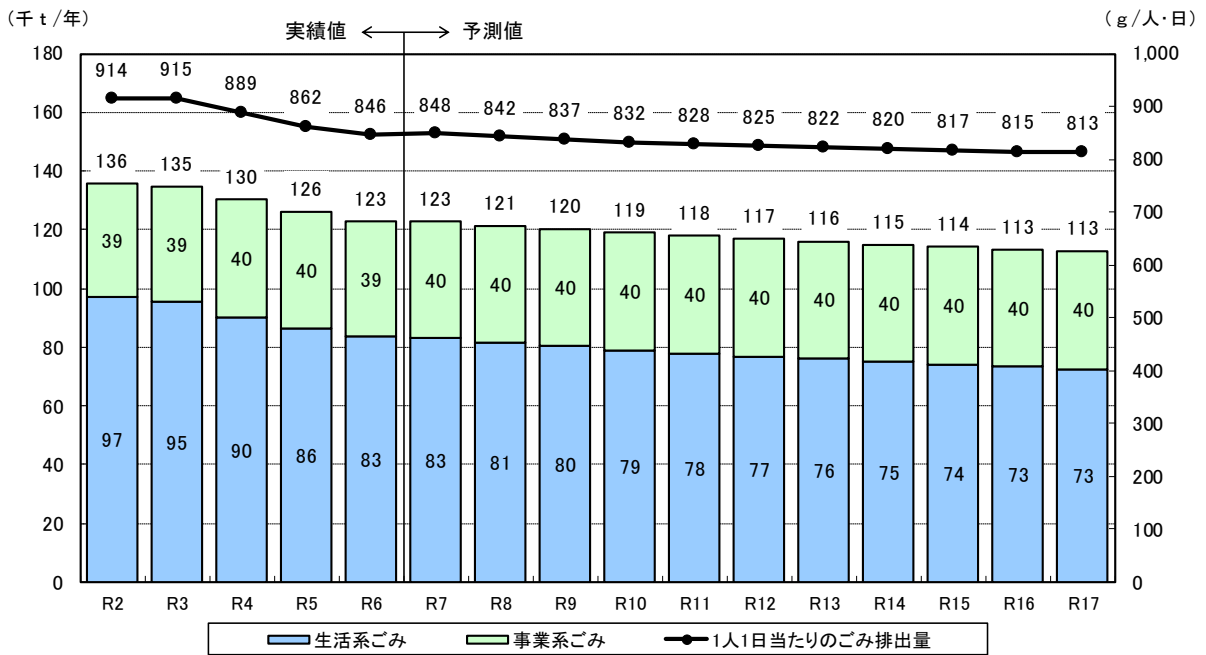


図 4-1-2 ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移
(現状のまま推移した場合)

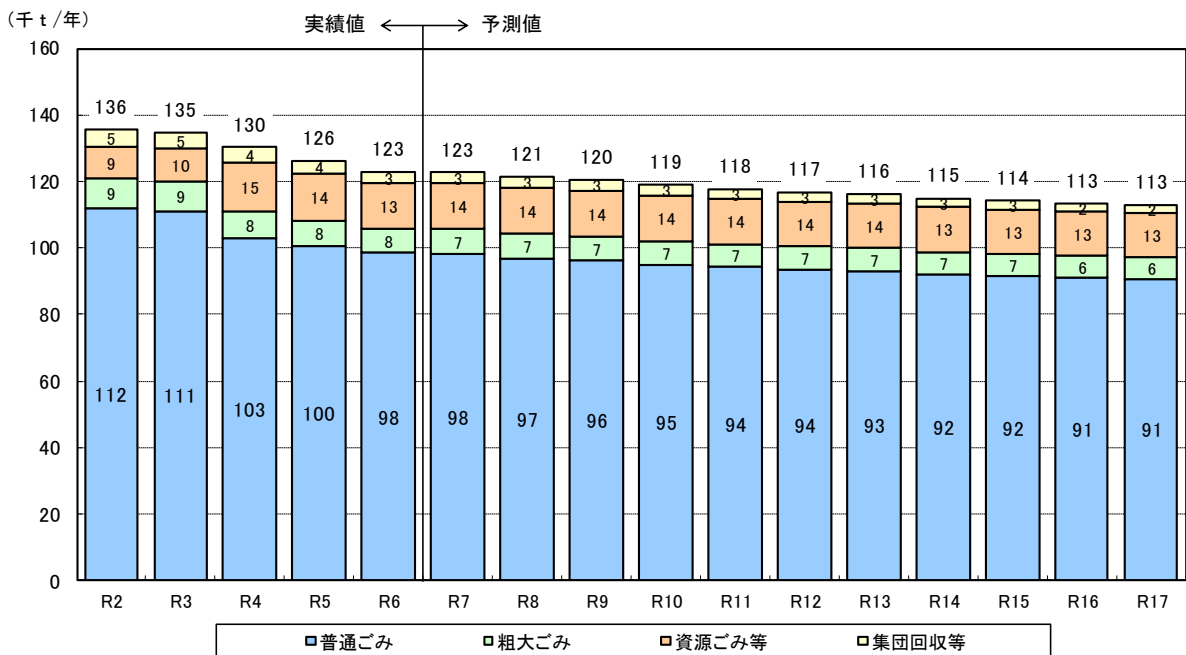


図 4-1-3 ごみ総排出量 (種類別) の推移
(現状のまま推移した場合)

4.1.3 ごみ処理量の予測（現状のまま推移した場合）

現状のまま推移した場合のごみ処理量の予測結果は、表 4-1-3 に示すとおりです。

ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設への搬入量は今後も減少することが見込まれます。

また、令和 4 年度からプラスチック製容器包装の分別収集を全市域で開始したことに伴い、リサイクルセンターの搬入量は増加しましたが、人口の減少が見込まれることから、搬入量は年々減少していくものと予想されます。

ごみ焼却量は、令和 6 年度実績の 110,322 t に対し、令和 12 年度は 7.1%減の 102,455 t、令和 17 年度は 10.1%減の 99,204 t となる見込みです。1 人 1 日当たりのごみ焼却量は、令和 6 年度実績の 760g/人・日に対し、令和 12 年度で 4.7%減の 724g/人・日、令和 17 年度で 5.9%減の 715g/人・日になるものと予想されます。

（表 4-1-3、図 4-1-4 を参照）

令和 4 年度にプラスチック製容器包装の分別収集を開始したことで、総資源化量は一時的に増加していますが、資源分別回収等による資源化量は年々減少しており、令和 6 年度の再生利用率は 12.4%となっています。令和 12 年度は 13.4%、令和 17 年度は 13.3%になるものと予想されます。（表 4-1-3、図 4-1-5 を参照）

一方、近年は民間事業者による古紙回収等ステーションが設置されており、多くの資源物が民間事業者を通じてリサイクルされていると考えられます。民間事業者に対して実施した回収量調査の結果^{※6}を含めた再生利用率は、令和 6 年度実績の 18.9%に対し、令和 12 年度は 21.5%、令和 17 年度は 21.7%となる見込みです。

（表 4-1-3、図 4-1-5 を参照）

最終処分量も減少しており、令和 6 年度実績の 12,005t に対し、令和 12 年度で 11,595t、令和 17 年度で 11,227t となる見込みです。最終処分率は令和 6 年度実績の 9.8%に対してほぼ横ばいとなるものと予想されます。（表 4-1-3、図 4-1-6 を参照）

※6：民間事業者による回収量はアンケート調査によって把握しています。令和 6 年度は、回答のない事業者があったため、回収量が少なくなっています。

表 4-1-3 ごみ処理量の予測結果（現状のまま推移した場合）

（単位：t/年）

区分\年度		実績値 令和6年度	予測値				備考	
			令和12年度		令和17年度			
				増減率		増減率		
ごみ総排出量		122,749	116,743	-4.9%	112,809	-8.1%		
中間処理	ごみ焼却施設搬入量		110,322	102,455	-7.1%	99,204	-10.1%	し尿処理残渣等を含む 東部CC・掛洞Pの合計
	(g/人・日)		760	724	-4.7%	715	-5.9%	1人1日当たりのごみ焼却量
	搬出物	焼却残渣等	12,005	11,595	-3.4%	11,227	-6.5%	埋立対象
		焼却資源物	508	547	+7.7%	530	+4.3%	焼却金属（東部CC）
		計	12,513	12,142	-3.0%	11,757	-6.0%	
	粗大ごみ処理施設搬入量		7,490	6,818	-9.0%	6,411	-14.4%	
	搬出物	破砕可燃物	6,446	5,852	-9.2%	5,503	-14.6%	
		破砕資源物	630	571	-9.4%	537	-14.8%	金属類
		保管資源物	413	395	-4.4%	371	-10.2%	破砕不適物、金属、小型家電
		計	7,489	6,818	-9.0%	6,411	-14.4%	
	リサイクルセンター搬入量		10,234	10,046	-1.8%	9,680	-5.4%	
	搬出物	破砕ごみ	5	8	+60.0%	7	+40.0%	
		選別可燃物	2,024	2,261	+11.7%	2,179	+7.7%	
		選別資源物	7,152	7,777	+8.7%	7,494	+4.8%	カレット、鉄、アルミ、ペットボトル等
		計	9,181	10,046	+9.4%	9,680	+5.4%	
再生利用	直接資源化	生活系資源ごみ	3,381	3,850	+13.9%	3,696	+9.3%	カン・ビン・ペットボトル、プラスチック製容器 包装残渣を除く
		学校給食残渣	333	383	+15.0%	372	+11.7%	
		許可業者資源	2,590	2,938	+13.4%	2,997	+15.7%	
		計	6,304	7,171	+13.8%	7,065	+12.1%	
	処理後資源物		5,602	5,695	+1.7%	5,468	-2.4%	中間処理施設での回収物
	集団回収等		3,344	2,798	-16.3%	2,426	-27.5%	資源分別回収等
	総資源化量(民間を含まない)		15,250	15,664	+2.7%	14,959	-1.9%	
	再生利用率 (民間を含まない)		12.4%	13.4%	+1.0P	13.3%	+0.9P	総資源化量÷ごみ総排出量
	総資源化量(民間を含む)		25,035	27,758	+10.9%	27,053	+8.1%	
	再生利用率 (民間を含む)		18.9%	21.5%	+2.6P	21.7%	+2.8P	(総資源化量+民間事業者回収分)÷ (ごみ総排出量+民間事業者回収分)
最終処分量		12,005	11,595	-3.4%	11,227	-6.5%		
最終処分率		9.8%	9.9%	+0.1P	10.0%	+0.2P	最終処分量÷ごみ総排出量	

注) 増減率：令和6年度実績に対する増減の率を示します。（人口減少による影響も含まれます。）

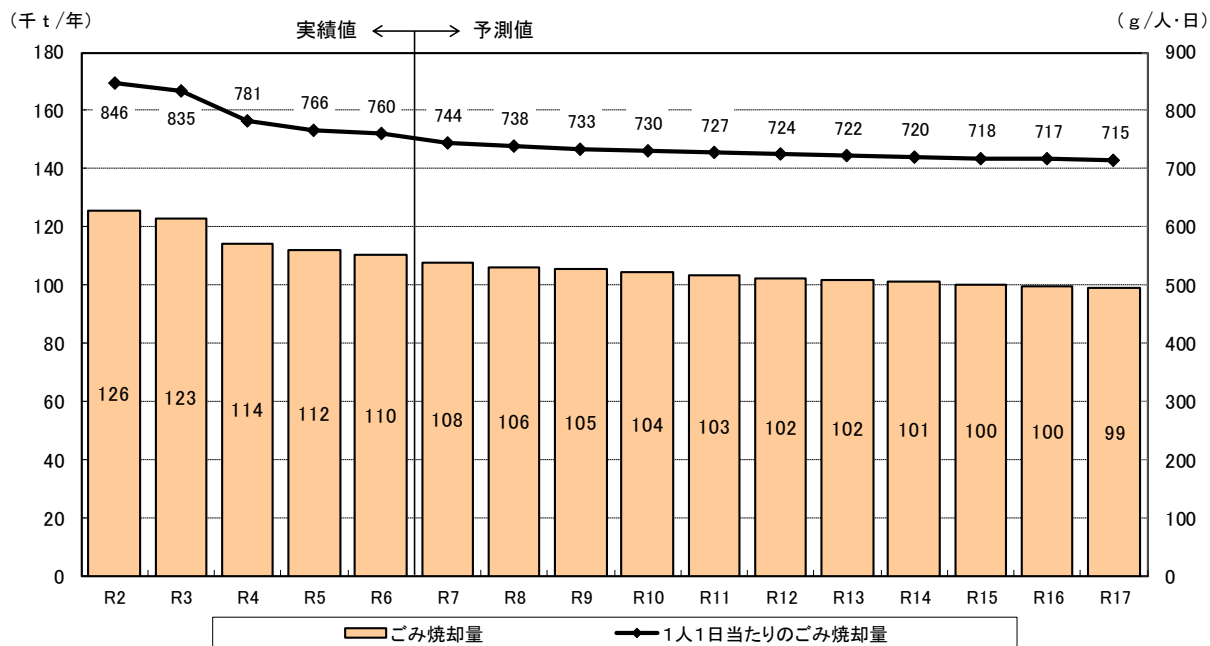


図 4-1-4 ごみ焼却量及び1人1日当たりごみ焼却量の推移
(現状のまま推移した場合)

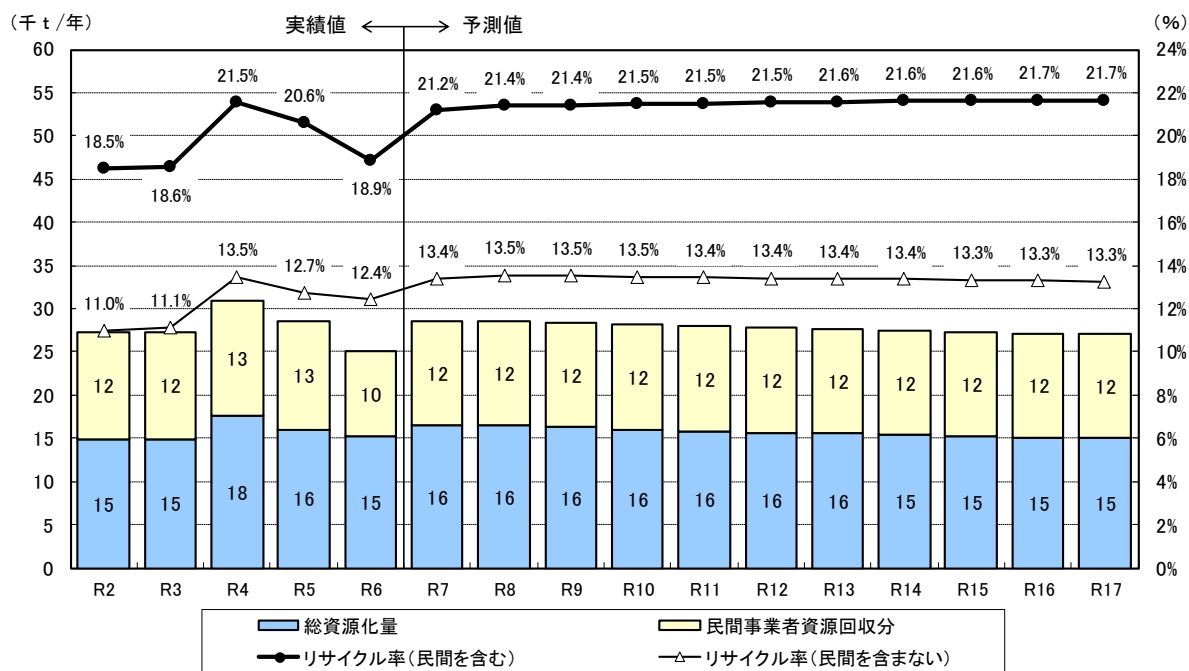


図 4-1-5 総資源化量及び再生利用率の推移
(現状のまま推移した場合)

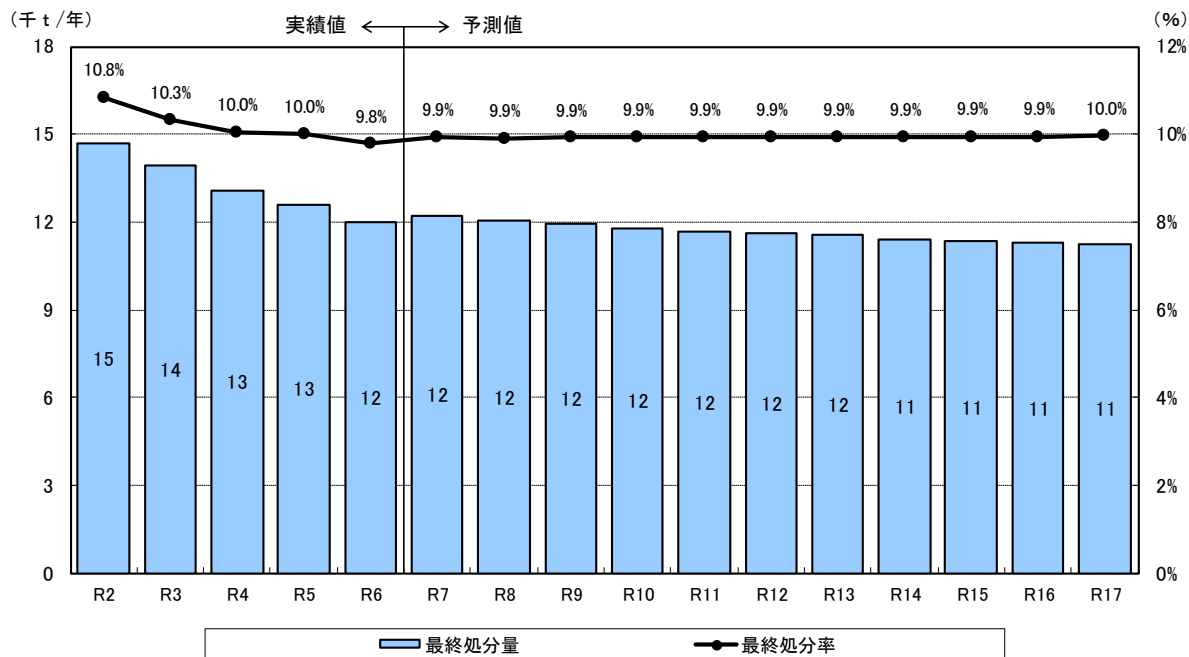


図 4-1-6 最終処分量及び最終処分率の推移
(現状のまま推移した場合)

4.1.4 ごみ総排出量の予測（ごみ処理有料化制度を導入した場合）

本市では、各種のごみ減量・資源化に係る取組を通じて、ごみ焼却量は、減少傾向にあります。しかしながら、環境への負荷をより一層低減する必要があることや、今後、ごみ処理施設の更新による整備が必要となるなど、将来世代の負担を勘案すると、更なるごみ減量・資源化が必要であることから、令和8年10月に、ごみ処理有料化制度を導入し、ごみの減量を推進していく計画です。

また、その導入に合わせて、ごみ減量・資源化を促進する施策を実施することで、より効果的な制度となることから、令和8年10月から、一般家庭の剪定枝及び枝に付いた葉等を対象として資源化を図ります。さらに、プラスチック容器包装以外のプラスチック製品についても資源化を推進するため、令和10年度までに、プラスチック類（プラスチック製容器包装及びその他のプラスチック製品）の分別収集・資源化を実施する計画です。

ごみ処理有料化制度の導入、そして、家庭系剪定枝及びプラスチック類の資源化を実施した場合のごみ総排出量予測結果は、表4-1-4に示すとおりです。

生活系ごみ排出量は、令和6年度実績の83,465tに対し、令和12年度で14.2%減の71,604t、令和17年度で18.9%減の67,701tとなり、事業系ごみ排出量は、令和6年度実績の39,284tに対し、令和12年度で6.4%減の36,781t、令和17年度で5.8%減の36,997tになるものと予測されます。（表4-1-4、図4-1-7を参照）

表 4-1-4 ごみ総排出量の予測結果（ごみ処理有料化制度を導入した場合）

（単位：t/年）

区分\年度		実績値 令和6年度	予測値				備 考	
			令和12年度		令和17年度			
				増減率		増減率		
人口（人）		397,670	387,656	-2.5%	378,918	-4.7%		
生活系ごみ	家庭系ごみ	普通ごみ	62,791	49,225	-21.6%	46,436	-26.0%	
		粗大ごみ	6,086	5,382	-11.6%	4,978	-18.2%	直接搬入を含む
		資源ごみ	10,473	13,469	+28.6%	13,170	+25.8%	
	都市美化ごみ		372	347	-6.7%	319	-14.2%	
	資源分別回収事業		3,344	2,798	-16.3%	2,426	-27.5%	
	学校給食残渣		399	383	-4.0%	372	-6.8%	
	生活系ごみ総排出量		83,465	71,604	-14.2%	67,701	-18.9%	
	集団回収等と資源ごみを 除く生活系ごみ総排出量 （g/人・日）		69,648	55,337	-20.5%	52,105	-25.2%	
事業系ごみ	普通ごみ		35,274	31,602	-10.4%	31,746	-10.0%	併せ産廃を含む
	粗大ごみ		1,408	1,394	-1.0%	1,398	-0.7%	
	資源ごみ		2,590	3,774	+45.7%	3,838	+48.2%	
	その他		12	11	-8.3%	15	+25.0%	実験動物死体等
	計		39,284	36,781	-6.4%	36,997	-5.8%	
総排出ごみ	排出ごみ	普通ごみ	98,405	81,140	-17.5%	78,473	-20.3%	
		粗大ごみ	7,526	6,810	-9.5%	6,404	-14.9%	
		資源ごみ	13,462	17,626	+30.9%	17,380	+29.1%	
		その他	12	11	-8.3%	15	+25.0%	実験動物死体等
		計	119,405	105,587	-11.6%	102,272	-14.3%	
	集団回収等		3,344	2,798	-16.3%	2,426	-27.5%	
	ごみ総排出量 （g/人・日）		122,749	108,385	-11.7%	104,698	-14.7%	
		845.7	766.0	-9.4%	754.9	-10.7%		

注) 増減率：令和6年度実績に対する増減の率を示します。（人口減少による影響も含まれます。）

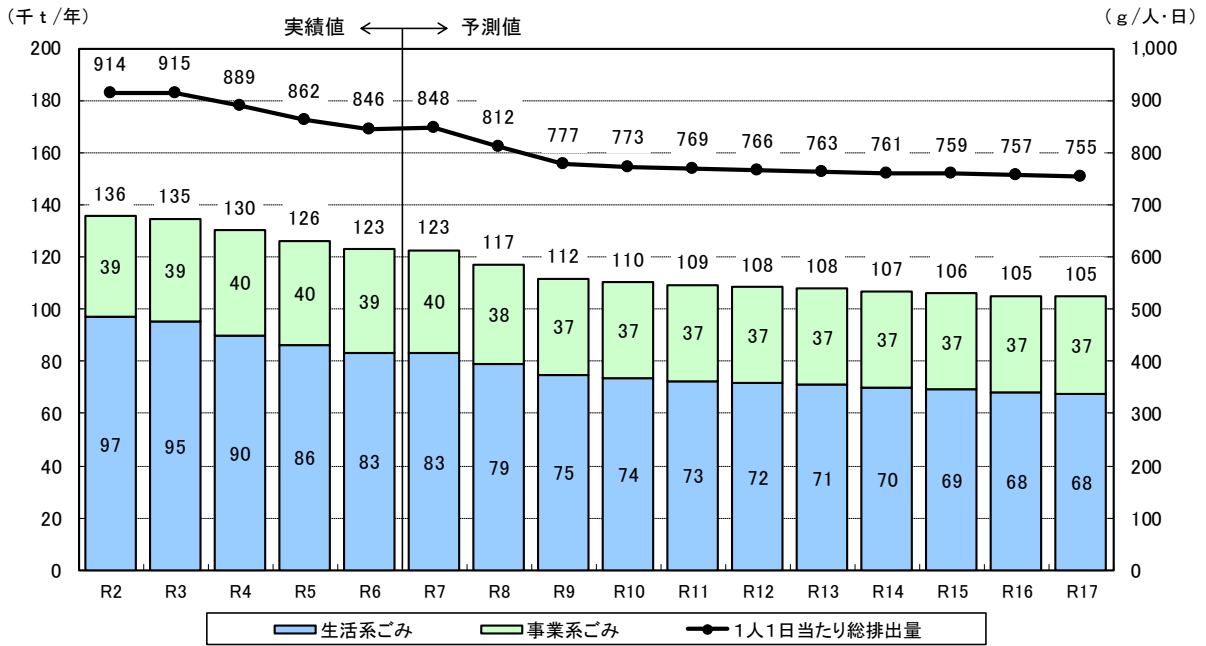


図 4-1-7 ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移
(ごみ処理有料化制度を導入した場合)

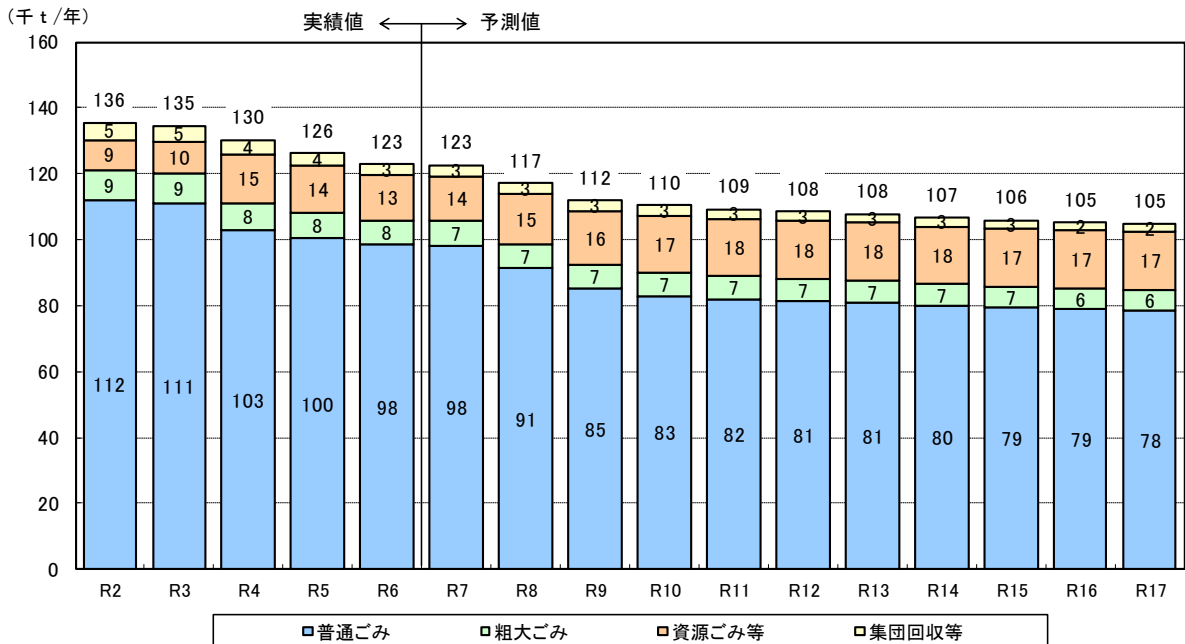


図 4-1-8 ごみ総排出量(種類別)の推移
(ごみ処理有料化制度を導入した場合)

4.1.5 ごみ処理量の予測（ごみ処理有料化制度を導入した場合）

ごみ焼却量は、令和6年度実績の110,322tに対し、令和12年度は18.3%減の90,125t、令和17年度は21.1%減の87,050tとなる見込みです。（表4-1-5、図4-1-9を参照）

民間事業者回収量を含めた再生利用率は、令和6年度実績の18.9%に対し、令和12年度は26.3%、令和17年度は26.6%となる見込みです。（表4-1-5、図4-1-10を参照）

最終処分量は、令和6年度実績の12,005tに対し、令和12年度で10,200t、令和17年度で9,852tとなる見込みです。最終処分率は令和6年度実績の9.8%に対して、令和12年度、令和17年度ともに9.4%になるものと予想されます。

（表4-1-5、図4-1-11を参照）

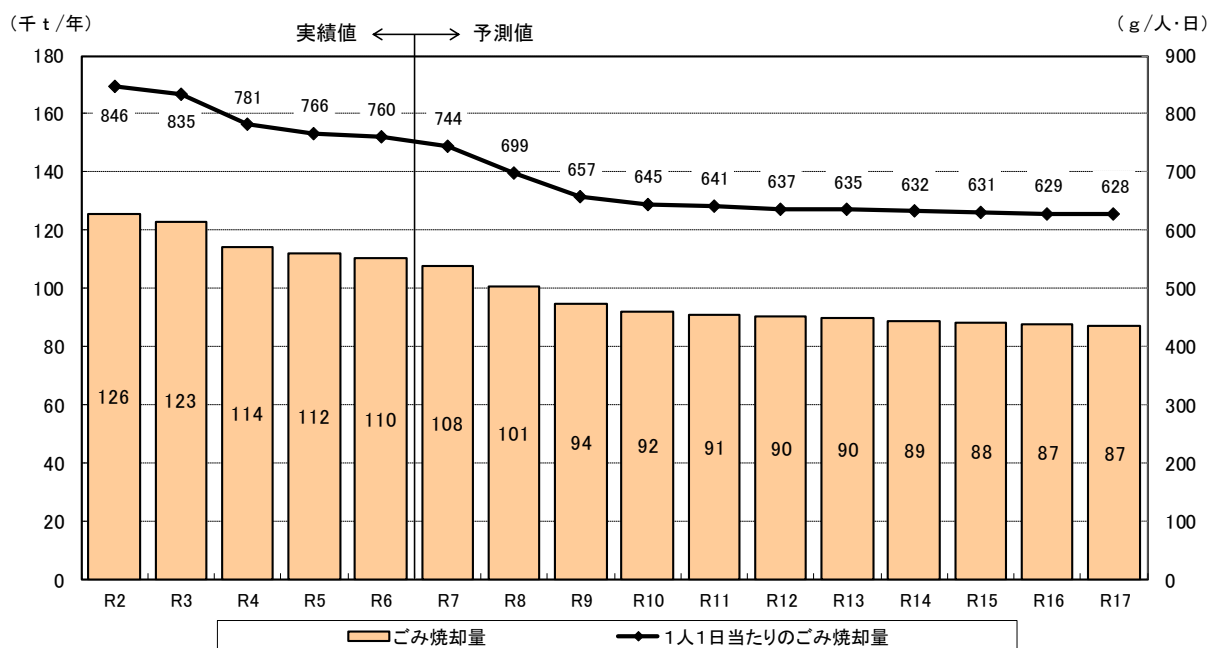


図4-1-9 ごみ焼却量及び1人1日当たりごみ焼却量の推移
（ごみ処理有料化制度を導入した場合）

表 4-1-5 ごみ処理量の予測結果（ごみ処理有料化制度を導入した場合）

（単位：t/年）

区分\年度		実績値 令和6年度	予測値				備考		
			令和12年度		令和17年度				
				増減率		増減率			
ごみ総排出量		122,749	108,385	-11.7%	104,698	-14.7%			
中間処理	ごみ焼却施設搬入量		110,322	90,125	-18.3%	87,050	-21.1%	し尿処理残渣等を含む 東部CC・掛洞Pの合計	
	(g/人・日)		760	637	-16.2%	628	-17.4%	1人1日当たりのごみ焼却量	
	搬出物	焼却残渣等	12,005	10,200	-15.0%	9,852	-17.9%	埋立対象	
		焼却資源物	508	481	-5.3%	465	-8.5%	焼却金属（東部CC）	
		計	12,513	10,681	-14.6%	10,317	-17.5%		
	粗大ごみ処理施設搬入量		7,490	6,818	-9.0%	6,412	-14.4%		
	搬出物	破砕可燃物	6,446	5,852	-9.2%	5,504	-14.6%		
		破砕資源物	630	571	-9.4%	537	-14.8%	金属類	
		保管資源物	413	395	-4.4%	371	-10.2%	破砕不適物、金属、小型家電	
		計	7,489	6,818	-9.0%	6,412	-14.4%		
	リサイクルセンター搬入量		10,234	10,360	+1.2%	10,095	-1.4%		
	搬出物	破砕ごみ	5	8	+60.0%	8	+60.0%		
		選別可燃物	2,024	2,332	+15.2%	2,272	+12.3%		
		選別資源物	7,152	4,313	-39.7%	4,202	-41.2%	カレット、鉄、アルミ、ペットボトル等	
		計	9,181	6,653	-27.5%	6,482	-29.4%		
	再生利用	生活系資源ごみ		3,381	3,957	+17.0%	3,840	+13.6%	カン・ビン・ペットボトル、プラスチック製容器 包装残渣を除く
		剪定枝資源化量		—	2,156	—	2,156	—	R8開始予定
プラスチック類※		—	1,000	—	1,000	—	R10までに開始予定		
学校給食残渣		333	383	+15.0%	372	+11.7%			
許可業者資源		2,590	3,511	+35.6%	3,563	+37.6%			
計		6,304	11,007	+74.6%	10,931	+73.4%			
処理後資源物		5,602	5,760	+2.8%	5,575	-0.5%	中間処理施設での回収物		
集団回収等		3,344	2,798	-16.3%	2,426	-27.5%	資源分別回収等		
総資源化量(民間を含まない)		15,250	19,565	+28.3%	18,932	+24.1%			
再生利用率 (民間を含まない)		12.4%	18.1%	+5.7P	18.1%	+5.7P	総資源化量÷ごみ総排出量		
総資源化量(民間を含む)		25,035	32,868	+31.3%	32,235	+28.8%			
再生利用率 (民間を含む)		18.9%	27.0%	+8.1P	27.3%	+8.4P	(総資源化量+民間事業者回収分)÷ (ごみ総排出量+民間事業者回収分)		
最終処分量		12,005	10,200	-15.0%	9,852	-17.9%			
最終処分率		9.8%	9.4%	-0.4P	9.4%	-0.4P	最終処分量÷ごみ総排出量		

※プラスチック類は、リサイクルセンターの処理能力（約4,500t/年）を超過したものを民間処理する計画です。
注）増減率：令和6年度実績に対する増減の率を示します。（人口減少による影響も含まれます。）

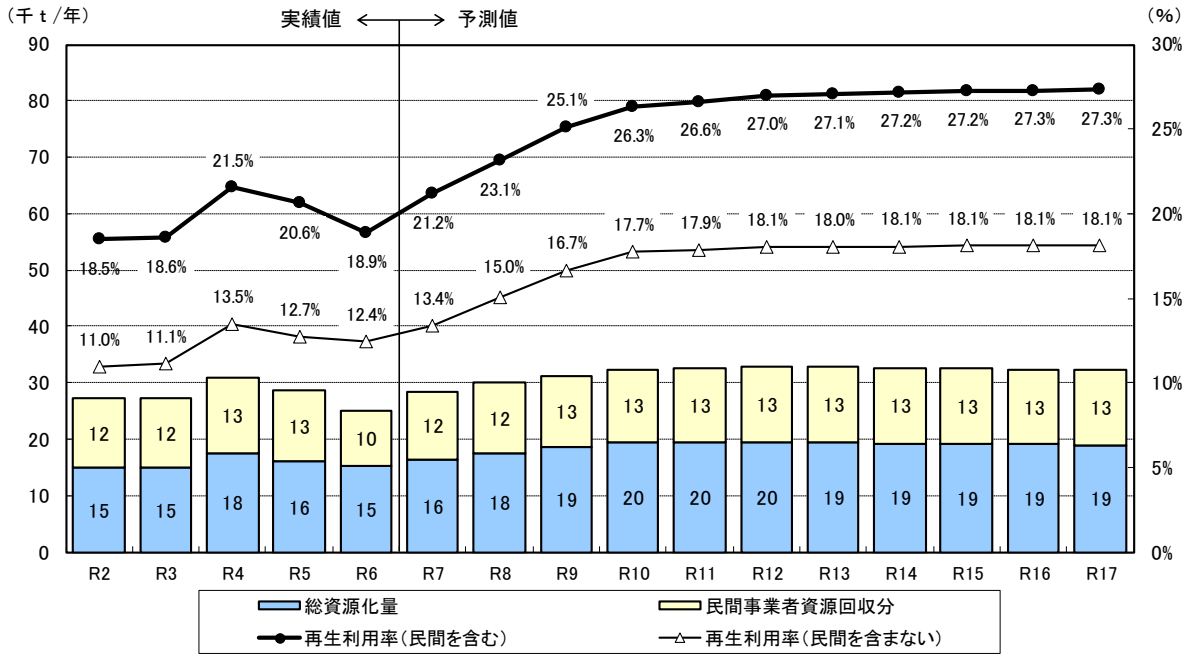


図 4-1-10 総資源化量及び再生利用率の推移
(ごみ処理有料化制度を導入した場合)

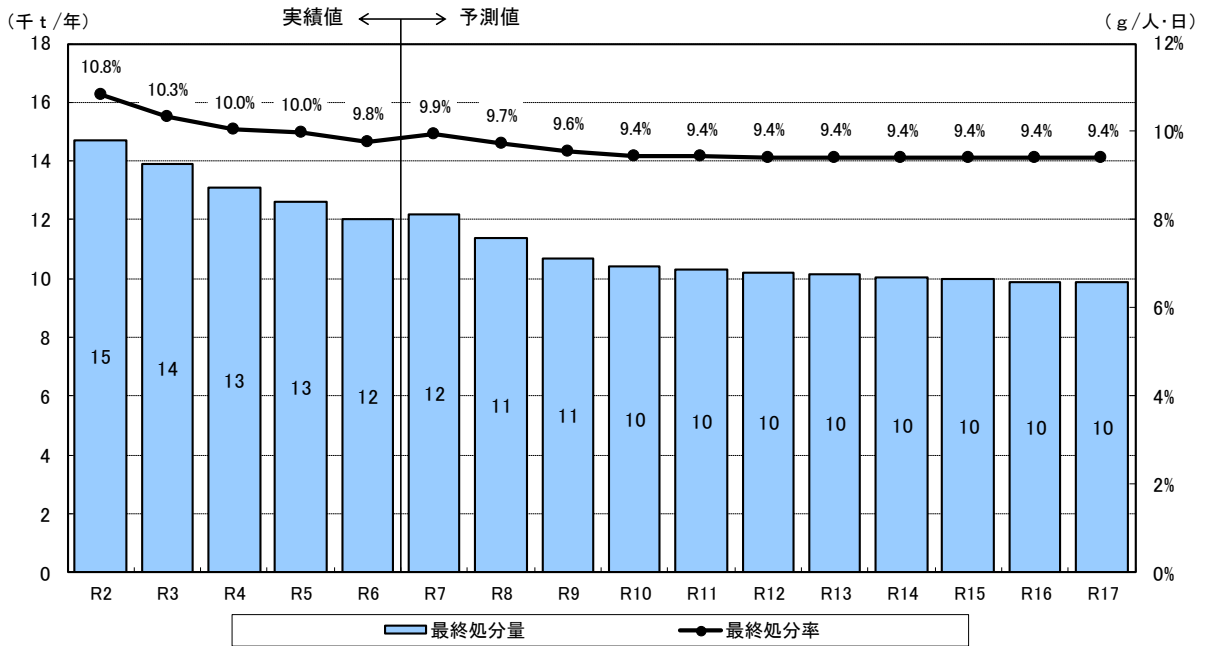


図 4-1-11 最終処分量及び最終処分率の推移
(ごみ処理有料化制度を導入した場合)

4.2 ごみ処理の目標

4.2.1 現計画目標値の達成状況

現計画における目標値に対する達成状況は、表 4-2-1 のとおりです。

「ごみ総排出量」、「1人1日当たりのごみ排出量」「集団回収等と資源ごみを除く1人1日当たりの生活系ごみ排出量^{※7}」、「事業系ごみ排出量」及び「最終処分量」は、目標年度である令和7年度には目標達成可能であると予測されます。一方で、「再生利用率^{※8}」は目標に届かないことが予測されます。

ごみ組成を見ると、普通ごみの中に資源物となるものが含まれていることから、さらなる分別排出の徹底を図る必要があります。(図 3-4-9)

今後は、このような現状を踏まえた上でこれまでの施策の見直しを図るとともに、新たな施策を実施する必要があります。

表 4-2-1 現計画目標の達成状況

項目		現計画	実績値からの予測		
		令和7年度	令和7年度		
		目標値	予測値	差	達成
排出量	ごみ総排出量	132,000 t	122,667 t	-9,333 t	○
	1人1日当たりのごみ排出量	904 g/人・日	848 g/人・日	-56 g	○
	集団回収等と資源ごみを除く 1人1日当たりの生活系ごみ排出量	480 g/人・日	476 g/人・日	-4 g	○
	事業系ごみ排出量	40,000t	39,699t	-301t	○
資源化の目標 再生利用率（民間回収量を含む）		22%	21.5%	-0.5P	×
最終処分の目標 最終処分量		12,700 t	12,184 t	-516 t	○

※7：現計画では、家庭系ごみを「生活系ごみから資源ごみ及び集団回収量等を除くもの」と定義しているため、「集団回収等と資源ごみを除く1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を目標としていますが、本計画では本市の実情に合わせ家庭系ごみを「生活系ごみから都市美化ごみ、集団回収等を除くもの」と定義しているため、項目名を変更しています。双方は同じ排出量を指します。

※8：現計画では、「リサイクル率（総資源化量÷ごみ総排出量）」を目標としていますが、国の一般廃棄物処理実態調査におけるリサイクル率（総資源化量÷ごみ処理量）と混同を避けるため、県目標と同様の項目名である「再生利用率（総資源化量÷ごみ総排出量）」に変更しています。

4.2.2 目標の設定

本計画では、これまでの目標項目を継続しつつ、国及び県の目標値(表 3-2-1) を考慮し、1人1日当たりのごみ焼却量を目標項目に追加するとともに、新たな数値目標を定めるものとします。

表 4-2-2 ごみ処理の目標値

項目	現状	中間目標	計画目標
	令和6年度	令和12年度	令和17年度
ごみ総排出量	123千t	105千t	102千t
1人1日当たりのごみ排出量	846g/人・日	744g/人・日	733g/人・日
事業系ごみ排出量	39千t	37千t	37千t
集団回収等と資源ごみを除く 1人1日当たりの生活系ごみ排出量	480g/人・日	361g/人・日	346g/人・日
1人1日当たりのごみ焼却量 ^{※9}	760g/人・日	606g/人・日	598g/人・日
再生利用率	18.9% (12.4%)	28.7% (19.7%)	29.0% (19.7%)
最終処分量	12.0千t	9.7千t	9.4千t

注) 再生利用率は民間事業者による回収量(推計値)を加算しています。(p.71(2)参照)
民間事業者分を含まない、本市の集計に基づく再生利用率は()で表記しています。

4.2.3 ごみ排出量の削減目標

ごみ総排出量の達成目標は、現状(令和6年度)の約123千tに対し、中間目標年度の令和12年度までに105千t以下(約14%以上削減)、計画目標年度の令和17年度までに102千t以下(約17%以上削減)とします。(表4-2-3、図4-2-1を参照)

1人1日当たりのごみ排出量の達成目標は、現状の846g/人・日に対し、中間目標年度までに約744g/人・日以下(約12%以上削減)、計画目標年度までに約733g/人・日以下(約13%以上削減)とします。(表4-2-3、図4-2-1を参照)

事業系ごみ排出量の達成目標は、現状の39千tに対し、中間目標年度までに37千t以下、計画目標年度までに37千t以下とします。(表4-2-3、図4-2-1を参照)

※9: 本計画では、中間処理後の可燃物を含むごみ焼却処理量を「ごみ焼却量」としているため、国の目標を焼却処理量で換算すると、約606g/人・日となります。

表 4-2-3 ごみ総排出量（目標）

（単位：t/年）

区分\年度		実績値 令和6年度	目標値				備 考	
			令和12年度		令和17年度			
				増減率		増減率		
人口（人）		397,670	387,656	-2.5%	378,918	-4.7%		
生活系ごみ	家庭系ごみ	普通ごみ	62,791	44,903	-28.5%	42,337	-32.6%	
		粗大ごみ	6,086	5,382	-11.6%	4,978	-18.2%	直接搬入を含む
		資源ごみ	10,473	13,469	+28.6%	13,170	+25.8%	
	都市美化ごみ		372	347	-6.7%	319	-14.2%	
	資源分別回収事業		3,344	3,949	+18.1%	3,519	+5.2%	
	学校給食残渣		399	383	-4.0%	372	-6.8%	
	生活系ごみ総排出量		83,465	68,433	-18.0%	64,695	-22.5%	
	集団回収等と資源ごみを除く生活系ごみ総排出量 （g/人・日）		69,648 479.8	51,015 360.5	-26.8% -24.9%	48,006 346.2	-31.1% -27.8%	中間目標：361g 計画目標：346g
事業系ごみ	普通ごみ		35,274	31,602	-10.4%	31,746	-10.0%	併せ産廃を含む
	粗大ごみ		1,408	1,394	-1.0%	1,398	-0.7%	
	資源ごみ		2,590	3,774	+45.7%	3,838	+48.2%	
	その他		12	11	-8.3%	15	+25.0%	実験動物死体等
	計		39,284	36,781	-6.4%	36,997	-5.8%	中間目標：37千t 計画目標：37千t
総排出ごみ	排出ごみ	普通ごみ	98,405	76,818	-21.9%	74,374	-24.4%	
		粗大ごみ	7,526	6,810	-9.5%	6,404	-14.9%	
		資源ごみ	13,462	17,626	+30.9%	17,380	+29.1%	
		その他	12	11	-8.3%	15	+25.0%	実験動物死体等
		計	119,405	101,265	-15.2%	98,173	-17.8%	
	集団回収等		3,344	3,949	+18.1%	3,519	+5.2%	
	ごみ総排出量 （g/人・日）		122,749 845.7	105,214 743.6	-14.3% -12.1%	101,692 733.3	-17.2% -13.3%	中間目標：105千t 計画目標：102千t 中間目標：744g 計画目標：733g

注）増減率：令和6年度実績に対する増減の率を示します。（人口減少による影響も含まれます。）

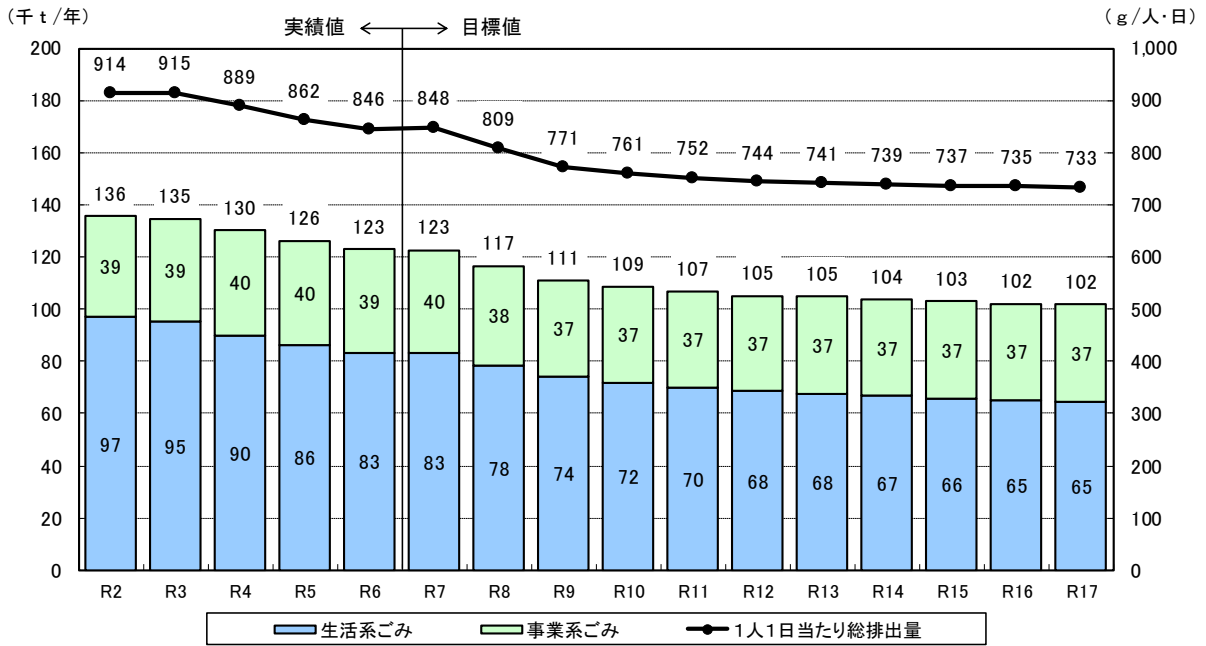


図 4-2-1 ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量の推移（目標）

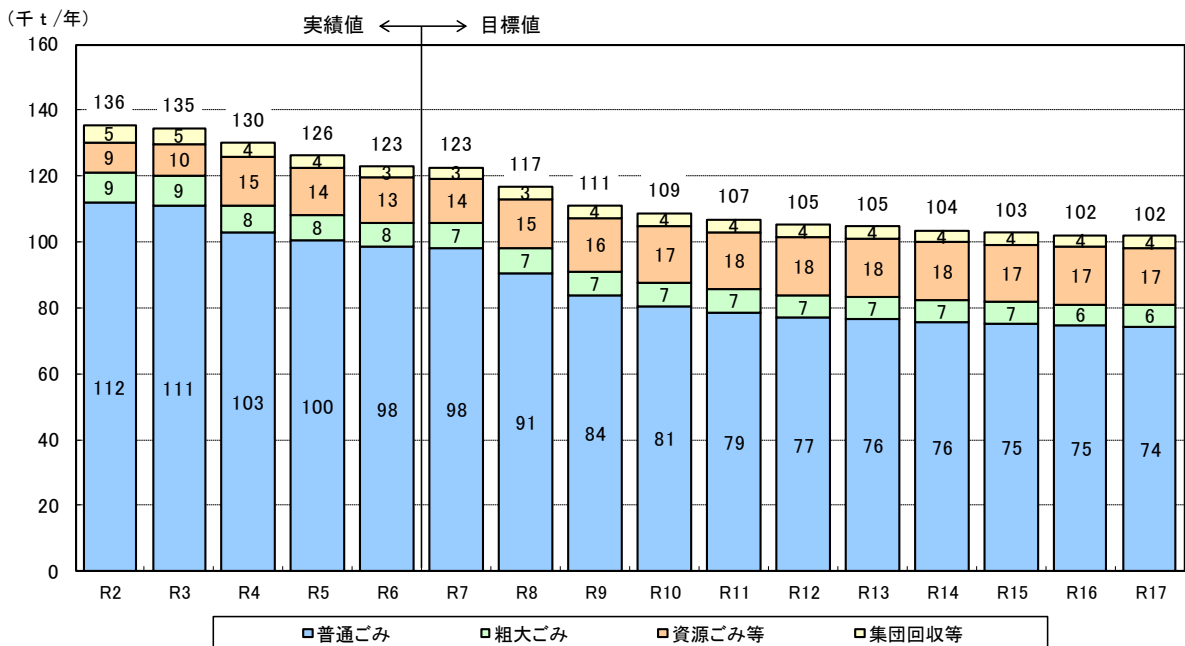


図 4-2-2 ごみ排出量（種類別）の推移（目標）

集団回収等と資源ごみを除く1人1日当たりの生活系ごみ排出量の達成目標は、現状の480g/人・日に対し、中間目標年度までに361g/人・日以下（約25%削減）、目標年度までに346g/人・日以下（約28%削減）とします。（表4-2-3、図4-2-3を参照）

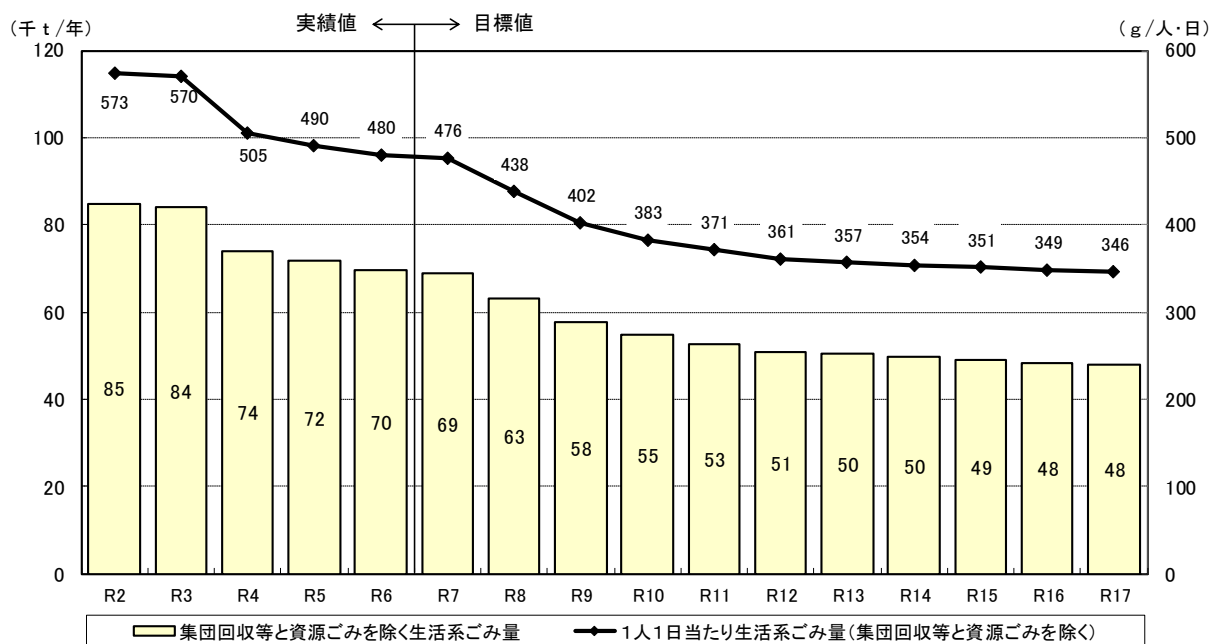


図 4-2-3 集団回収等及び資源ごみを除く 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量の推移（目標）

ごみ排出量に関する目標を達成するためには、ごみ処理有料化制度の導入によるごみ排出量の削減に加え、意識啓発等の排出抑制や生ごみ自家減量の推進等で、現状のまま推移した場合の同年度の予測値に対して、中間目標年度の令和 12 年度までに、ごみ総排出量を 14%以上削減し、計画目標年度の令和 17 年度までに、ごみ総排出量を 17%以上削減する必要があります。（図 4-2-4 を参照）

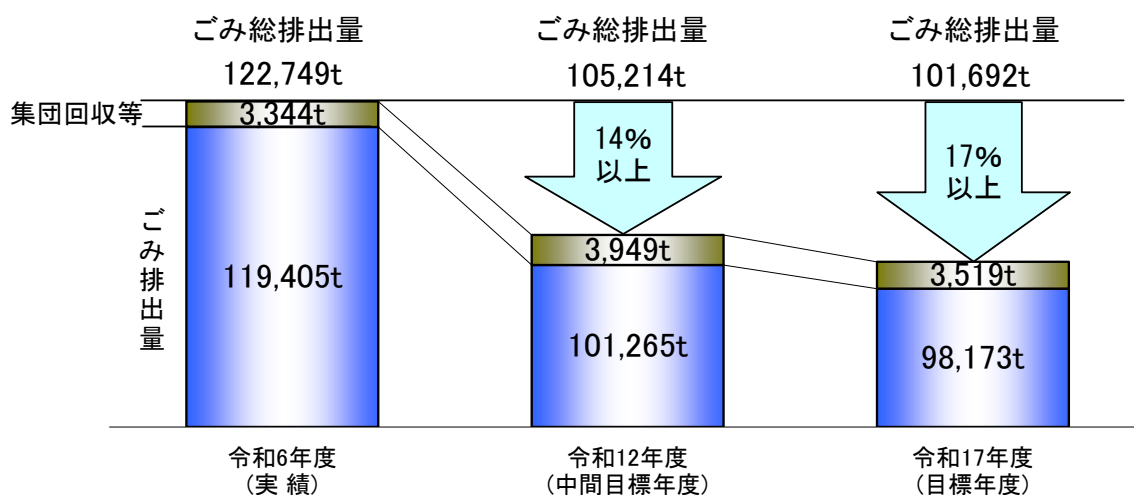


図 4-2-4 ごみ総排出量の削減目標

4.2.4 ごみ焼却量の達成目標

1人1日当たりのごみ焼却量の達成目標は、現状の760g/人・日に対し、中間目標年度までに約606g/人・日以下（約20%削減）、計画目標年度までに約598g/人・日以下（約21%削減）とします。（表4-2-2、図4-2-5及び図4-2-6を参照）

本目標は、ごみ処理有料化制度の導入等によるごみ排出量の削減に加え、剪定枝の資源化やプラスチック製品の再商品化等の新たな資源化手法の実施、紙ごみの分別排出の促進、民間事業者を含めた資源分別回収の促進等を実施することで、目標の達成を目指します。

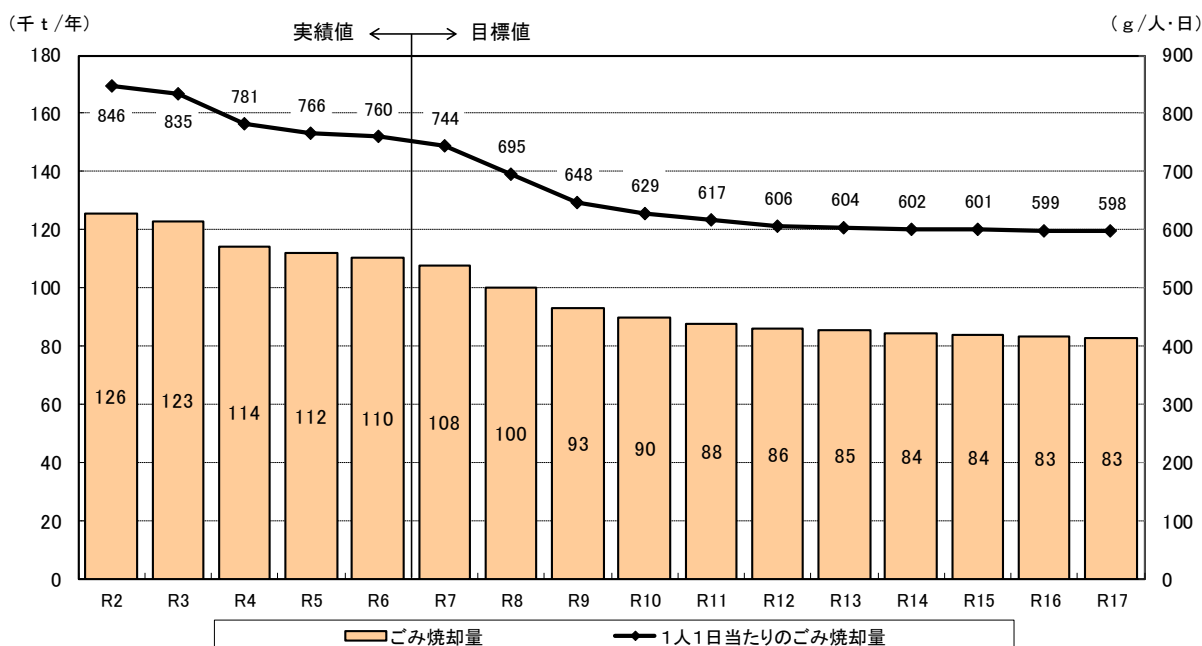


図 4-2-5 ごみ焼却量及び1人1日当たりごみ焼却量の推移（目標）

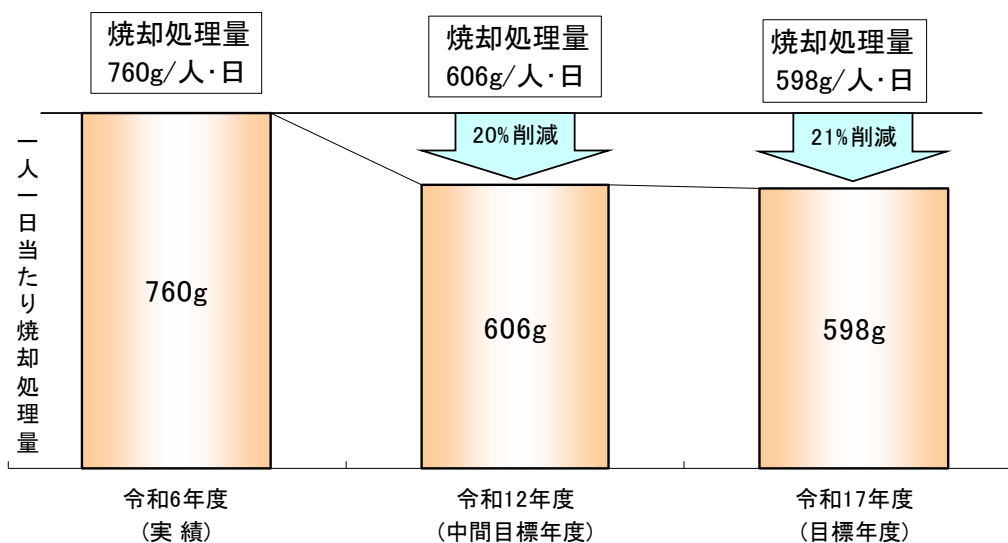


図 4-2-6 ごみ焼却量の削減目標

表 4-2-4 ごみ処理量（目標）

（単位：t/年）

区分\年度		実績値 令和6年度	目標値				備考	
			令和12年度		令和17年度			
				増減率		増減率		
ごみ総排出量		122,749	105,214	-14.3%	101,692	-17.2%		
中間処理	焼却施設搬入量		110,322	85,803	-22.2%	82,951	-24.8%	し尿処理残渣等を含む 東部CC・掛洞P等の合計
	(g/人・日)		760	606	-20.2%	598	-21.3%	中間目標：606g 計画目標：598g
	搬出物	焼却残渣等	12,005	9,710	-19.1%	9,388	-21.8%	埋立対象
		焼却資源物	508	458	-9.8%	443	-12.8%	焼却金属（東部CC）
		計	12,513	10,168	-18.7%	9,831	-21.4%	
	粗大ごみ処理施設搬入量		7,490	6,818	-9.0%	6,412	-14.4%	
	搬出物	破砕可燃物	6,446	5,852	-9.2%	5,504	-14.6%	
		破砕資源物	630	571	-9.4%	537	-14.8%	金属類
		保管資源物	413	395	-4.4%	371	-10.2%	破砕不適物、金属、小型家電
		計	7,489	6,818	-9.0%	6,412	-14.4%	
	リサイクルセンター搬入量		10,234	10,360	+1.2%	10,095	-1.4%	
	搬出物	破砕ごみ	5	8	+60.0%	8	+60.0%	
		選別可燃物	2,024	2,332	+15.2%	2,272	+12.3%	
		選別資源物	7,152	4,313	-39.7%	4,202	-41.2%	カレット、鉄、アルミ、ペットボトル等
		計	9,181	6,653	-27.5%	6,482	-29.4%	
	再生利用	生活系資源ごみ		3,381	3,955	+17.0%	3,838	+13.5%
剪定枝資源化量		—	2,156	—	2,156	—	R8開始予定	
プラスチック類※		—	1,000	—	1,000	—	R10までに開始予定	
学校給食残渣		333	383	+15.0%	372	+11.7%		
許可業者資源		2,590	3,511	+35.6%	3,563	+37.6%		
計		6,304	11,005	+74.6%	10,929	+73.4%		
処理後資源物		5,602	5,737	+2.4%	5,553	-0.9%	中間処理施設の回収物	
集団回収等		3,344	3,949	+18.1%	3,519	+5.2%	資源分別回収等	
総資源化量（民間を含まない）		15,250	20,691	+35.7%	20,001	+31.2%	岐阜市による資源化のみ	
再生利用率（民間を含まない）		12.4%	19.7%	+7.2P	19.7%	+7.2P		
総資源化量（民間を含む）		25,035	33,994	+35.8%	33,304	+33.0%	民間事業者資源回収分を含む	
再生利用率（民間を含む）		18.9%	28.7%	+9.8P	29.0%	+10.1P	中間目標：29% 計画目標：29%	
最終処分量		12,005	9,710	-19.1%	9,388	-21.8%	中間目標：9.8千t 計画目標：9.4千t	
最終処分率		9.8%	9.2%	-0.6P	9.2%	-0.5P		

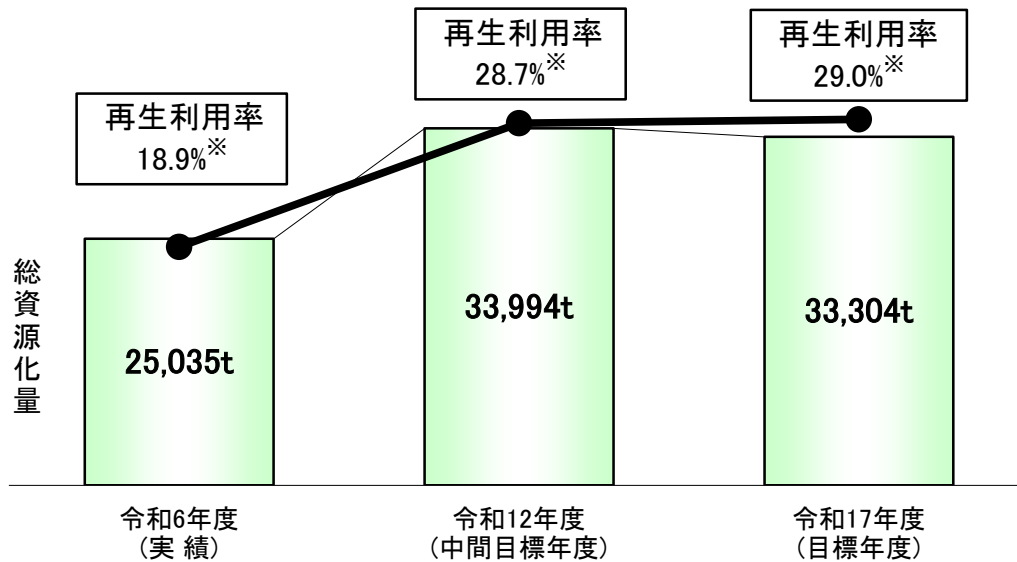
※プラスチック類は、リサイクルセンターの処理能力（約4,500t/年）を超過したものを民間処理する計画です。
注）増減率：令和6年度実績に対する増減の率を示します。（人口減少による影響も含まれます。）

4.2.5 資源化の目標

国の再生利用に係る目標値は令和12年度までに一般廃棄物の出口側循環利用率を約26%とするものであり、県の目標値が令和12年度までに民間回収を含む再生利用率を29%とするものとなっています。(表3-2-1を参照)

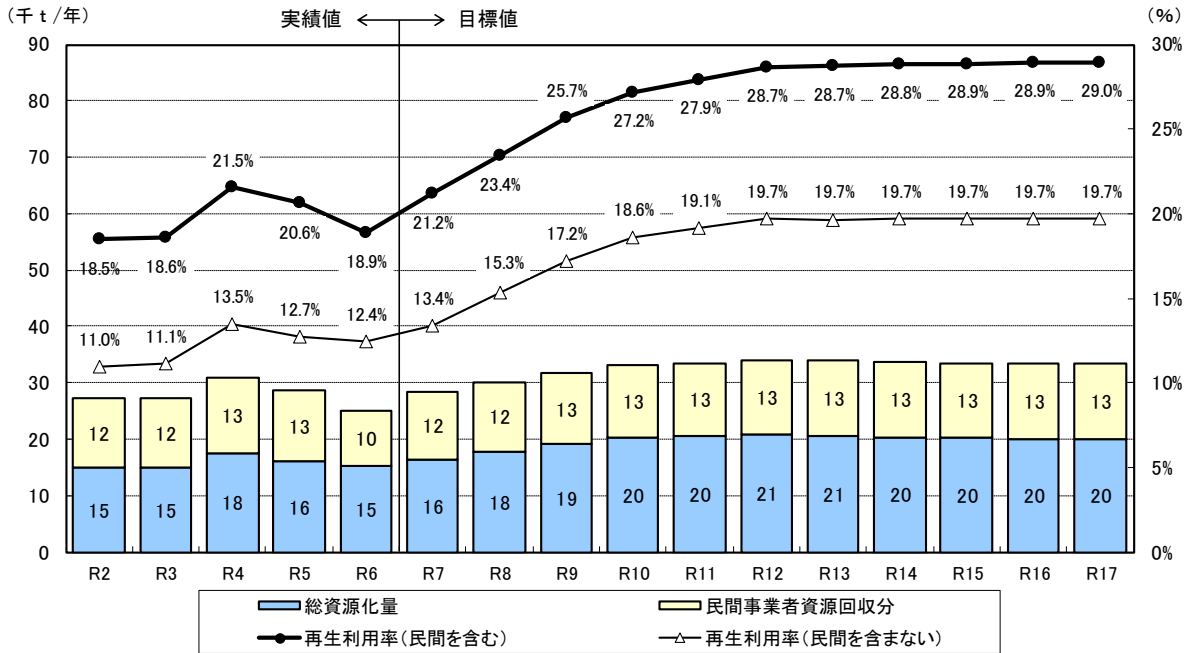
民間事業者においてリサイクルされる資源物が本市の再生利用率に一定規模の影響を及ぼしていることが想定されるため、本計画では、民間事業者への調査結果に基づく資源化量を含む再生利用率を、現状の18.9%に対し、中間目標年度までに28.7%、計画目標年度までに29.0%とすることを達成目標に設定します。(表4-2-4、図4-2-7及び図4-2-8を参照)

本目標は、ごみ処理有料化制度の導入等によるごみ排出量の削減に加え、剪定枝の資源化やプラスチック製品の再商品化等の新たな資源化手法の実施、紙ごみの分別排出の促進、民間事業者を含めた資源分別回収の促進等を実施することで、目標の達成を目指します。



※再生利用率の目標には民間事業者による資源回収分も含んでいます。

図4-2-7 総資源化量及び再生利用率の目標



※令和 8 年度より、「剪定枝」の資源化を開始します。
 ※令和 10 年度までに市全域で「プラスチック類」の分別収集を実施します。

図 4-2-8 総資源化量及び再生利用率の推移（目標）

4.2.6 最終処分量の目標

最終処分量の達成目標は、現状の約 12.0 千 t に対して、中間目標年度までに 9.7 千 t（約 19%以上削減）、計画目標年度までに 9.4 千 t（約 21%以上削減）とする必要があります。（表 4-2-4、図 4-2-9 及び図 4-2-10 を参照）

本目標は、ごみ処理有料化制度の導入によるごみ排出量の削減に加え、各種資源化施策の推進により、最終処分量を削減することで、目標の達成を目指します。

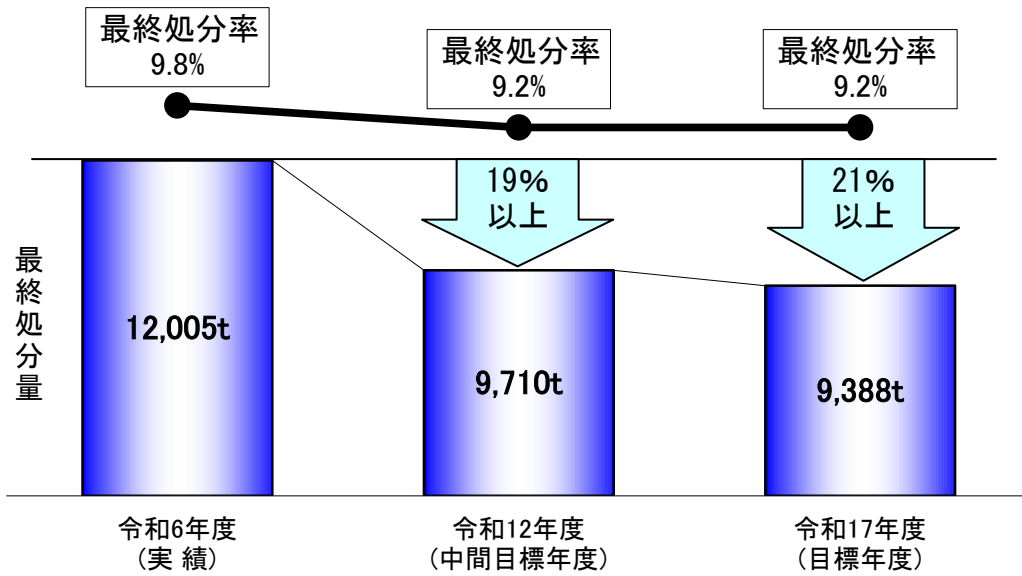


図 4-2-9 最終処分量及び最終処分率の目標

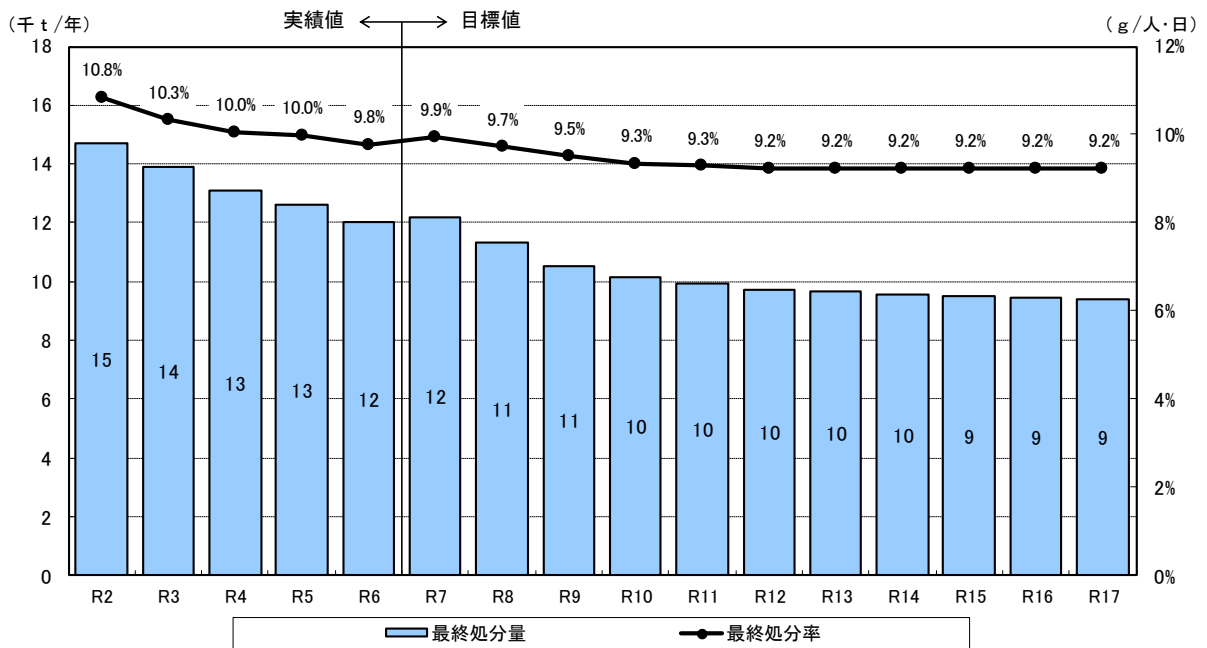


図 4-2-10 最終処分量及び最終処分率の推移 (目標)

計画目標年度 (令和 17 年度) におけるごみ処理フローを図 4-2-11 に示します。

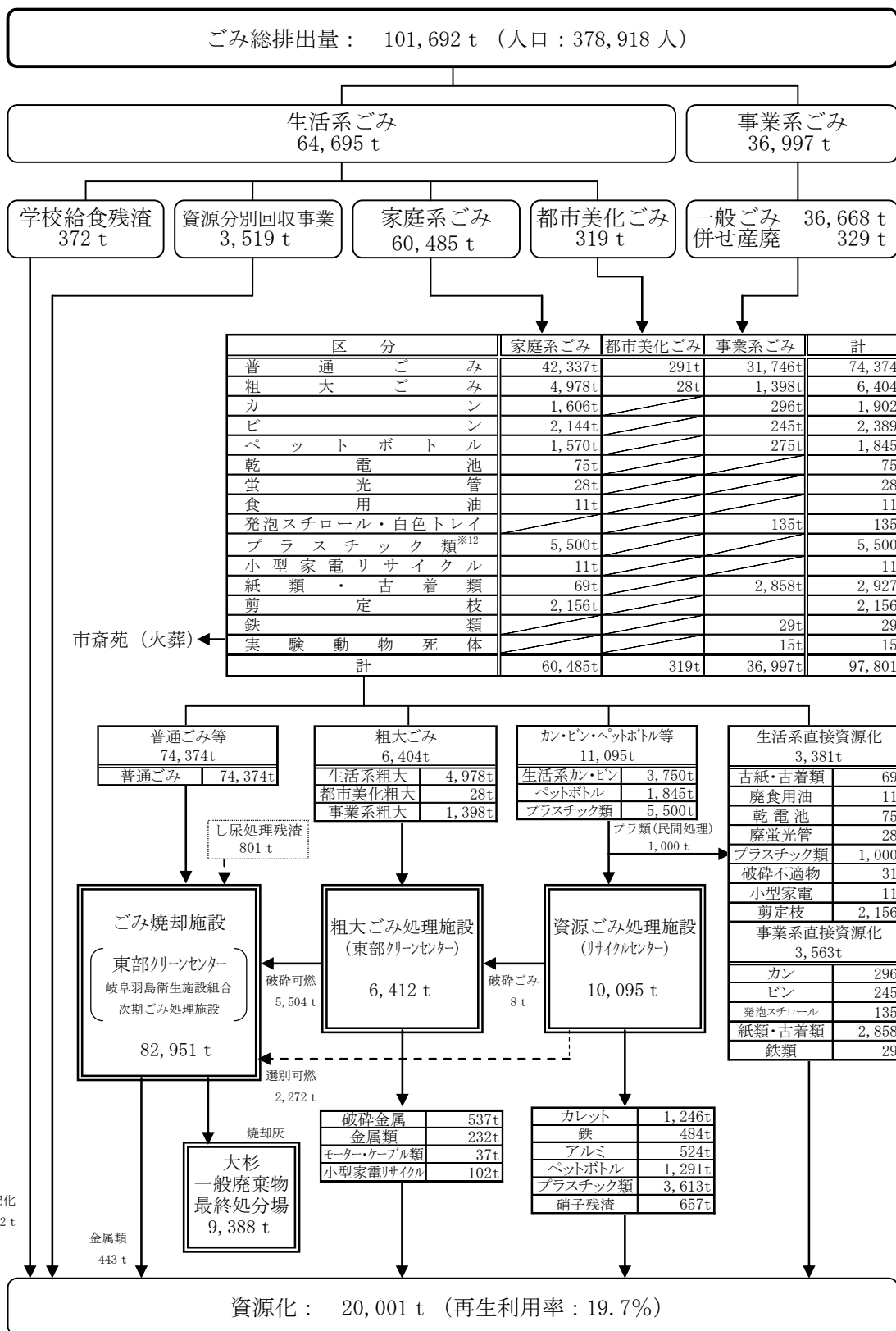


図 4-2-11 ごみ処理フロー (令和 17 年度) (目標)

※10：プラスチック類の資源化は、令和 10 年度末までに開始し、リサイクルセンターの処理能力(約 4,500t/年)を超過したものは民間処理(直接資源化)する計画です。

4.3 ごみ処理の基本方針

4.3.1 基本方針

近年、私たちの暮らしが豊かになり、ライフスタイルや価値観の多様化にあわせて、ものづくりもより高度化・複雑化し、様々なものが生産されるとともに廃棄されています。

こうした中、基礎自治体に対しては、住民の快適で衛生的な生活を維持・向上すべく、本市域内で発生する一般廃棄物を適正に処理するための計画を策定するとともに、適切な処理体制を構築し、確実に処理・処分を実施することが求められています。

一方、かつての大量に生産、消費、廃棄する経済社会から脱却し、天然資源の消費を抑制する循環型の社会を実現するためには、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を推進し、環境負荷の軽減や、資源・エネルギーの有効利用に努めることが重要です。

更に、人口減少や高齢化の進行といった社会情勢の変化に対応し、ごみ処理を効率的かつ安定的・継続的に実施できる体制づくりを図る必要があります。

このような状況を踏まえ、本市では、市民・事業者・行政が相互に役割を分担するとともに、循環型社会の実現に向け一体となって取り組んでいくものとし、現計画と同様に次の5つの基本方針に沿った施策を展開するものとします。

① ごみの発生抑制の推進

ごみになるものは、つぐらない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することにつながります。そのため、市民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識啓発を行うとともに、主体的な協力を強く働きかけていきます。

また、ごみ処理有料化制度の導入により、更なるごみの発生抑制を図ります。

② ごみの分別の推進

発生したごみについては、可能な限り家庭や事業所内で減量化・再利用を図るとともに、リサイクル可能なものを分別し、店頭回収、法定リサイクル(家電・パソコン等)、資源分別回収事業及び分別収集等を推進していきます。

③ 循環型処理及びエネルギー有効利用の推進

ごみとして排出されたものについては、リサイクルを前提とした循環型処理を行うとともに、処理過程で発生する熱エネルギー等の有効利用を推進していきます。

④ 環境に配慮した適正処理の推進

収集・運搬、中間処理及び最終処分の各段階において、環境への負荷を低減するとともに、ごみの適正処理を推進していきます。

⑤ 適正処理体制の構築

効率的な収集・運搬及び施設の健全な維持管理を実施することにより、安定的・継続的な適正処理体制を構築するものとします。

4.4 ごみの排出抑制及び資源化に係る方策

4.4.1 発生抑制のための施策

(1) 意識啓発

無駄なものを買わない、ものを大切にし、長く使用するなど、ごみを発生させないため、また、発生したごみは適切に分別するための意識啓発を図ります。

(2) 環境教育の充実

市民、事業者に対しごみの発生の状況を適時わかりやすく発信していくとともに、身近な題材や体験する機会を提供することで、ごみの発生を抑制する生活様式への誘導を図ります。

4.4.2 排出抑制のための施策

(1) ごみ処理有料化制度の導入

本市では、各種のごみ減量・資源化に係る取組を通じて、ごみ焼却量は、毎年減少傾向にあります。しかしながら、環境への負荷をより一層低減する必要があることや、今後、ごみ処理施設の更新による整備が必要となるなど、将来世代の負担を勘案すると、更なるごみ減量・資源化が必要であることから、令和8年10月に、ごみ処理有料化制度を導入し、ごみの排出抑制を推進していく計画です。

(2) 生ごみ自家減量の推進

電気式生ごみ処理機やダンボールコンポスト等の非電気式生ごみ処理容器の購入補助により、生活様式に合わせた生ごみの自家減量など、市民が自宅で実施できる取組を促進することで生ごみの排出抑制を推進します。

(3) 容器包装廃棄物等の排出抑制

有料化されたレジ袋の更なる削減のためにマイバッグ利用を促進し、過剰包装を

抑制するなど環境負荷の軽減に向け積極的に取り組む事業所とエコ・アクションパートナー協定を結び、容器包装廃棄物の減量・資源化を推進します。

(4) 事業系ごみの排出抑制

1) ごみ減量化の指導、搬入時検査の実施

指導要綱に基づき、一定の規模を超える事業所に対し「廃棄物管理責任者」の選任と「一般廃棄物減量計画書」の提出を求め、減量の徹底等を指導します。

また、事業系ごみを焼却施設に搬入する許可業者や事業者に対する搬入検査を実施し、必要に応じて指導します。

2) 事業所の立ち入り調査と指導の実施

一定の規模を超える事業所に対し、立入調査を行い、資源物の分別排出の徹底、ごみ減量の取組の推進について指導します。

3) 食べキリ協力店の登録推進

食品ロスを削減するため、本市では、生ごみの主な発生抑制及び減量方法である「3キリ」(使いキリ・食べキリ・水キリ)と、環境に配慮しながら簡単に取り組むことのできる調理法である「3R クッキング」を併せ、家庭や事業所において効果的に生ごみの発生抑制と減量を進める「3・3プロジェクト」の取組を行っています。

その取組の1つとして、料理の食べ残し等の削減に取り組む本市の飲食店や宿泊施設等の事業所を「3・3プロジェクト 岐阜市食べキリ協力店」として登録し、その取組を本市が広く紹介することによって、消費者の「食べキリ」意識の高揚を図り、その実践を促進することによって、本市の事業所から排出される生ごみの減量化を推進します。

4) 食品ロス発生抑制の推進

食品小売業者等において、売ることができなくなった食品を、必要とする施設等に提供できるような仕組みづくりを検討し、食品ロスの削減を推進します。

4.4.3 資源化（分別促進）のための施策

（1）家庭系ごみ

1）資源ごみの分別収集の実施

ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型家電リサイクル、廃蛍光管、乾電池及び廃食用油の分別収集を継続実施します。

2）剪定枝等の資源化

令和 8 年 10 月から、一般家庭から出る剪定枝及び枝に付いた葉の資源化を実施する計画です。粗大ごみ自己搬入施設などに搬入された剪定枝は、市内の資源化業者でチップ化し、バイオマス燃料等として有効活用する予定です。

3）プラスチック類の資源化

本市では、令和 4 年度より、プラスチック製容器包装の全市分別収集・資源化を実施し、詰め替え容器の利用促進など、市民のプラスチック製容器包装の発生抑制を図っています。今後は、更に容器包装以外のその他のプラスチック類についても資源化を推進するため、令和 10 年度末までに、プラスチック類の分別収集・資源化を実施する計画です。

4）新たな資源化手法の調査研究

一部の自治体において、地元企業等と共同して使用済み紙おむつの再商品化の実証実験が始められており、本市においても、これらの事例について調査研究していきます。

また、落ち葉や刈り草、草花については、現状、資源化にあたって課題があるため資源化の対象外としていますが、資源化に向け、継続して調査研究していきます。

5) 資源分別回収事業のさらなる促進

自治会等による紙類（新聞・新聞の折込チラシ・段ボール・雑誌・紙パック・雑がみ）、古着類、カン・フライパン類の資源分別回収事業について、市民のライフスタイルの変化や回収状況に応じ、資源物の回収方法や回収品目等の見直しを随時行うことによって、市民が資源物を分別排出しやすい環境づくりを行います。

6) 古紙回収用ボックス設置の促進

資源分別回収事業に参加できない市民に対し、古紙類を排出する機会を創出するため、常設の古紙の保管ボックスを設置します。

7) 小型家電リサイクルの対象品目拡大

現在、「岐阜市小型家電リサイクル」として、携帯電話やノートパソコン、デジタルカメラなど 28 品目を小型家電として回収し、資源化していますが、社会情勢等を踏まえた上で、対象品目の拡大を検討します。

8) メーカー等によるリサイクル

エアコン、テレビ（液晶・プラズマ含む）、電気冷蔵庫、冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機などの家電リサイクル法対象機器やパーソナルコンピュータ等、メーカー等による廃棄物のリサイクルシステムが構築されているものについて、引き続き市民への啓発を促進していきます。

(2) 都市美化ごみ、事業系ごみ

清掃活動などで集められたごみや事業系のごみに関しても、家庭系ごみと同様の分別ルールに沿って適正に処理します。

4.5 ごみの適正処理に係る方策

4.5.1 収集・運搬計画

(1) 計画の目標

収集・運搬はごみ処理事業における排出者との接点であり、分別排出に伴う指導やサービスの向上に努めるとともに、多様化するごみ質への対応及び収集・運搬体制の効率化を図ります。

また、本市が収集・運搬を委託する場合には、受託者が廃棄物処理法施行令第4条に規定された市町村が委託する場合の基準を満たしていることを確認のうえ、市民生活に混乱を招かないように、本市が定める収集計画を履行する能力があるものに委託するものとします。

(2) 排出の方法

家庭系ごみの排出及び収集・運搬方法を表4-5-1に示します。

令和8年10月からは普通ごみの排出に有料指定袋を使用することになります。それ以外のものは、今後も基本的には現状の分別区分、排出回数及び排出方法を維持していくものとしますが、社会情勢の変化や排出状況等に応じて見直していくものとします。

表 4-5-1 ごみの排出及び収集・運搬の方法（予定）

区分	排出方法	排出回数	排出場所	収集・運搬方法	備考
普通ごみ	令和8年10月からは、有料指定袋	週2回	ステーション	直営・委託	処理施設への自己搬入可
粗大ごみ がれき類 (れんが・コンクリート等)	処理券貼付又は処理袋(有料)	随時(申込)	自己搬入 個別排出	委託・許可・直営	処理施設への自己搬入可
ビン	透明又は半透明袋	週1回	ステーション	委託	
カン					
ペットボトル					
小型家電リサイクル	—	随時 月1回	常設ステーション 巡回ステーション	委託 委託	
廃蛍光管・乾電池	—	随時	常設ステーション	委託	
危険物・廃食用油等	ペットボトル等の容器(廃食用油)	月1回	巡回ステーション	委託	
(令和8年10月から)剪定枝	紐で束ねるか、ビニール袋に入れる	随時(申込)	粗大ごみ 自己搬入施設	直接搬入	直径20cm×長さ1.5m 以内
(令和9年度まで)プラスチック製容器包装	透明又は半透明袋	週1回	ステーション	直営・委託	発泡スチロール・白色トレイ含む
(令和10年度から)プラスチック類	透明又は半透明袋	週1回	ステーション	直営・委託	プラスチック製容器包装、プラスチック製品
都市美化ごみ	—	随時(申込)	不定	直営・借上げ	
事業系ごみ	—	許可業者との契約による	個別	許可	処理施設への自己搬入可

(3) 収集・運搬の方法

市全域を収集対象区域とし、一般家庭ごみ、小規模事業所から出る事業系普通ごみ、学校給食残渣及び集団清掃等による都市美化ごみを収集対象ごみとします。

収集・運搬体制については、表 4-5-1 に示すように、今後も最適な配車計画や業務管理のシステム化を進めることにより効率化を図ります。

また、収集車両については、引き続き低公害車の導入を進めるとともに、収集作業の安全と事故防止の徹底を図るものとします。

(4) 収集・運搬の量

目標年度における収集・運搬の量を表 4-5-2 に示します。

表 4-5-2 収集・運搬の量

(単位：t/年)

区分\年度		実績値 令和6年度	中間目標年度 令和12年度	目標年度 令和17年度
生活系 ごみ	普通ごみ	62,791	44,903	42,337
	粗大ごみ	1,575	1,431	1,333
	ビン	2,423	2,301	2,144
	カン	1,320	1,564	1,606
	ペットボトル	2,051	1,732	1,570
	プラスチック容器包装	4,440	—	—
	プラスチック類*	—	5,500	5,500
	小型家電リサイクル	17	14	11
	廃蛍光管・乾電池	136	118	103
	廃食用油	14	13	11
	計	74,767	57,576	54,615
都 ご 市 み 美 化	普通ごみ	340	313	291
	粗大ごみ	32	34	28
	計	372	347	319
学校給食残渣		399	383	372
収集ごみ合計		75,538	58,306	55,306

(5) ごみステーションの整理・集約化

ごみステーションの実態調査に基づき、自治会等と協議のうえ、ごみステーションの設置基準や管理・利用方法などの整理を行います。

(6) 事業系普通ごみのステーション排出

本市では、現在、事業系普通ごみであっても家庭から排出される一般廃棄物と併せて週標準量 50kg 又は収集回数週 2 回を超えない場合は、家庭系普通ごみに準じて市が収集する「50kg ルール」があります。しかし、ごみ処理有料化制度の導入に伴い、一回あたり指定ごみ袋 3 袋かつ収集回数週 2 回を超えない場合は、ごみステーションを管理する自治会等の了承を得たうえで、指定ごみ袋に事業者名を記入して排出するように見直す計画です。

4.5.2 中間処理計画

(1) 計画の目標

中間処理は、搬入されたごみをその性状に適した処理方法で衛生的かつ安全に処理します。

更に、ごみの減量・資源化を行うことによって最終処分場への負担を軽減していくとともに、発電等による熱エネルギーの有効利用を推進していくものとします。

(2) 中間処理の方法

目標年度である令和 17 年度における中間処理の方法を表 4-5-3 に示します。

普通ごみについては、東部クリーンセンター及び岐阜羽島衛生施設の次期ごみ処理施設において焼却処理を行います。

粗大ごみについては、現状のとおり、東部クリーンセンターの粗大ごみ処理施設において破碎選別処理し、破碎可燃物は同センターで焼却処理します。

ビン、カン、ペットボトルは、現状のとおり、市のリサイクルセンターにおいて選別・圧縮等の処理をします。

リサイクルセンターでは、ビン、カン、ペットボトルに加えて、プラスチック製容器包装（発泡スチロール、白色トレイ、色付トレイ、その他容器包装プラスチック）を含むプラスチック類の処理を行います。

なお、他の資源ごみについては、現状のとおり、直接業者回収により資源化します。

表 4-5-3 中間処理の方法・処理量

ごみの種類	中間処理の方法	中間処理施設	中間処理量(t)		
			令和6年度 (実績)	令和12年度 (中間目標年度)	令和17年度 (目標年度)
普通ごみ	焼却	東部クリーンセンター (ごみ焼却施設) 岐阜羽島衛生施設組合 次期ごみ処理施設	110,322	85,803	82,951
粗大ごみ	破碎、選別 圧縮・梱包	東部クリーンセンター (破碎選別施設)	7,489	6,818	6,412
ビン	選別 圧縮・梱包	リサイクルセンター	9,181	10,360	10,095
カン					
ペットボトル					
(令和9年度まで) プラスチック製容器包装					
(令和10年度から) プラスチック類※					

※リサイクルセンターの処理能力が約4,500t/年のため、超過分は民間事業者で処理する計画です。

(3) 中間処理の量

目標年度における中間処理の量を表 4-5-4 に示します。

表 4-5-4 中間処理の量

(単位：t/年)

区分\年度		実績値 令和6年度	中間目標年度 令和12年度	目標年度 令和17年度	備考	
中間処理施設搬入量	普通ごみ	98,405	76,818	74,374	焼却施設へ	
	し尿処理残渣	801	801	801	焼却施設へ	
	粗大ごみ	破碎選別対象	6,045	5,382	4,978	粗大ごみ処理施設
		資源選別対象	22	22	19	リサイクルセンター
		破碎不適物	58	46	42	資源化
		計	6,125	5,450	5,039	
	か、ビン、ペットボトル	5,794	5,860	5,595	リサイクルセンター	
	プラスチック製容器包装	4,440	—	—	リサイクルセンター	
	プラスチック類	—	4,500	4,500	リサイクルセンター	
	合計	115,565	93,429	90,309		
リサイクルセンター	搬入量	10,234	10,360	10,095		
	搬出量	破碎選別対象	5	8	8	粗大ごみ処理施設へ
		選別後可燃物	2,024	2,332	2,272	焼却施設へ
		カレット	1,199	1,279	1,246	資源化
		鉄	427	497	484	資源化
		アルミ	469	538	524	資源化
		ペットボトル	1,345	1,324	1,291	資源化
		プラスチック製容器包装	3,101	—	—	資源化
		プラスチック類	—	3,707	3,613	資源化
		硝子残渣	611	675	657	資源化
計	9,181	10,360	10,095			
粗大ごみ処理施設	搬入量	7,490	6,818	6,412		
	搬出量	破碎可燃物	6,446	5,852	5,504	焼却施設へ
		破碎金属類	630	571	537	資源化
		破碎不適物、金属	267	247	232	資源化
		モーター・ケーブル類	33	39	37	資源化
		小型家電リサイクル	113	109	102	資源化
計	7,489	6,818	6,412			
焼却施設	搬入量	110,322	85,803	82,951	焼却処理	
	搬出量	焼却残渣	12,005	9,710	9,388	埋立処分
		金属(東部クリーンセンター)	508	458	443	資源化
		計	12,513	10,168	9,831	

注) 項目ごとに四捨五入しているため、合計値と合わない場合があります。

(4) 施設整備計画の概要

ごみ処理施設の更新等に関しては、現有施設の運転状況や老朽化の状況を適切に評価するとともに、安全かつ適正処理を第一に、施設の能力や処理の効率性などに配慮した整備を推進します。

1) 岐阜羽島衛生施設組合ごみ処理施設の更新

岐阜羽島衛生施設組合では、岐阜市、羽島市、岐南町、笠松町の2市2町のごみ処理を共同で行う次期ごみ処理施設（焼却施設）が令和9年4月から供用開始する予定となっています。

2) 東部クリーンセンターの延命化

令和9年度から、東部クリーンセンター及び岐阜羽島衛生施設組合の次期ごみ処理施設の2施設でごみの焼却処理を行います。今後も本市のごみ焼却施設を安定的に稼働させるために、東部クリーンセンターの長寿命化総合計画の策定や基幹的設備改良工事等を行い、施設整備を推進します。

4.5.3 最終処分計画

(1) 計画の目標

最終処分場においては、周辺環境等に支障が生じない方法でごみを適正に埋立処分します。また、排出、収集・運搬、中間処理工程における減量・資源化の推進により最終処分場への負担を軽減し、延命化を図ります。

(2) 最終処分の方法

掛洞プラント及び東部クリーンセンターから発生する焼却残渣は、大杉一般廃棄物最終処分場で埋立処分しますが、焼却残渣の一部を溶解し、建設資材へ資源化する取り組みを推進します。

(3) 最終処分量

大杉一般廃棄物最終処分場における、令和2年度以降の最終処分量実績と予測値を表4-5-5及び図4-5-1に示します。

(4) 次期最終処分場の整備

大杉一般廃棄物最終処分場は平成24年1月から埋立てを開始し、当初計画では約15年間(令和7年度まで)の埋立期間を想定していましたが、埋立処分量を可能な限り低減することにより、処理最終処分場の延命化を図ってきたことから、これまでの実績によれば約25年間(令和17年度)を超える埋立処分が可能と推測されます。

次期最終処分場は、大杉一般廃棄物最終処分場による埋立処分が終了するまでに整備する必要があります。

(5) 埋立完了後の最終処分場の廃止及び跡地有効利用

埋立てを完了した一般廃棄物最終処分場の廃止に当たっては、国の省令による廃止基準に基づき適正に閉鎖します。浸出水処理施設については、最終処分場の廃止基準に示されているとおり、埋立完了後の浸出水質が排水基準を下回り、十分安定化し、最終処分場から発生するガスによる火災などの危険がなくなった状態が2年以上続くことが確認できた時点で、運転・管理を停止するものとします。

また、最終処分場の跡地利用については、地域住民等の意向も踏まえて有効利用について検討していくものとします。

表 4-5-5 最終処分の推移

年度	埋立年数	埋立量 (t)		埋立量 (m ³)			
		焼却灰	累計	焼却灰	累計	残余容量	
実績値	R2	10年目	14,690	130,952	12,194	102,555	167,445
	R3	11年目	13,905	144,857	11,792	114,347	155,653
	R4	12年目	13,072	157,929	10,943	125,290	144,710
	R5	13年目	12,604	170,533	10,613	135,903	134,097
	R6	14年目	12,005	182,538	9,539	145,442	124,558
	予測値	R7	15年目	12,184	194,722	10,117	155,559
R8		16年目	11,328	206,050	9,407	164,966	105,034
R9		17年目	10,539	216,589	8,751	173,717	96,283
R10		18年目	10,159	226,748	8,436	182,153	87,847
R11		19年目	9,930	236,678	8,246	190,399	79,601
R12		20年目	9,710	246,388	8,063	198,462	71,538
R13		21年目	9,661	256,049	8,022	206,484	63,516
R14		22年目	9,559	265,608	7,938	214,421	55,579
R15		23年目	9,490	275,098	7,880	222,302	47,698
R16		24年目	9,424	284,522	7,825	230,127	39,873
R17		25年目	9,388	293,910	7,796	237,923	32,077

※岐阜市大杉一般廃棄物最終処分場（総容量270,000m³）

注）予測値は中間覆土及び最終覆土を含んでいないため、実際の残余容量とは異なります。

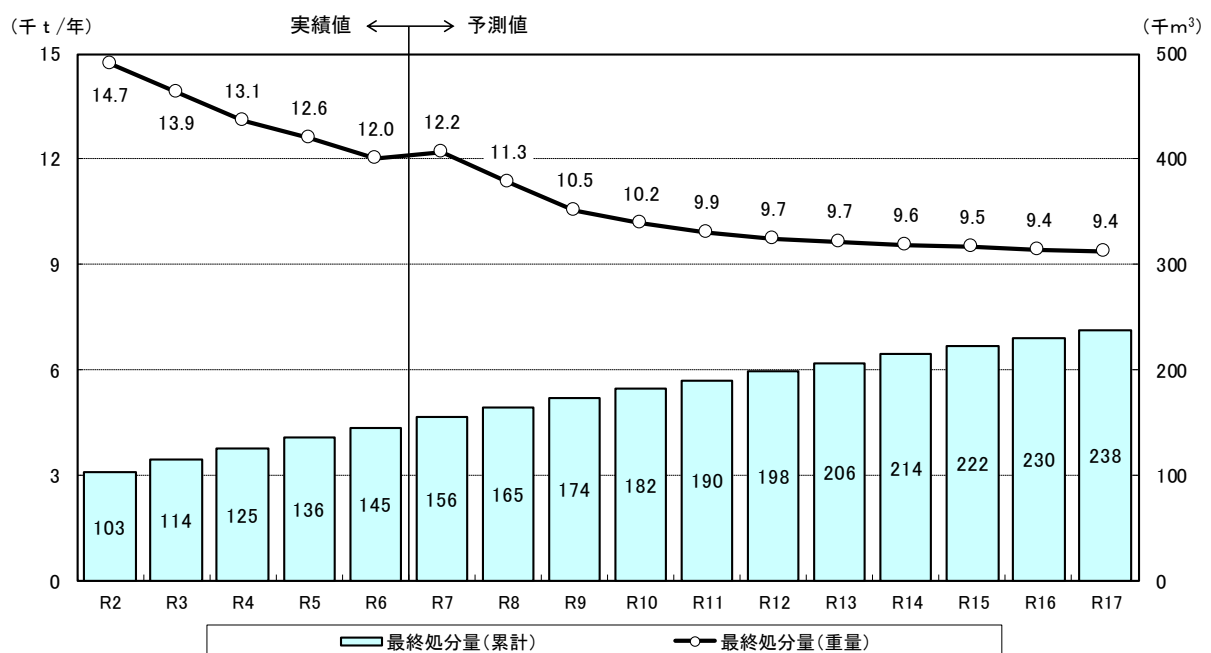


図 4-5-1 最終処分量の推移

4.5.4 その他関連事項

(1) 市民に対する広報・啓発活動

ごみの減量化・資源化に関わる諸施設は、ごみ処理事業の効率的運営だけにとどまらず、省資源・省エネルギーの観点からますます重要なものになっています。

本市においても、ごみ問題についての市民の理解と協力を得るため、継続的に啓発活動を行っており、今後もこれらの広報・啓発活動に努めていきます。

(2) 自治会や地域団体等との連携

ごみ減量施策の実施や、適正なステーション管理を行うためには、自治会や地域団体等の協力が必要不可欠となることから、今後も情報提供の充実を図るなどの連携に努めます。

(3) 特別管理一般廃棄物に対する対処方針

1) 廃家電製品に含まれる PCB を使用した部品

PCB を含んだ廃家電製品は、家電リサイクル法に基づく回収ルートや小売店を通じての回収ルートが確立されており、適正に処理を行っていきます。

2) 焼却炉集じん灰

本市の各焼却施設で発生する「ばいじん」としての飛灰については、安定化処理し、埋立処分されており、継続して適正処理を行っていきます。

3) 感染性一般廃棄物

医療機関自らが排出する医療系廃棄物については、一般廃棄物、産業廃棄物ともに、それぞれで自己もしくは専門処理業者にて処理されています。

危険性・感染性廃棄物としての在宅医療器具(注射針、点滴チューブ等)は、使用者が医療機関へ持ち込むことにより処分されています。今後も医師会を通じて各医療機関に対し、適正処理の協力を依頼します。

(4) 適正処理困難物に対する対処方針

本市では、適正処理困難物として品目を指定し、メーカー、取扱販売店及び専門の処理業者への引取りを指導しており、今後も継続してまいります。

なお、新たな法律の制定などの動向に応じて、随時見直しを図っていくものとなります。

市で処理できないもの

- ガスボンベ、消火器、油(家庭用廃食用油除く)等危険なもの
- 自動車関係部品等(タイヤ、ホイール、バッテリー等)
- 排気量50ccを超えるオートバイ、農業用機械
- ピアノ、ボイラー
- 農薬、毒物、劇薬、溶剤等有害なもの
- 建築廃材及びその他の産業廃棄物等
- 単体で80kgを超えるもの



- メーカー、取扱販売店及び専門の処理業者へお問い合わせください。
- **自然石、砂、土は、廃棄物ではありませんので、取扱販売店及び専門業者へお問い合わせください。**

出典：岐阜市「2025年度 岐阜市ごみ出しのルール」より抜粋

図 4-5-2 適正処理困難物

(5) リチウムイオン電池の適正処理

全国的に、リチウムイオン電池を原因とするごみ収集車やごみ処理施設での火災が発生しています。

現在、本市では、電器店などの「リサイクル協力店」へ出すか、毎月1回、各地域の公民館等で行っている「危険物・廃食用油等の収集」や粗大ごみ自己搬入施設で回収していますが、国の方針や他自治体の事例も参考に、適切なリチウムイオン電池の処理体制を構築していきます。

(6) 不法投棄対策

不法投棄対策として、通報ダイヤル「不法投棄 110 番」や不法投棄 110 番オンラインを設置し、市民からの情報提供を促進するとともに、市が委嘱する不法投棄監視モニターのパトロールによる監視を継続的に実施するなど、不法投棄を未然に防止するとともに、不法投棄が発生した際の迅速な対応を行ってまいります。

(7) 小型家電リサイクルに関する検討

携帯電話、ノートパソコンなどの小型家電には、貴金属やレアメタルなどの有用金属が含まれています。本市では「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」の施行を機に、専用回収ボックスを市内各所に設置して、小型家電リサイクル回収事業を展開しています。

表 4-5-6 小型家電回収ボックスに投入できる物（令和7年4月1日現在）

番号	小型家電リサイクル対象品目
1	携帯電話
2	PHS 端末
3	ノート型パソコン（タブレット端末を含む）
4	デジタルカメラ
5	ビデオカメラ
6	MD プレーヤ
7	デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリが記録媒体であるもの）
8	デジタルオーディオプレーヤ（HDD が記録媒体であるもの）
9	CD プレーヤ
10	カセットテープレコーダ
11	IC レコーダ
12	電子辞書
13	据置型ゲーム機
14	携帯型ゲーム機
15	ETC 車載ユニット
16	VICS ユニット
17	ラジオ
18	DVD レコーダ
19	DVD プレーヤ
20	HDD レコーダ
21	ブルーレイレコーダ
22	ブルーレイプレーヤ
23	ビデオテープレコーダ
24	カーナビゲーション装置
25	カーステレオ
26	電話機
27	ファクシミリ
28	フィルムカメラ

※AC アダプター等の付属品を含みます。

平成 15 年 10 月以降に販売された家庭向けのパソコンには「PC リサイクルマーク」が貼付されていますが、回収ボックスに投入できるサイズのノートパソコンは、

小型家電として回収しています。

また、回収ボックスに投入された携帯電話やノートパソコンの記憶媒体（HDD）等は、物理的に破壊（穴あけ）をした後に、国の認定を受けたリサイクル工場で再資源化するなど、個人情報保護には最大限の配慮をします。

4.6 計画の推進

ごみ処理に関する計画や施策を円滑かつ効果的に推進し、循環型社会の実現を目指すためには、市民・事業者・行政それぞれが共通認識に立ってごみ処理に関する責任を持ち、相互の理解と協力のもと役割分担を図ることが必要です。

ごみ処理の基盤となる市民・事業者・行政それぞれの責務や役割分担のあり方を考え、環境にやさしいまちづくりを促進するため、普及啓発活動を推進するとともに、市民・事業者の理解を深めるために意見交換の場を設けるなど、市民・事業者・行政が相互に連携して取り組む体制づくりを推進していくものとします。

第5章 生活排水処理の現状及び課題

5.1 生活排水処理体系の概要

本市における生活排水の処理体系の概要を図 5-1-1 に示します。

現在、生活排水は下水道、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で処理しており、汲み取りし尿は岐阜羽島衛生施設組合が運営管理する岐阜羽島衛生センターに搬入し、浄化槽汚泥は岐阜市寺田プラント及び岐阜羽島衛生センターに搬入して処理・処分を行っています。

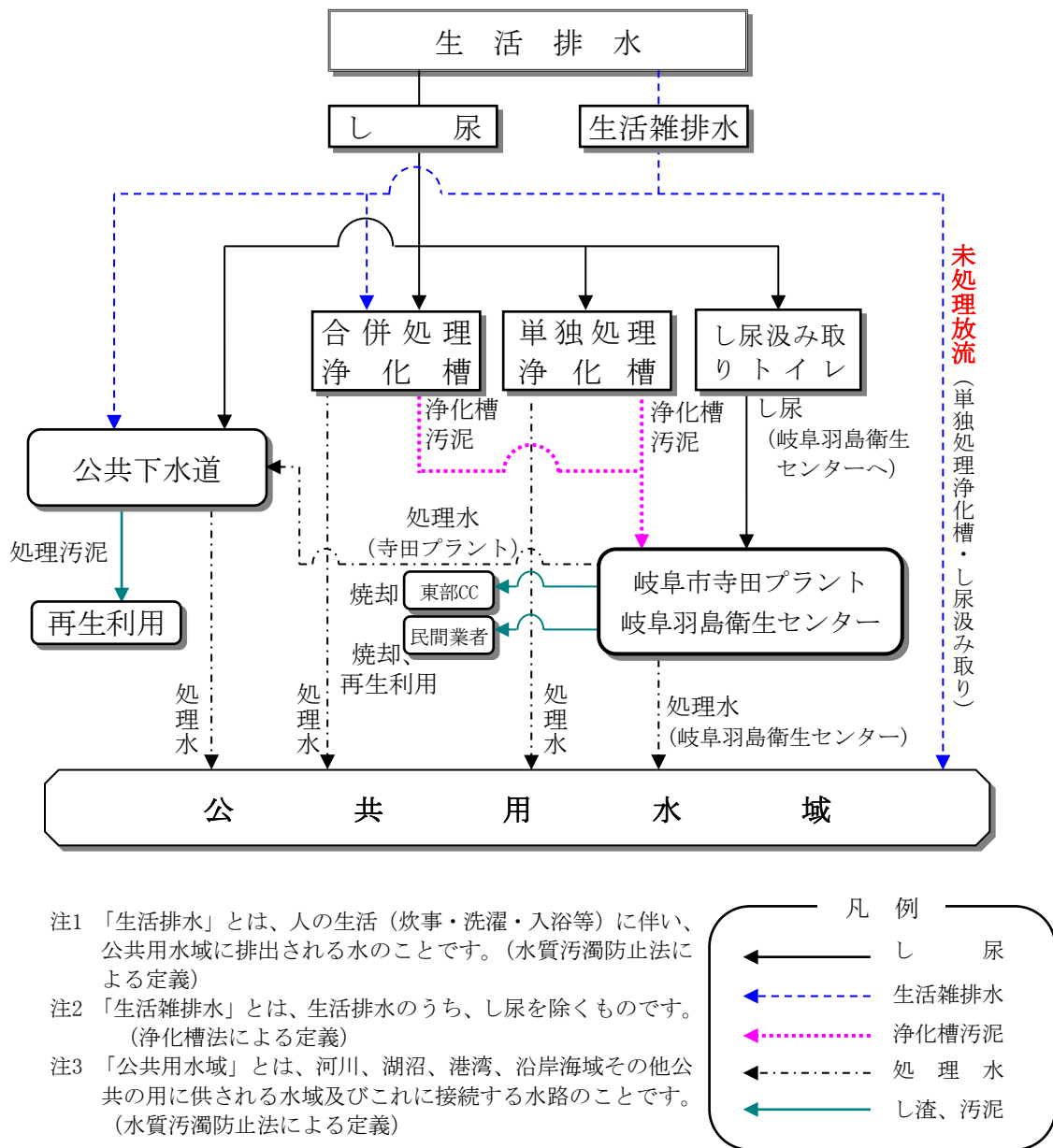


図 5-1-1 生活排水処理体系図（令和 8 年 3 月末現在）

5.2 生活排水処理形態別人口の状況

過去5年間における生活排水処理形態別人口を表5-2-1及び図5-2-1に示します。

本市では下水道が最も多く普及しており、令和6年度の本市人口の8割以上を占めています。次いで多いのは単独処理浄化槽人口ですが、年々減少しており、11.6%となっています。合併処理浄化槽人口は令和6年度に微増しているものの、全体的に減少しつつあり5.8%と、し尿汲み取り人口は減少を続け、0.5%となっています。

表5-2-1 生活排水処理形態別人口

区分	単位	R2	R3	R4	R5	R6
1 計画処理区域内人口	人	406,407	402,965	401,294	399,492	397,670
2 水洗化・生活雑排水処理人口	人	353,424	352,133	351,157	350,546	349,625
(1) 浄化槽人口（合併処理浄化槽）	人	23,684	23,203	23,177	23,166	23,215
①設置補助人口	人	9,725	9,813	9,863	10,049	10,110
②設置補助外人口	人	13,959	13,390	13,314	13,117	13,105
(2) 公共下水道人口	人	329,740	328,930	327,980	327,380	326,410
3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	人	50,122	48,135	47,627	46,715	45,970
4 非水洗化人口	人	2,861	2,697	2,510	2,231	2,075
(3) し尿汲み取り人口	人	2,861	2,697	2,510	2,231	2,075
(4) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0
5 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	87.0	87.4	87.5	87.7	87.9

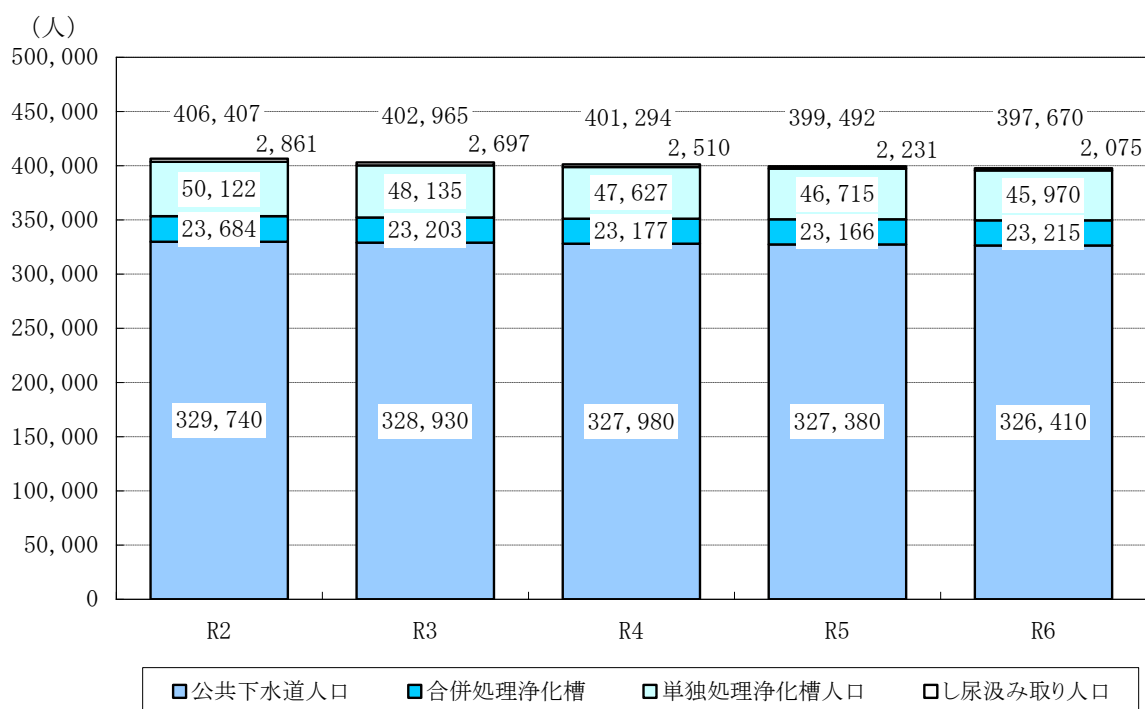


図5-2-1 生活排水処理形態別人口の推移

5.3 し尿・浄化槽汚泥の排出量の状況

過去5年間のし尿及び浄化槽汚泥の収集量実績を表5-3-1に示します。

公共下水道の普及に伴い、し尿・浄化槽汚泥量はともに減少傾向にあります。

表 5-3-1 し尿等年間収集量実績

区 分	単 位	2020	2021	2022	2023	2024	
		R2	R3	R4	R5	R6	
収集量 (年量)	し尿量(岐阜羽島衛生センター搬入分)	kℓ/年	4,133.34	3,975.33	3,795.08	3,645.92	3,394.23
	浄化槽汚泥量	kℓ/年	44,973.50	44,371.17	43,729.71	43,080.86	42,865.09
	(1) 岐阜市寺田プラント搬入分	kℓ/年	41,940.10	41,145.90	40,695.60	40,087.30	39,819.80
	(2) 岐阜羽島衛生センター搬入分	kℓ/年	3,033.40	3,225.27	3,034.11	2,993.56	3,045.29
	合計	kℓ/年	49,106.84	48,346.50	47,524.79	46,726.78	46,259.32
収集量 (日量)	し尿量(岐阜羽島衛生センター搬入分)	kℓ/日	11.32	10.89	10.40	9.96	9.30
	浄化槽汚泥量	kℓ/日	123.21	121.57	119.80	117.71	117.44
	(1) 岐阜市寺田プラント搬入分	kℓ/日	114.90	112.73	111.49	109.53	109.10
	(2) 岐阜羽島衛生センター搬入分	kℓ/日	8.31	8.84	8.31	8.18	8.34
	合計	kℓ/日	134.53	132.46	130.20	127.67	126.74

5.4 処理主体

本市における生活排水の処理主体を表5-4-1に示します。

表 5-4-1 生活排水の処理主体

区 分	処理対象	処理主体
公共下水道の整備・維持管理	し尿・生活雑排水	岐阜県、岐阜市
合併処理浄化槽の整備・維持管理	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽の整備・維持管理	し尿	個人等
し尿処理施設の整備・運転管理	浄化槽汚泥(主に旧岐阜市分)	岐阜市 (岐阜市寺田プラント)
	し尿 浄化槽汚泥(主に旧柳津町分)	岐阜羽島衛生施設組合 (岐阜羽島衛生センター)
し尿の収集運搬	し尿	岐阜市(直営・委託)
浄化槽汚泥の収集運搬	浄化槽汚泥	許可業者

5.5 下水道の整備状況

本市における下水道の整備状況を表 5-5-1 に示します。

本市の下水道は、昭和 9 年 7 月に、分流式下水道を日本で最初に採用して着工しました。

単独公共下水道として中部、北部、南部、北西部の 4 処理区の 6,087ha（変更事業計画、令和 4 年 3 月）、流域関連公共下水道として東部第 1・第 2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波、高桑の 9 処理分区の 2,673ha（変更事業計画、令和 3 年 2 月）において事業を進めています。

また、単独公共下水道の各処理場で発生した汚泥を北部プラントに集約し、その灰からリンをリン酸カルシウムとして回収し、肥料として有効利用しています。

表 5-5-1 下水道の整備状況（令和 7 年 3 月末現在）

	単独公共下水道				流域関連公共下水道						計
	中部 処理区	北部 処理区	南部 処理区	北西部 処理区	東部第1 処理分区	東部第2 処理分区	芥見 処理分区	北東部 処理分区	日置江 処理分区	柳津町** 区域	
計画処理面積 (ha)	625	1,621	2,336	1,505	913	185	489	498	157	431	8,760
計画処理人口 (人)	37,640	76,750	95,930	34,790	39,460	9,030	18,050	11,850	3,430	11,560	338,490
計画処理能力 (m ³ /日)	34,200	44,200	69,000	32,000	—	—	—	—	—	—	179,400
処理水量 (m ³ /日)	23,110	34,804	50,961	11,387	15,132	2,510	8,355		5,187		151,446
計画年次 (年度)	S9～R11	S37～R11	S45～R11	H10～R11	S58～R7	S58～R7	H元～R7	H17～R7	H6～R7	S63～R7	—
排除方式	分流式										—
処理方式	凝集剤併用 型ステップ 流入式多段 硝化脱窒法 + 急速ろ過法	嫌気好気活性汚泥法		凝集剤併用 型循環式硝 化脱窒法 + 急速ろ過法	木曾川右岸流域下水道へ接続 (岐阜県各務原浄化センター)						—
汚泥処理	機械脱水→焼却→リン回収→有効利用										—

※「柳津町区域」は、「柳津東処理分区」「柳津西処理分区」「佐波処理分区」「高桑処理分区」を示しています。

5.6 水質汚濁の状況

本市の中央部を流れる長良川は、その中流域が環境省の「名水100選」に選ばれるほどとても清らかで美しい川です。

市内河川の水質状況を把握するため、市内では29カ所の公共用水域水質測定地点が設定されており、そのうち長良川の5地点（藍川橋、長良橋、鏡島大橋、穂積大橋、長良大橋）では水質の常時監視を行っています。

これら長良川の5地点はA類型に指定されています。代表的な水質項目であるBODの水質状況を表5-6-1に示します。5地点とも、BODは過去5年間（平成30～令和4年度）において環境基準値2mg/ℓを達成しており、良好な水質が保たれています。

今後も良好な水質環境を保つため、水質汚濁防止策を引き続き実施していきます。

表 5-6-1 長良川の水質状況（BOD (mg/ℓ)）

河川名	測定地点	R2	R3	R4	R5	R6
長良川	藍川橋	0.6	0.5	0.6	0.7	0.6
	長良橋	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	鏡島大橋	0.7	0.6	0.6	0.8	0.6
	穂積大橋	0.7	0.5	0.6	<0.5	<0.5
	長良大橋	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7

出典：岐阜市HP「河川水質経年変化」よりBOD（75%値）を抜粋

5.7 収集・運搬体制

5.7.1 収集区域の範囲

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、本市の行政区域全域です。

5.7.2 収集・運搬の方法

(1) 収集対象

収集対象は、し尿及び浄化槽汚泥です。本市では、し尿及び浄化槽汚泥を区分して収集しています。

(2) 収集・運搬の実施体制

収集・運搬の実施体制は表 5-7-1 に示すとおりです。

表 5-7-1 収集・運搬の実施体制

搬入先施設	収集区分	業者数
岐阜市寺田プラント	浄化槽汚泥	許可：2社
岐阜羽島衛生センター	し尿	直営
		委託：2社
	浄化槽汚泥	許可：1社

(3) 収集・運搬機材

し尿及び浄化槽汚泥はバキューム車により収集・運搬しています。

(4) し尿の収集体系

し尿の収集体系を表 5-7-2 に示します。

し尿の収集は、定期収集と臨時収集があります。

表 5-7-2 し尿の収集体系

項目	定期収集	臨時収集
収集回数	23日に1回 (15.9回/年)	随時
収集対象	<ul style="list-style-type: none">・主に一般家庭の汲み取りトイレ・使用頻度の低い汲み取りトイレ※・水を使う汲み取りトイレ、事業所、寮など	<ul style="list-style-type: none">・仮設トイレ (建設現場、イベント等)

※使用頻度の低いし尿汲み取りトイレについては、申込に基づき汲み取りを行っています。

5.8 中間処理・資源化・最終処分体制

5.8.1 し尿処理施設

(1) 施設の概要

岐阜市寺田プラントでは浄化槽汚泥の処理を、岐阜羽島衛生センターではし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っています。

岐阜市寺田プラントの施設の概要を表 5-8-1 に、岐阜羽島衛生センターの施設の概要を表 5-8-2 に示します。

表 5-8-1 施設の概要（岐阜市寺田プラント）

項 目	内 容		
施 設 名 称	岐阜市寺田プラント		
施 設 所 管	岐阜市 環境部		
施 設 所 在 地	岐阜県岐阜市寺田 1 丁目 11		
計 画 処 理 能 力	160 kℓ/日（浄化槽汚泥+デスポーザ汚泥）		
処 理 方 式	主 処 理：汚泥貯留槽+固液分離+希釈調整→下水投入 汚泥処理：スクリュープレス脱水機による固液分離 臭気処理：（高濃度・低濃度）腐植質脱臭剤+活性炭吸着処理→大気放		
希 積 水 の 種 類	井戸水		
脱 水 ろ 液 の 放 流 先	下水道投入		
し 渣 処 分 方 法	場外搬出→焼却処分		
脱 水 汚 泥 の 処 分 方 法	場外搬出→焼却処分		
下 水 道 放 流 水 質		基 準 値 ^{※1}	計 画 値 ^{※2}
	p H	5.0~9.0	5.0~9.0
	B O D (mg/ℓ)	600 未満	600 未満
	S S (mg/ℓ)	600 未満	600 未満
	T-N (mg/ℓ)	240 未満	240 未満
	T-P (mg/ℓ)	32 未満	32 未満
プ ラ ン ト 用 水 の 種 類	井戸水		
竣 工	平成 27 年 10 月（昭和 47 年 11 月建設）		
設 計 ・ 施 工	日立造船株式会社		

※1：岐阜市下水道条例第6条に基づく基準値です。

※2：放流先が下水道投入（下水処理場）であるため、基準値と同値としています。

表 5-8-2 施設の概要（岐阜羽島衛生センター）

項 目	内 容		
施 設 名 称	岐阜羽島衛生センター		
施 設 所 管	岐阜羽島衛生施設組合 (構成市町：岐阜市、羽島市、羽島郡 2 町 (笠松町、岐南町))		
施 設 所 在 地	岐阜県岐阜市境川 5 丁目 147 番地		
共 同 処 理	搬入市町：岐阜市、笠松町、岐南町		
計 画 処 理 能 力	100 kℓ/日 (し尿：50 kℓ/日、浄化槽汚泥：50 kℓ/日)		
処 理 方 式	主 処 理：標準脱窒素処理方式 汚泥処理：貯留→脱水→場外搬出 臭気処理：高濃度臭気：生物脱臭装置→腐植質脱臭剤→添着活性炭 中・低濃度臭気：腐植質脱臭剤→添着活性炭		
希 積 水 の 種 類	地下水		
放 流 先	河川 (境川→長良川)		
し 渣 処 分 方 法	場外搬出→焼却、再生利用		
脱水汚泥の処分方法	場外搬出→焼却、再生利用		
放 流 水 質		基 準 値 ^{※1}	計 画 値 ^{※2}
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD (mg/ℓ)	30 以下	10 以下
	COD (mg/ℓ)	40 以下	10 以下
	SS (mg/ℓ)	150 以下	10 以下
	T-N (mg/ℓ)	30 以下	30 以下
	T-P (mg/ℓ)	3 以下	3 以下
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000 以下	3,000 以下
竣 工	昭和 56 年 3 月		
設 計 ・ 施 工	株式会社セキスイエンパイロメント		

※1：放流先（公共用水域）の国や県が指定する水質汚濁に係る環境基準値です。

※2：放流先河川の環境負荷を考慮し、環境基準値よりも厳しく設定した計画値です。

（2）処理水

現在、岐阜市寺田プラントの処理水は公共下水道の放流基準まで固液分離及び希釈し、下水道放流しています。

岐阜羽島衛生センターの処理水は境川を經由して長良川に放流しています。

5.9 し尿処理経費

本市における過去5年間のし尿の収集・運搬及びし尿・浄化槽汚泥処理経費の推移を表5-9-1、図5-9-1及び図5-9-2に示します。

表5-9-1 し尿・浄化槽汚泥処理経費の推移

区分\年度		R2	R3	R4	R5	R6	
処理経費 (円/年)	し尿 収集・ 運搬	直営	41,317,331	35,635,491	36,209,891	49,565,076	47,867,352
		委託(岐阜地区)	41,163,878	40,267,884	39,042,204	37,768,825	36,069,102
		委託(柳津地区)	2,099,328	2,085,550	2,109,975	2,093,531	2,063,032
		し尿収集・運搬費	84,580,537	77,988,925	77,362,070	89,427,432	85,999,486
	処理・ 処分	し尿 (衛生センター)	40,496,200	47,205,384	35,082,489	64,329,625	51,742,441
		浄化槽汚泥	170,302,047	165,577,270	160,863,725	184,894,666	203,191,427
		衛生センター	45,020,800	38,311,616	28,015,511	52,846,375	46,440,559
		寺田プラント	125,281,247	127,265,654	132,848,214	132,048,291	156,750,868
		処理・処分費	210,798,247	212,782,654	195,946,214	249,224,291	254,933,868
		衛生センター計	85,517,000	85,517,000	63,098,000	117,176,000	98,183,000
		寺田プラント計	125,281,247	127,265,654	132,848,214	132,048,291	156,750,868
	処理経費計	295,378,784	290,771,579	273,308,284	338,651,723	340,933,354	
処理量 (kℓ/年)	し尿 収集・ 運搬	直営	1,023.50	1,026.70	1,040.50	1,038.00	966.30
		委託(岐阜地区)	2,931.60	2,773.60	2,581.60	2,439.30	2,271.40
		委託(柳津地区)	178.30	175.00	173.10	168.70	156.60
		し尿収集・運搬量	4,133.40	3,975.30	3,795.20	3,646.00	3,394.30
	処理・ 処分	し尿 (衛生センター)	4,133.30	3,975.30	3,795.10	3,645.90	3,394.20
		浄化槽汚泥	44,973.50	44,371.20	43,729.70	43,080.90	42,865.10
		衛生センター	3,033.40	3,225.30	3,034.10	2,993.60	3,045.30
		寺田プラント	41,940.10	41,145.90	40,695.60	40,087.30	39,819.80
		処理・処分量	49,106.80	48,346.50	47,524.80	46,726.80	46,259.30
		衛生センター計	7,166.70	7,200.60	6,829.20	6,639.50	6,439.50
		寺田プラント計	41,940.10	41,145.90	40,695.60	40,087.30	39,819.80
	し尿・浄化槽汚泥量	53,240.20	52,321.80	51,320.00	50,372.80	49,653.60	
1kℓ当たり 処理経費 (円/kℓ)	し尿 収集・ 運搬	直営	40,370	34,708	34,802	47,752	49,538
		委託(岐阜地区)	14,042	14,518	15,123	15,484	15,880
		委託(柳津地区)	11,774	11,915	12,192	12,412	13,174
		し尿収集・運搬	20,463	19,618	20,385	24,528	25,337
	処理・ 処分	し尿 (衛生センター)	9,797	11,875	9,244	17,644	15,244
		浄化槽汚泥	3,787	3,732	3,679	4,292	4,740
		衛生センター	14,842	11,879	9,234	17,653	15,250
		寺田プラント	2,987	3,093	3,264	3,294	3,937
		処理・処分	4,293	4,401	4,123	5,334	5,511
		衛生センター処理	11,932	11,876	9,239	17,648	15,247
		寺田プラント処理	2,987	3,093	3,264	3,294	3,937
	し尿・浄化槽汚泥1kℓ当たり	5,548	5,557	5,326	6,723	6,866	

注) 項目ごとに四捨五入しているため、合計値と合わない場合があります。

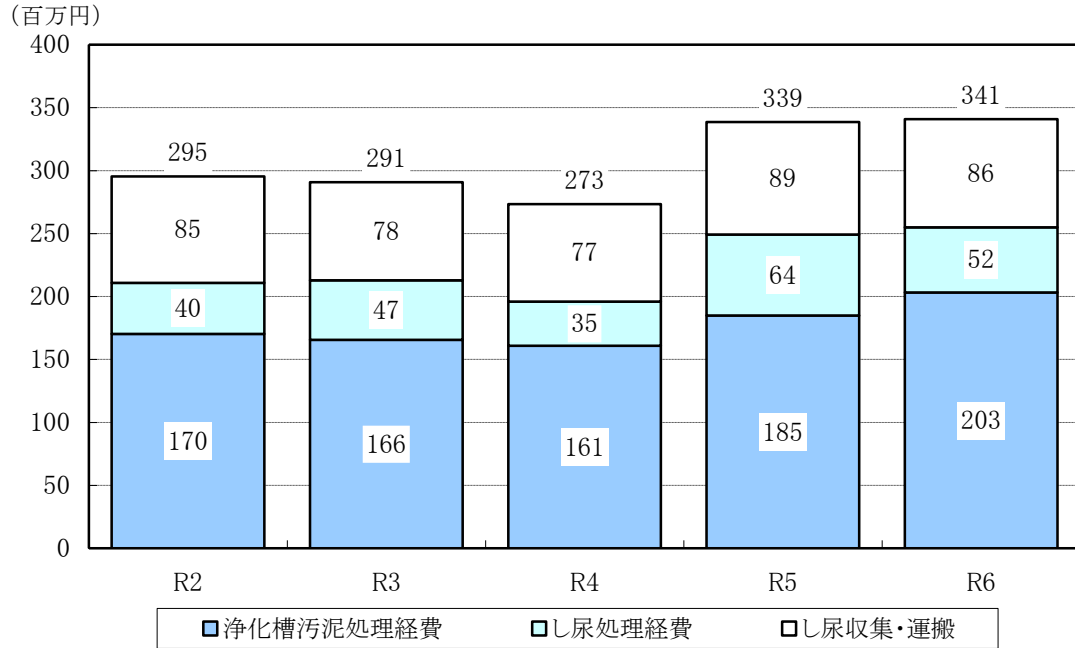


図 5-9-1 し尿・浄化槽汚泥処理経費の推移

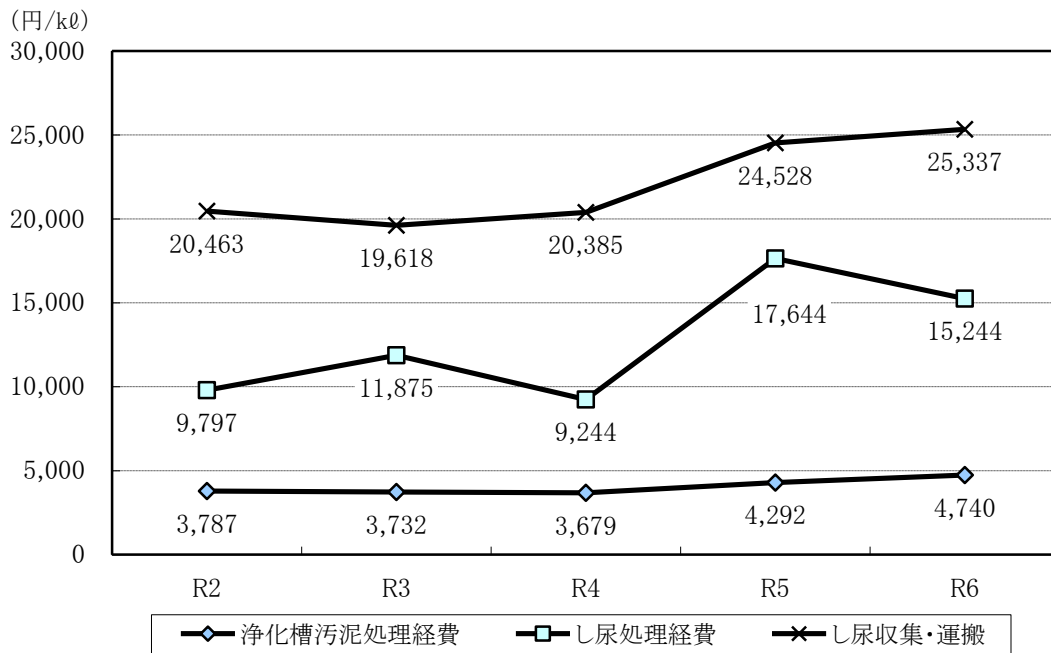


図 5-9-2 し尿・浄化槽汚泥 1kℓ当たり処理経費の推移

5.10 生活排水処理率

生活排水処理率とは、下水道人口及び合併処理浄化槽人口など、し尿と生活雑排水の両方を衛生的に処理している人口の計画処理区域内人口に対する比率です。

本市における生活排水処理率の推移を表 5-10-1、図 5-10-1 に示します。

生活排水処理率は令和 2 年度の 87.0%から令和 6 年度には 87.9%に向上しています。

表 5-10-1 生活排水処理率の推移

区分 / 年度	R2	R3	R4	R5	R6
計画処理区域内人口（行政区域内人口）（人）	406,407	402,965	401,294	399,492	397,670
水洗化・生活雑排水処理人口（人）	353,424	352,133	351,157	350,546	349,625
生活排水処理率（%）	87.0	87.4	87.5	87.7	87.9

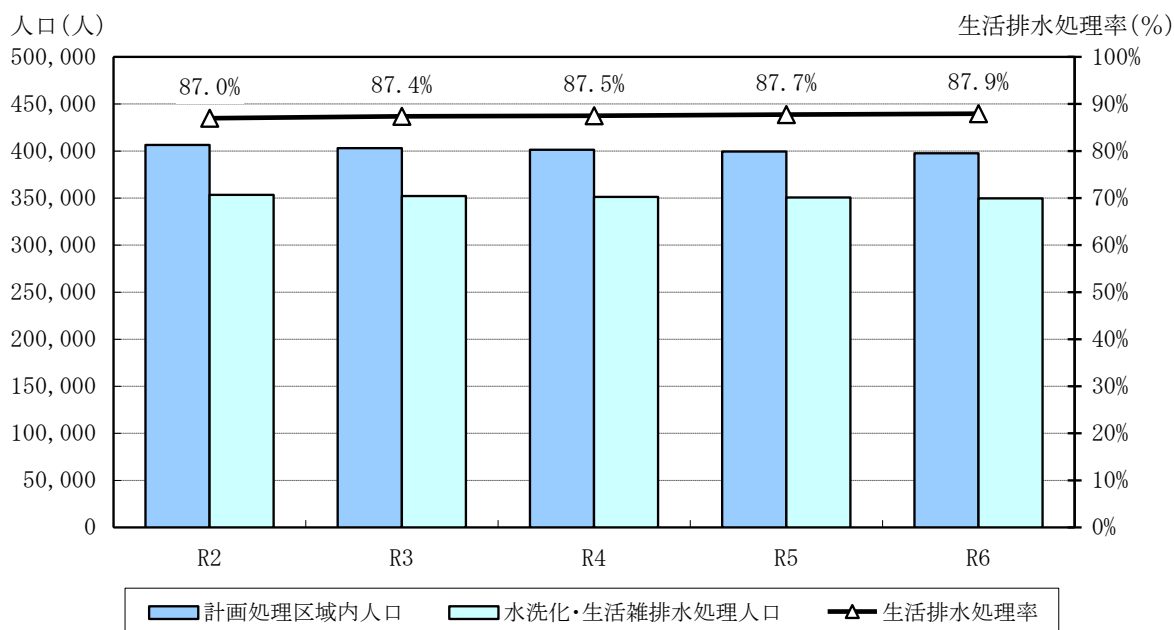


図 5-10-1 生活排水処理率の推移

5.11 課題の抽出

5.11.1 公共下水道

公共下水道事業、流域関連公共下水道事業とも、整備は順調に進んでおり、下水処理人口普及率は94.3%（下水道処理人口÷行政区域内人口）です（令和7年3月末）。

本市の下水道は昭和12年から共用を開始しており、施設の老朽化が課題となっていることから、今後は、ストックマネジメントによる計画的かつ効率的な施設の更新や維持管理を行っていく必要があります。

5.11.2 し尿の収集運搬

収集対象の汲み取りトイレは減少しつつありますが、工事現場やイベント等の仮設トイレ、家屋の構造上浄化槽を導入できない場合のほか、災害時に設置される非常用トイレの対応等から、し尿の収集運搬業務がなくなることはないと考えられます。今後は、汲み取りが必要なトイレの設置状況に応じた適切かつ効率的な収集運搬を行う必要があります。

5.11.3 し尿処理施設の長寿命化又は施設更新の検討

岐阜市寺田プラントは、昭和47年11月に建設され、し尿処理施設として処理を行っていましたが、平成17年に浄化槽汚泥専門処理施設に改造しました。その後、平成26年から2か年計画で、有機性廃棄物リサイクル施設への改造工事を実施しており、工事完了後、約9年が経過しています。

また、岐阜羽島衛生センターは昭和56年3月に竣工し、稼働後約44年以上が経過しているため、毎年適切な修理・補修工事を実施しているものの、老朽化した設備機器もあり、長寿命化計画に沿って設備改修を行っています。

今後は、設備機器のように確認することが難しい受入槽などの水槽類の経年劣化等も考えられることから、寺田プラント、岐阜羽島衛生センター共に大規模な基幹的整備、施設の更新等の検討を行う必要があります。

5.11.4 し尿・浄化槽汚泥と下水との共同処理の検討

将来的に、し尿や浄化槽汚泥は減少していくと予想されることから、効率的かつ経済的な処理を行っていくため、下水との共同処理について検討する必要があります。

5.11.5 ディスポーザー汚泥の対応

台所の排水口に設置し、生ごみを破砕して排水とともに公共下水道へ流すディスポーザーについては、日本で公共下水道や合併処理浄化槽が普及し始めたばかりの1960年代に導入が始められたことから、粉砕された生ごみが生活雑排水とともに未処理で放流されることも多く、旧建設省が使用の自粛を求めたこともあり、多くの自治体で設置できない状態が続いていました。

また、国土交通省の「ディスポーザー導入による影響評価に関する研究報告（平成17年7月）」では、汚泥処理施設への影響について、消化ガス発生量の増加、汚泥熱量の増加による助燃料使用量の減少（汚泥焼却炉が整備されている場合）、汚泥有効利用量が増加する等のメリットが考えられるものの、汚泥濃縮槽、嫌気性消化槽、脱水機などへの固形物負荷が増加するデメリットが考えられると評価されています。

ディスポーザー対応型合併処理浄化槽を設置している世帯ではディスポーザーを設置しても問題ない場合もありますが、し尿汲み取りトイレ又は単独処理浄化槽の利用世帯が導入した場合には生ごみ等のディスポーザー粉砕物が公共用水域へ放流されてしまうという大きな問題となる可能性があります。本市では、下水道施設への影響等から、ディスポーザー排水が直接下水道に排出されるディスポーザーの使用は、一部の地域（北西部処理区）でのみ認めています。

このような状況を踏まえて、ディスポーザーの設置に際しては、生活排水の処理状況に十分配慮するように、利用者に対する意識啓発を推進する必要があります。

5.11.6 処理料金の適正化

し尿等処理手数料は、平成 12 年に前年行われた下水道料金改定に伴い料金の見直しを行って以降、令和元年度の消費税改定時に臨時収集加算金の見直しを行いました。したが、それ以降は改定を行っていないため、今後の状況に応じて料金改定について検討する必要があります。

第6章 生活排水処理基本計画（生活排水処理推進計画）

6.1 計画策定にあたっての検討事項

岐阜市では、人口密集度を考慮し、市街化区域は集合型生活排水処理施設（下水道）、市街化調整区域は個別型生活排水処理施設（合併処理浄化槽）による生活排水処理を基本方針としています。

生活排水処理に係る既存計画が上記基本方針と整合がとれていることを経済的要因、社会的要因、投資的効果発現の迅速性、地域環境保全効果及び将来見通しの5つの視点により確認した結果、表6-1-1に示すように下水道、合併処理浄化槽とも5つの視点すべてで整合がとれていることを確認できました。

表 6-1-1 生活排水処理に係る確認事項

	下水道 (公共下水道事業、 流域関連公共下水道事業)	合併処理浄化槽 (浄化槽設置整備事業)
経済的要因 (評価の視点) 施設整備の対象となる地域の地理的条件、人口密集度等を勘案し、集合処理とすべきか、個別処理とすべきかが検討されているか。	「市街化区域」及び「下水道区域に隣接する区域で下水道での採算が可能な地域」を対象としており、集合型生活排水処理施設が有利な人口密集度が高い地域を対象としている。	下水道整備が当分の間見込まれない地域（原則として7年以上見込まれない地域）を対象としており、個別型生活排水処理施設が有利な人口密集度が低い地域を対象としている。
社会的要因 (評価の視点) 実際に施設の選定を行うに当たっては、社会的要因への配慮が重要であり、要因の抽出・整理、影響等が検討されているか。	少子高齢化、人口減少、節水型社会への移行など、社会的要因の変化に対応するため、適宜、事業計画を見直している。	少子高齢化、人口減少、節水型社会への移行など、社会的要因の変化に対応するため、適宜、事業計画を見直している。
投資的効果発現の迅速性 (評価の視点) 建設に要する期間等を考慮し、水洗化の要望への対応や生活雑排水対策の効果がいつの時点で期待できるかが検討されているか。	下水道は污水管布設工事に長期間を要するが、事業計画区域8,760haのうち8,030ha(91.7%)が整備済みである。	1週間程度で設置工事が完了するため、投資効果発現は早い。
地域環境保全効果 (評価の視点) 処理施設における処理水質レベルのみならず、小水域での自然浄化能力を十分に活用できる点にも配慮されているか。	下水道終末処理は、必要な処理能力を有する施設を、適切に運転・維持管理しているため、良好な放流水質を確保できている。	放流水は合併処理浄化槽の設置場所周辺の水路に放流されるため、地域内の水路等の流量確保・自浄性確保が期待できる。
将来見通し (評価の視点) 将来、施設の拡張等を必要とするか否かの見通しについて検討されているか。	事業計画区域の91.7%が整備済み、下水道に87.1%の人口が接続済みであり、今後の大規模な施設拡張は不要である。	毎年70基程度の設置実績があり、今後も同程度の年間設置数を確保できるよう努める。

6.2 生活排水処理形態別人口、計画処理量の予測

6.2.1 予測手順

本市における生活排水処理形態別人口は、表 5-2-1 に示した実績値を基にそれぞれ予測します。

また、し尿及び浄化槽汚泥の計画処理量の予測については、表 5-3-1 に示した実績値から 1 人 1 日平均排出量（原単位）を算出し、生活排水処理形態別人口の将来予測値に乗じて予測します。

6.2.2 1 人 1 日平均排出量の算出

し尿及び浄化槽汚泥の 1 人 1 日平均排出量（原単位）の算出結果を表 6-2-1 に示します。

表 6-2-1 し尿及び浄化槽汚泥の 1 人 1 日平均排出量（原単位）の算出結果

区 分		単位	H2	H3	H4	H5	H6	平均値
原 単 位	し尿 1 人 1 日平均排出量	ℓ/人・日	3.96	4.04	4.14	4.46	4.48	4.22
	浄化槽汚泥 1 人 1 日平均排出量	ℓ/人・日	1.67	1.70	1.69	1.68	1.70	1.69

※し尿 1 人 1 日平均排出量＝日平均し尿量 ÷ し尿汲み取り人口 × 1,000
 浄化槽汚泥 1 人 1 日平均排出量＝日平均浄化槽汚泥量 ÷ （合併処理浄化槽人口＋
 単独処理浄化槽人口） × 1,000

6.2.3 生活排水処理形態別人口及び計画処理量の予測結果

各年度の生活排水処理形態別人口及び計画処理量の予測結果を表 6-2-2、図 6-2-1、図 6-2-2 に示します。

今後、単独処理浄化槽人口とし尿汲み取り人口の減少に伴い、本市が処理すべきし尿・浄化槽汚泥の計画処理量は減少していくものと予測されます。

表 6-2-2 生活排水処理形態別人口及び計画処理量の予測結果

区分 / 年度	単位	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1 計画処理区域内人口	人	397,670	396,393	394,646	392,898	391,151	389,403	387,656	385,908	384,161	382,413	380,666	378,918
2 水洗化・生活雑排水処理人口	人	349,625	348,829	348,082	347,363	346,668	345,995	345,345	344,713	344,103	343,511	342,938	342,384
(1) 浄化槽人口 (合併処理浄化槽)	人	23,215	23,189	23,248	23,331	23,433	23,553	23,692	23,845	24,015	24,199	24,398	24,611
(2) 公共下水道人口	人	326,410	325,640	324,834	324,032	323,235	322,442	321,653	320,868	320,088	319,312	318,540	317,773
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	人	45,970	45,497	44,572	43,608	42,613	41,590	40,539	39,466	38,368	37,248	36,108	34,945
4 非水洗化人口	人	2,075	2,067	1,992	1,927	1,870	1,818	1,772	1,729	1,690	1,654	1,620	1,589
(3) し尿汲み取り人口	人	2,075	2,067	1,992	1,927	1,870	1,818	1,772	1,729	1,690	1,654	1,620	1,589
(4) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	87.9	88.0	88.2	88.4	88.6	88.9	89.1	89.3	89.6	89.8	90.1	90.4
処理量 (年量)	k0/年	3,394	3,380	3,256	3,159	3,059	2,971	2,898	2,837	2,763	2,705	2,650	2,606
浄化槽汚泥量	k0/年	42,865	42,621	42,081	41,651	40,982	40,420	39,854	39,392	38,708	38,128	37,544	37,057
(1) 岐阜市寺田プラント搬入分	k0/年	39,820	39,606	39,033	38,580	37,920	37,361	36,810	36,358	35,708	35,157	34,606	34,151
(2) 岐阜羽島衛生センター搬入分	k0/年	3,045	3,015	3,048	3,071	3,062	3,059	3,044	3,034	3,000	2,971	2,938	2,906
合計	k0/年	46,259	46,001	45,337	44,810	44,041	43,391	42,752	42,229	41,471	40,833	40,194	39,663
処理量 (日量)	k0/日	9.30	9.26	8.92	8.63	8.38	8.14	7.94	7.75	7.57	7.41	7.26	7.12
浄化槽汚泥量	k0/日	117.44	116.77	115.29	113.80	112.28	110.74	109.19	107.63	106.05	104.46	102.86	101.25
(1) 岐阜市寺田プラント搬入分	k0/日	109.10	108.51	106.94	105.41	103.89	102.36	100.85	99.34	97.83	96.32	94.81	93.31
(2) 岐阜羽島衛生センター搬入分	k0/日	8.34	8.26	8.35	8.39	8.39	8.38	8.34	8.29	8.22	8.14	8.05	7.94
合計	k0/日	126.74	126.03	124.21	122.43	120.66	118.88	117.13	115.38	113.62	111.87	110.12	108.37

注) 項目ごとに四捨五入しているため、合計値と合わない場合があります。

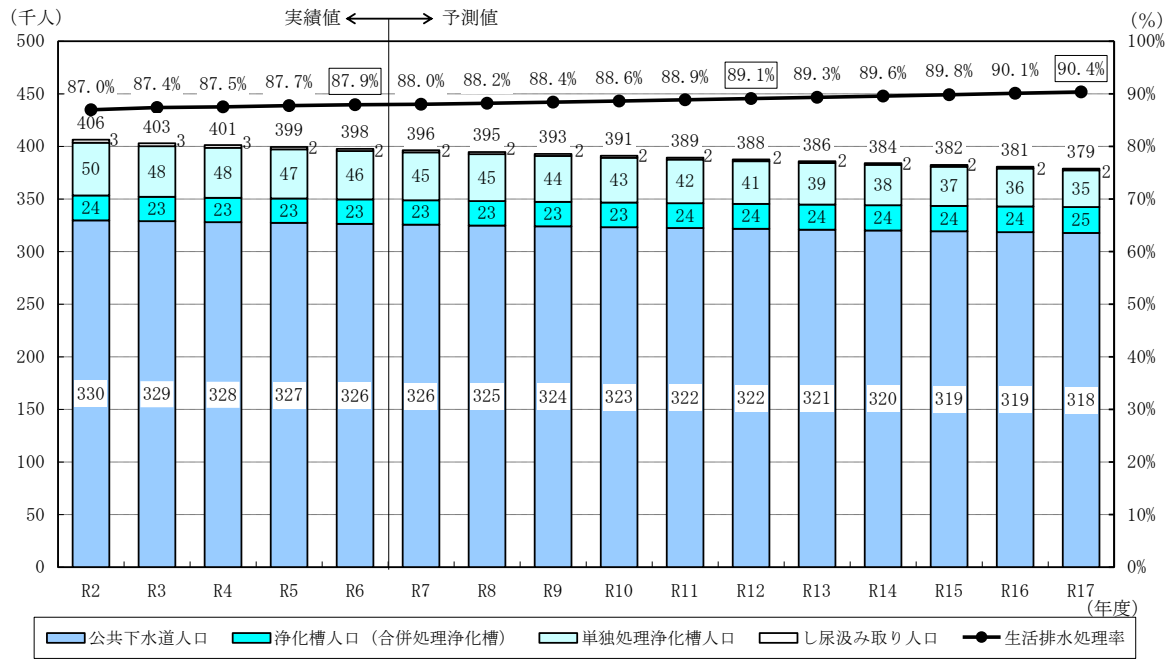


図 6-2-1 生活排水処理形態別人口の推移

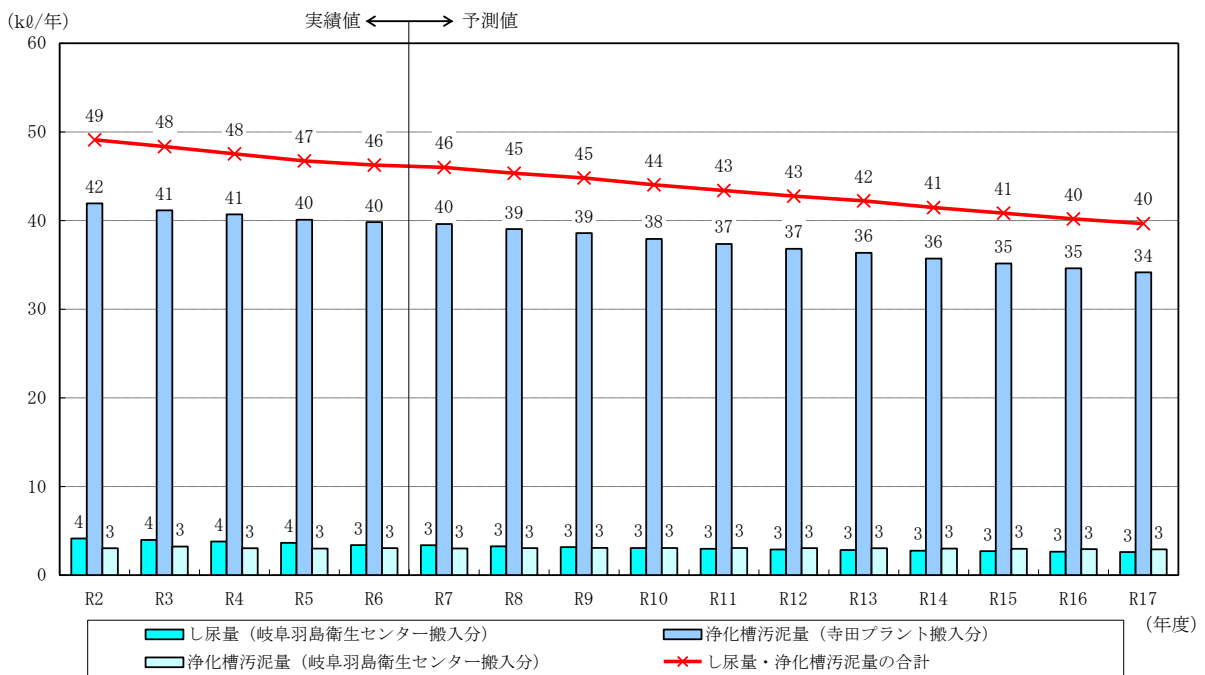


図 6-2-2 し尿・浄化槽汚泥計画処理量の推移

6.3 生活排水の目標値

6.3.1 現計画目標値の達成状況

現計画における中間目標値に対する現状は、表 6-3-1 のとおりです。中間目標として設定していた目標値 89.6%には 1.6 ポイント届かないことが予測されます。

本計画の目標達成のためには、引き続き生活排水処理率の向上に向けた施策の継続が必要です。

表 6-3-1 中間目標の達成状況

項目	現計画	実績値からの予測		
	令和 7 年度	令和 7 年度		
	中間目標値	予測値	差	達成
生活排水処理率	89.6%	88.0%	-1.6P	×

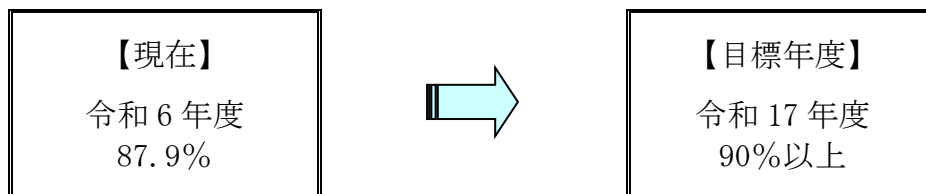
6.3.2 生活排水処理の目標

基本理念及び基本方針を達成するための行動の目安となる具体的な数値目標を掲げます。

令和 6 年度における本市の生活排水処理率は 87.9%です。本市では、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽への切替により、計画目標年度である令和 17 年度までに生活排水処理率を 90%以上にすることを目指します。

【本計画の数値目標】

- 令和 17 年度までに生活排水処理率 90%以上を達成します。



注：「生活排水処理率」とは、公共下水道や合併処理浄化槽等の生活雑排水も衛生的に処理できる生活排水処理施設による処理率を表したものです。

6.4 基本理念と基本方針

6.4.1 基本理念

近年、都市化の進展や生活様式の変化等により、生活排水による河川の水質汚濁が問題となっています。

こうした中、平成5年1月、岐阜県は、長良川下流域及び新境川流域の本市を含む3市10町（現在は5市4町）について、生活排水対策を特に推進する必要があるとして、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定しました。

また、本市は、人々に多大な恩恵を与えている長良川の貴重な水資源を次世代に引き継いでいくため、流域自治体等が共通認識のもと、環境保全活動を実施することを目的に設置された「長良川流域環境ネットワーク協議会」に参加しています。

今後、市民と協働して生活排水対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市内の中小河川及び水路の生活排水による水質汚濁の防止を図り、全国に誇れる水のまちを目指し、次項の基本方針に沿った施策を展開していきます。

6.4.2 基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととし、生活排水処理施設整備の基本方針は次のとおりとします。

（1）公共下水道

本市の市街化区域の下水道整備は概ね完了しており、今後は下水道による処理が効率的な区域のうち、地域の実情に応じて採算が可能な地域等の整備を行います。

（2）合併処理浄化槽

下水道が整備されていない区域は合併処理浄化槽を基本とします。

なお、下水道事業計画区域外及び区域内であっても下水道が当面整備されない区域に設置される浄化槽については、設置費の一部を補助します。

(3) 単独処理浄化槽、汲み取りトイレ

下水道が使用できない区域に既に設置されている単独処理浄化槽及び汲み取りトイレに関しては、合併処理浄化槽への切り替えに伴う配管工事費の一部を補助します。また、単独処理浄化槽の撤去に係る費用の一部に対しても補助をします。

6.5 排出抑制計画

6.5.1 排出抑制に関する目標

生活圏から発生する生活排水により、河川や湖沼等の公共用水域をはじめとする生活環境への汚濁負荷を削減することを目標とします。

6.5.2 排出抑制方法

(1) 公共下水道への接続の促進

下水道処理区域内については、公共下水道への接続を促進し、水洗化率の向上を図ります。

(2) 浄化槽の適正な維持管理

適切な管理がなされていない浄化槽は処理能力が低下し、適正に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の要因となるため、浄化槽の定期点検、清掃等の維持管理を適正に実施するよう指導します。

(3) 啓発活動の推進

市民に対し、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の整備、浄化槽の適正な維持管理の重要性を啓発するとともに、生活排水処理対策の必要性について広くPRを行います。

6.6 目標及び整備計画

6.6.1 処理体系の目標

本市から発生するすべての生活排水を処理施設において処理することを目標とします。

なお、本市では、公共下水道計画区域では下水道を整備し、その他の地域では合併処理浄化槽等による処理を継続し、発生する浄化槽汚泥についてはし尿処理施設で適正処理を図ります。

本市における将来の生活排水処理体系を図 6-6-1 に示します。

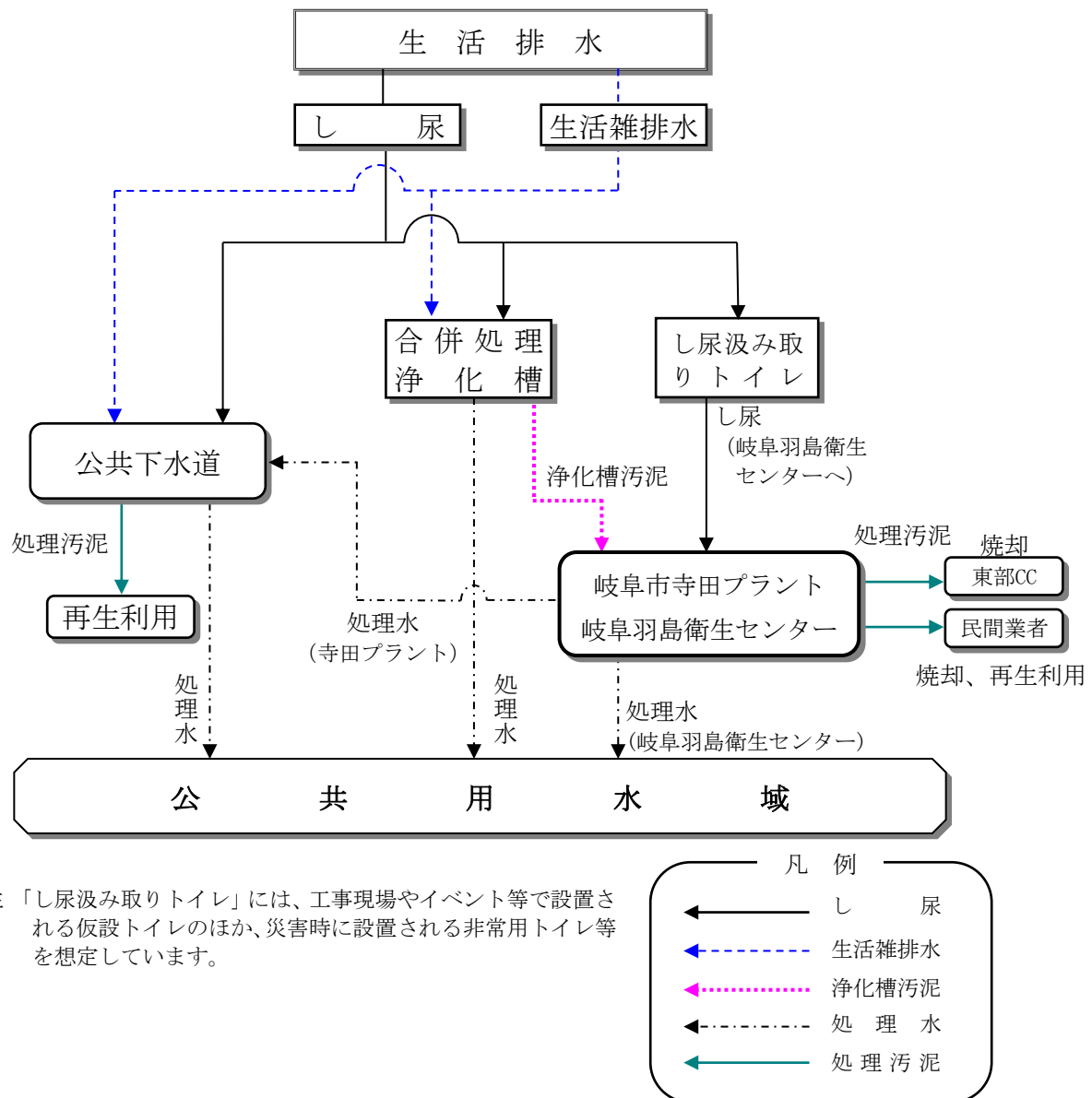


図 6-6-1 将来の生活排水処理体系

6.6.2 整備目標

整備目標を達成するには、今後は下水道による処理が可能な区域では、公共下水道への接続を促進するため、以下の施策を実施します。

下水道処理区域以外の区域では、合併処理浄化槽による処理を行うものとします。

ただし、本市では将来的に行政区域内人口の減少が予測されています。それに伴い、下水道人口や合併処理浄化槽人口も減少していくことが考えられることから、状況によっては一時的に生活排水処理率が低下することも懸念されます。

そのため、長期計画である下水道計画の修正や、より柔軟に対応できる合併処理浄化槽の補助制度の拡充等について検討していく必要があります。

(1) 整備目標達成のための施策

1) 公共下水道普及促進

下水道処理区域においては、継続的な戸別訪問によって下水道のメリットを伝えることに加え、助成制度を活用することにより、下水道利用者数を増加させることで、生活排水処理率の向上を図ります。

2) 合併処理浄化槽普及促進

下水道未整備区域における生活排水処理率の向上を図るため、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えに対する補助金の交付などの支援の充実を図ります。

更に、戸別訪問や広報紙、市のホームページによる普及活動を実施します。

(2) 生活排水処理形態別人口及び計画処理量の目標

各年度の生活排水処理形態別人口及び計画処理量の目標を以下に示します。

表 6-6-1 生活排水処理人口及び処理率（抜粋）

区分 / 年度	実績		中間目標年度		目標年度	
	R6		R12		R17	
1 計画処理区域内人口（行政区域内人口）	397,670		387,656		378,918	
2 水洗化・生活雑排水処理人口 （右欄：生活排水処理率）	349,625	87.9%	345,345	89.1%	342,384	90.4%
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	45,970		40,539		34,945	
4 非水洗化人口	2,075		1,772		1,589	

※生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

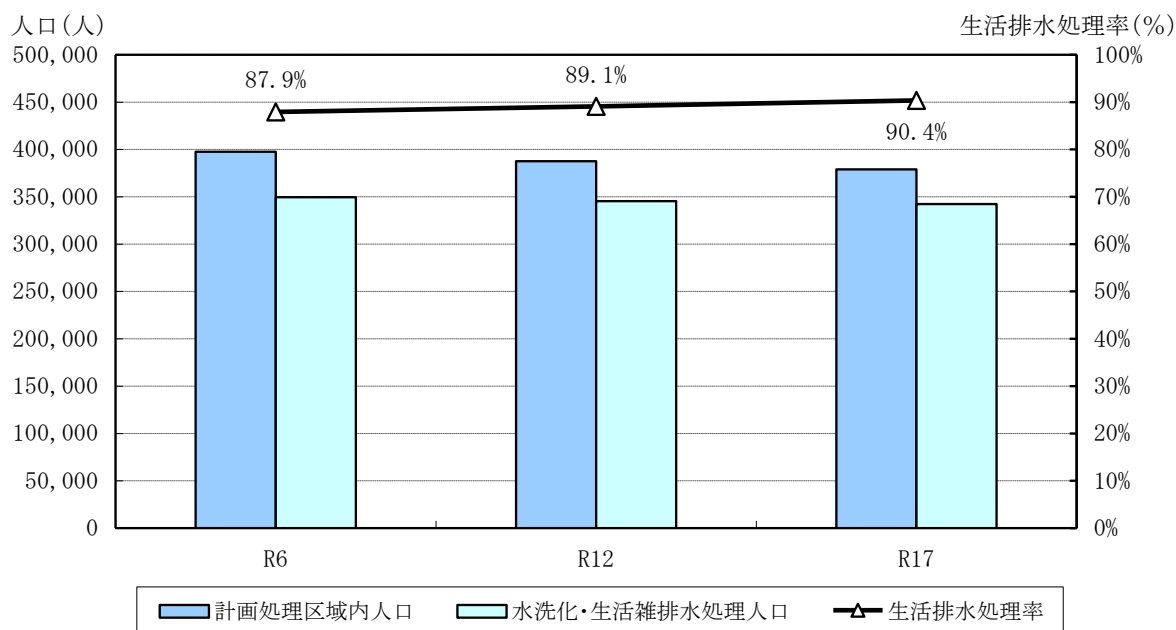


図 6-6-2 生活排水処理人口及び処理率（抜粋）

6.6.3 整備計画及び維持管理計画

本市で公共下水道、合併処理浄化槽を整備していく区域及び人口を表 6-6-2 に示します。

また、処理区域及びそれぞれの処理方針を以下に整理します。

表 6-6-2 生活排水処理に関する区域及び人口

区分	計画処理区域	計画処理人口（人）			供用開始年度
		R6	R12	R17	
計画処理区域内人口	岐阜市行政区域内人口	397,670	387,656	378,918	—
合併処理浄化槽	下水道整備区域以外	23,215	23,692	24,611	—
公共下水道	下水道整備区域 (市街地、その他)	326,410	321,653	317,773	昭和12年度

※計画処理人口＝（合併処理浄化槽人口＋公共下水道人口）＝水洗化・生活雑排水処理人口

（１）公共下水道

本市の市街化区域の下水道整備は概ね完了しており、今後は下水道による処理が効率的な区域のうち、地域の実情に応じて採算が可能な地域等の整備を行います。

（２）合併処理浄化槽

下水道整備区域以外の区域では、し尿汲み取りトイレや単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を推進します。

また、合併処理浄化槽は、清掃、点検等の維持管理が適正に行われない場合、その処理性能が十分に発揮されず、水質汚濁や悪臭の原因となります。浄化槽の維持管理は、管理者の責任において許可業者及び登録業者がそれぞれ清掃及び点検を行っており、その維持管理方法について指導をしていきます。

（３）コミュニティ・プラント

本市におけるコミュニティ・プラントの整備計画は、現時点ではありません。

（４）農業集落排水施設

本市における農業集落排水施設の整備計画は、現時点ではありません。

6.7 収集・運搬、中間処理、最終処分計画

6.7.1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する目標

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥の量を把握して適正に収集し、し尿処理施設へ安全にかつ、迅速に運搬します。

(2) 収集区域

収集区域は本市の行政区域全体とします。

(3) 収集・運搬方法

1) 収集区分

収集区分は、し尿と浄化槽汚泥(単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥)とします。

2) 実施主体

し尿の収集・運搬の実施主体は直営及び委託、浄化槽汚泥の収集・運搬の実施主体は許可業者によるものとします。

3) 収集・運搬機材

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬機材は、バキューム車によるものとします。

4) 収集方法

収集方法は現行どおりとし、し尿は直営及び委託業者による収集、浄化槽汚泥は許可業者による収集とします。

人口の減少や公共下水道の普及に伴い、将来的に減少していくと予測されるし尿及び浄化槽汚泥の量及び箇所数に見合った収集体制の効率化・円滑化を図ります。

6.7.2 中間処理計画（し尿・汚泥の処理計画）

（１）中間処理に関する目標

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥の量、質を把握して適正に処理し、し尿処理施設の設備状況を勘案した適正な施設運営を行います。

（２）中間処理量

中間処理量は、原則として本市全域から発生するし尿及び浄化槽汚泥の全量とします。

今後、人口の減少や公共下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の量が減少していくと予測されるため、それに対応した処理を実施していきます。

（３）処理方法

現行どおり、中間処理施設（岐阜市寺田プラント、岐阜羽島衛生センター）でし尿及び浄化槽汚泥を適切に処理します。

6.7.3 最終処分計画

（１）最終処分に関する目標

中間処理の一次処理で発生する沈砂、し渣、汚泥を焼却処理し、その残渣を適正に埋立処分します。

（２）最終処分方法

し尿処理施設に関する最終処分は、処理工程から発生する沈砂、し渣、汚泥が該当します。

寺田プラントについては、今までどおり助燃剤として焼却の上、最終処分します。

岐阜羽島衛生センターの沈砂、し渣、汚泥は収集・運搬、処分の全てを民間業者へ委託しています。

6.7.4 収集・運搬、中間処理、最終処分計画の整理

収集・運搬、中間処理、最終処分計画を整理して表 6-7-1 に示します。

表 6-7-1 収集・運搬、中間処理、最終処分計画

区分	収集運搬	中間処理				最終処分	
		一次処理	計画平均処理量(kℓ/日)				二次処理 (焼却、再生利用)
			R6	R12	R17		
し尿	直営・委託	岐阜羽島衛生センター (し尿処理施設)	9.30	7.94	7.12	岐阜羽島衛生施設組合が 委託する処理業者	
浄化槽汚泥	許可業者		8.34	8.34	7.94		
		寺田プラント	109.10	100.85	93.31	東部クリーンセンター (ごみ焼却施設) 大杉一般廃棄物最終処分場	

6.8 その他

6.8.1 市民に対する広報・啓発活動

今後、適切な生活排水処理を実施するための啓発活動として、以下に示す内容を推進します。

(1) 生活排水に対する市民意識の高揚

公共用水域の水質汚濁の現状と、その原因のひとつが各家庭から排出される生活雑排水等にあることについて、戸別訪問やパンフレット、ポスター、広報誌及び市ホームページ等による広報を定期的に行い、市民の生活排水に対する意識を高めていきます。

(2) 施設・設備等見学会の開催

水質汚濁と生活排水との関係を深く理解してもらうため、汚濁の進行している河川・湖沼等や汚濁浄化した河川・湖沼等の現状、処理施設や設備の見学会実施等について検討します。

